

2022年度知的財産活調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2022

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2022年度知的財産活動調査(2022年12月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(<https://www.kipo.go.kr/ko/stat/kpoStatPgmMgmt.do?menuCd=SCD0200661&parntMenuCd2=SCD0200284>)

【免責条項】 本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

利用者のために

1. この報告書は韓国企業、大学・公共研究機関(以下、大学・公共(研))による知的財産活動の状況を把握するためのもので、基準年度に産業財産権の出願及び登録実績のある企業及び大学・公共(研)を対象に2022年に実施した知的財産活動の調査結果を記録しています。
2. 報告書に記された統計数値は、「知的財産活動を行う」企業及び大学・公共(研)の実態について調査したもので、別途の注釈がない限り、標本調査の結果を基に母数を推定(parameter estimates)した結果を載せています。
3. 統計数値は四捨五入をしているため、各項目の計と総計が一致しない場合もあり、複数回答項目は構成比の計が100を超える場合もあります。
4. この報告書で使われたすべての図と表の年度は、別途表示がない限り回答対象基準年度(2021年)を意味します。即ち、本報告書の統計は2022年度に施行した2021年度基準の調査結果となります。
5. 2020年以降の調査では標本設計方法の変更により、2019年までの調査結果と時系列での比較に断絶が生まれていることに留意してください。
6. 本報告書の統計を引用する際は必ず「2022年度知的財産活動調査」を明記し、知的財産活動を行わない全体企業の状況と拡大して解釈しないようご注意ください。
7. 報告書及び統計表の全文は特許庁(<http://www.kipo.go.kr>)、または韓国知識財産研究院(<http://kiip.re.kr>)のホームページで、主な統計表は国家統計ポータル(<http://kosis.kr>)でダウンロードでき、お問い合わせは韓国知識財産研究院(02-2189-2627)にご連絡ください。

CONTENTS

要約文.....	11
I. 調査の概要.....	15
第1節 調査の目的及び沿革.....	15
1. 調査の目的.....	15
2. 調査の沿革.....	16
第2節 調査の対象.....	21
1. 母集団.....	21
2. 標本設計.....	24
第3節 調査内容及び方法.....	32
1. 知的財産活動の定義.....	32
2. 調査質問項目の設計.....	33
3. 調査期間及び方法.....	34
第4節 調査の結果及び推定.....	37
1. 調査の実施結果.....	37
2. 母数の推定.....	40
3. 主要変数の統計量(企業部門).....	42
第5節 用語の説明.....	51
II. 企業の知的財産活動.....	57
第1節 知的財産のインフラ.....	57
1. 母集団の特性.....	57
2. 研究開発活動.....	57
3. 知的財産担当組織及び人材.....	58
4. 知的財産担当人材向け職務教育.....	63
5. 知的財産関連活動費.....	65
第2節 知的財産の主要活動及び成果.....	68
1. 外部からの知的財産導入.....	68
2. 産業財産権の出願・登録.....	70
3. 職務発明補償.....	71
4. 知的財産の移転.....	77
5. 営業秘密管理及び技術流出防止管理.....	79
6. 知的財産管理に対する政策需要.....	81
第3節 特許基盤の知的財産活動.....	84

1. R&D段階別の主要知的財産活動遂行.....	84
2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力.....	86
Ⅲ. 大学及び公共研究機関の知的財産活動.....	92
第1節 知的財産のインフラ.....	92
1. 研究開発活動.....	92
2. 知的財産担当組織及び人材.....	93
3. 知的財産担当人材向け職務教育.....	97
4. 知的財産関連の活動費.....	99
5. 大学における知的財産講座.....	101
第2節 知的財産の主要活動及び成果.....	103
1. 産業財産権の出願・登録.....	103
2. 職務発明補償.....	104
3. 知的財産の移転.....	110
4. 知的財産管理に対する政策需要.....	114
第3節 特許基盤の知的財産活動.....	117
1. R&D段階別の主要知的財産活動の遂行.....	117
2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力.....	121
付録.....	127
1. 業種と韓国標準産業分類(KSIC)間の連携表.....	127
2. 知的財産活動調査票.....	129

表目録

[表1.1]知的財産活動調査の主要沿革.....	18
[表1.2]調査母集団選定基準の変更内訳.....	21
[表1.3]標本抽出枠組みの作成過程.....	23
[表1.4]年度別調査母集団の規模.....	24
[表1.5]業種別企業類型別母集団の分布.....	25
[表1.6]業種別産業財産権出願規模別母集団の分布.....	26
[表1.7]標本の大きさによる相対標準誤差.....	27
[表1.8]標本配分の結果.....	28
[表1.9]業種別、企業類型別、産業財産権出願規模別の母集団分布と標本配分の結果.....	30
[表1.10]大学・公共(研)の母集団の分布.....	31
[表1.11]知的財産活動の分類.....	32
[表1.12]知的財産活動調査の主要調査項目.....	33
[表1.13]アンケート調査のプロセス及び方法.....	35
[表1.14]調査拒否、不誠実な回答、無回答に対する対応策.....	35
[表1.15]業種名、企業類型別、産業財産権出願規模別企業の回収状況.....	37
[表1.16]大学・公共(研)の回収状況.....	38
[表1.17]業種別、企業類型別、産業財産権出願規模別の目標標本に対する回収状況.....	38
[表1.18]企業類型別産業財産権出願規模別の回収状況.....	39
[表1.19]大学・公共(研)の機関類型別産業財産権出願規模別回答機関の分布.....	39
[表1.20]最終適用加重値(企業).....	40
[表1.21]最終適用加重値(大学・公共(研)).....	41
[表1.22](主要指標の統計量)知的財産担当組織の保有率.....	43
[表1.23](主要指標の統計量)知的財産担当人材の保有有無.....	44
[表1.24](主要指標の統計量)知的財産担当人材向け職務教育の実施有無.....	45
[表1.25](主要指標の統計量)知的財産サービスの利用有無.....	46
[表1.26](主要指標の統計量)知的財産の導入及び移転実績の有無.....	47
[表1.27](主要指標の統計量)海外特許出願及び登録実績の有無.....	49
[表1.28]知的財産サービス産業の特殊分類体系.....	52
[表2.1]企業形態及び輸出活動の有無による企業母集団の分布(2022年基準).....	57
[表2.2]企業母集団の研究開発インフラ及び投資状況.....	58
[表2.3]知的財産専門担当人材の需要及び採用計画.....	63
[表2.4]知的財産担当人材向け職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容.....	64
[表2.5]知的財産の出願・審査・維持費用.....	65

[表2.6]知的財産サービスの利用状況.....	66
[表2.7]産業財産権国内出願の増減に影響を及ぼす要因.....	71
[表2.8]発明申告/出願/登録補償金の支給状況.....	76
[表2.9]出願留保補償金の支給状況.....	76
[表2.10]実施/処分補償金の支給状況.....	77
[表2.11]企業が保有する特許の活用状況(2022年基準).....	79
[表2.12]国内企業の効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性.....	82
[表2.13]国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性.....	82
[表2.14]直近3年間国内外技術取引システムの活用度.....	88
[表3.1]大学・公共(研)母集団の研究開発人材及び投資の状況.....	92
[表3.2]知的財産専門担当人材の採用計画.....	97
[表3.3]職務教育の実施を希望する場合に扱うべき内容.....	98
[表3.4]知的財産の出願・審査・維持費用.....	99
[表3.5]知的財産サービスの利用状況.....	100
[表3.6]知的財産関連講座を開設した大学の状況.....	101
[表3.7]産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因.....	104
[表3.8]職務発明に対する非金銭的補償(業績評価など)の実施率.....	106
[表3.9]発明申告/出願/登録補償金の支給状況.....	109
[表3.10]実施/処分補償金の支給状況.....	109
[表3.11]知的財産の有償実施許諾または売買契約の成果.....	111
[表3.12]大学・公共(研)が保有する国内特許の活用状況(2022年基準).....	113
[表3.13]効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性.....	115
[表3.14]直近3年間国内外技術取引システムの活用度.....	123

目 録

[図1.1]知的財産活動調査の目的.....	16
[図2.1]知的財産担当組織の保有状況(2022年基準).....	59
[図2.2]知的財産担当組織総括者の地位(2022年基準).....	59
[図2.3]知的財産担当人材の保有状況(2022年基準).....	60
[図2.4]知的財産担当人材のうち弁理士の保有状況(2022年基準).....	61
[図2.5]知的財産専門担当人材の構成比(2022年基準).....	61
[図2.6]業務別知的財産担当人材の遂行状況(2022年基準).....	62
[図2.7]知的財産担当人材向け職務教育の状況.....	64
[図2.8]知的財産専門人材育成のために政府が推進しなければならない課題.....	65
[図2.9]知的財産サービス提供機関別の利用率.....	67
[図2.10]知的財産サービスを利用しない理由.....	67
[図2.11]国内外の知的財産導入企業の割合及び平均導入件数.....	68
[図2.12]国内知的財産を導入した企業の類型別導入件数.....	69
[図2.13]知的財産を導入した企業の導入経路による実績.....	69
[図2.14]産業財産権の海外出願及び登録企業の割合.....	70
[図2.15]企業類型別特許権の海外出願及び登録の割合.....	70
[図2.16]職務発明補償規定の保有率.....	72
[図2.17]発明申告/出願/登録補償規定の状況及び実施率.....	73
[図2.18]出願留保補償規定の状況及び実施率.....	74
[図2.19]実施/処分補償規定の状況及び実施率.....	75
[図2.20]知的財産の売却・移転の状況.....	78
[図2.21]国内知的財産の売却/移転類型による実績.....	78
[図2.22]営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況.....	80
[図2.23]営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況.....	80
[図2.24]営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況.....	81
[図2.25]国内の知的財産保護水準に対する意見.....	81
[図2.26]知的財産の活用(移転または事業化)における問題点.....	83
[図2.27]先行特許(技術)調査の遂行状況及び遂行人材.....	85
[図2.28]職務発明承継の通知状況.....	85
[図2.29]保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材.....	86
[図2.30]直近3年間技術取引機関への業務依頼及び締結状況.....	87
[図2.31]技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給の主要方法.....	88
[図3.1]知的財産担当組織の保有状況(2022年基準).....	93

[図3.2]知的財産担当人材の保有状況(2022年基準).....	94
[図3.3]知的財産担当人材のうち弁理士の保有状況(2022年基準).....	94
[図3.4]知的財産担当人材の構成比(2022年基準).....	95
[図3.5]知的財産主要業務別の遂行率(2022年基準).....	96
[図3.6]知的財産専門担当人材向け職務教育の状況.....	97
[図3.7]知的財産専門担当人材の育成のために推進すべき政府課題.....	99
[図3.8]知的財産サービス提供機関別の利用割合.....	101
[図3.9]産業財産権の海外出願及び登録機関の割合.....	103
[図3.10]機関類型別特許権の海外出願及び登録機関の割合.....	103
[図3.11]職務発明補償規定の保有率.....	105
[図3.12]発明申告/出願/登録補償規定の保有状況及び実施率.....	107
[図3.13]出願留保補償規定の保有状況及び実施率.....	107
[図3.14]実施/処分補償規定の保有状況及び実施率.....	108
[図3.15]国内外における知的財産の売却・移転の実績.....	110
[図3.16]国内知的財産の売却・移転類型による実績.....	111
[図3.17]保有産業財産権(国内外の特許及びデザイン権)の活用状況(2022年基準).....	113
[図3.18]保有産業財産権を活用したR&D受注の状況.....	114
[図3.19]現在国内知的財産保護水準に対する認識.....	115
[図3.20]知的財産の活用(移転または事業化)時の問題点.....	116
[図3.21]先行特許(技術)調査の遂行状況及び遂行人材.....	118
[図3.22]機関レベルでの先行特許(技術)調査支援の状況.....	119
[図3.23]産業財産権出願などの前に発明審議(出願前の審査)の遂行状況及び遂行人材.....	119
[図3.24]発明申告に対する公式的/非公式的権利保護の割合.....	120
[図3.25]保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材.....	121
[図3.26]直近3年間技術取引機関への業務依頼及び協約締結状況.....	122
[図3.27]技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給の主要方法.....	122

2022年度知的財産活動調査

2022年度知的財産活動調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2022

要約文

I. 調査の概要

1. 必要性及び目的

■本調査は韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動状況を把握することで競争力強化に役立つことができる課題を発掘し、これを知的財産政策の策定に反映し、企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援するためのものである。

- ・企業及び大学・公共(研)の合理的な意思決定を支援できる信頼性のある統計を生成
- ・国家知的財産活動全般に対する有意義な診断及び評価により、総合的な知的財産統計を提供することで、知的財産政策の策定を支援し、産業競争力の強化に貢献

2. 法的根拠

- 統計法第18条(統計作成の承認)に基づく国家承認統計(第138002号、「知的財産活動査」)
- 知識財産基本法第31条(知的財産情報の収集・分析及び提供)及び発明振興法第20条の6(産業財産権活動などに対する実態調査)、発明振興法施行令第8条の5(産業財産権活動などに対する実態調査)に基づき、企業及び大学・公共(研)などを対象に「知的財産活動調査」を実施

3. 調査期間及び方法

- 調査基準時点：2021. 12. 31(人材、組織など一部質問項目の場合、現時点を基準)
- 調査実施期間：2022. 5. 1- 2022. 9. 30(5カ月)
- 調査方法：電子メール、FAXなどを通じた調査票の回収

4. 調査の範囲及び対象

- 目標母集団：知的財産活動を行う企業及び大学・公共(研)
- 調査母集団：韓国特許庁に特許、実用新案、デザイン、商標を2件以上出願(2019-2020年)し、1件以上登録(2017-2021年)した韓国企業及び大学・公共(研)を対象とする。

(単位：個)

	母集団の数	企業	大学及び公共(研)
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227

2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253
2018年	31,609	31,336	273
2019年	31,623	31,365	258
2020年	33,739	33,483	256
2021年	35,426	35,168	258
2022年	38,464	38,185	279

■調査規模(標本抽出)：本調査は企業と大学・公共(研)を区別して実施するが、企業の場合は業種、企業類型、産業財産権の出願規模によって99の集団に層化した後、系統抽出して標本調査を進める。

- ・企業：業種(11)、企業類型(3)、産業財産権の出願規模(3)を基準として99の集団に層化した後、出願規模によって系統抽出して標本を配分
 - －調査期間及び予算を考慮して標本を1,400に設定(目標相対標準誤差：±2.43%前後)
 - －標本の配分は「産業財産権の出願件数」を設計変数にしたネイマン配分法を適用するが、業種×企業類型×出願規模セル(cell)別の最小標本は5に設定
- ・大学及び公共(研)：機関類型、産業財産権の出願規模に関係なく全数調査

5. 調査項目

■知的財産インフラ(投入要素など)領域と、知的財産の主要活動(知的財産の創出・保護・活用など)及び成果、特許基盤の知的財産活動に関する事項に区分する。

- ・企業は35の質問項目、大学・公共(研)は30の質問項目で構成
- ・「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案の出願実績(2年間2件以上)のある企業及び大学・公共(研)のみ回答

分類	主要調査項目
----	--------

	企業	大学・公共(研)
知的財産 インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・企業類型による会社形態 ・労働者数、売上高、輸出の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・(大学)知的財産関連講座の開設
	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発人材及び研究開発費 ・知的財産担当組織及び人材、業務内容 ・知的財産担当人材向け職務教育 ・知的財産関連活動費(出版・審査・維持費用、サービス費用) 	
知的財産の主要 活動及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの知的財産の導入方向と戦略 ・営業秘密管理及び技術流出防止管理状況 	-
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権の海外出願・登録 ・職務発明補償 ・知的財産の移転及び活用状況など ・知的財産管理に対する政策需要 	
特許基盤の 知的財産活動	<ul style="list-style-type: none"> ・特許基盤の主な活動遂行状況 ・技術取引機関、技術マーケティング会社との協力 	

6. 調査結果

■回収率¹

- ・企業：105.6%(目標標本数1,400個に対して1,479個を回収)
- ・大学・公共(研)：88.5%(母集団279個に対して247個を回収)

■母数推定(Parameter Estimates)

- ・企業の場合、層化した各集団(業種×企業類型×産業財産権の出願規模による99層)の母集団加重値を利用して母集団に対する推定結果を提示

¹ 2018年調査までは抽出した標本のうち、不渡や廃業、欠番などによって発生した標本損失を除く有効標本を精製し、有効標本のうち事前拒絶を除く企業に対して回答した業者数を基準として回答率を算出した。しかし、統計庁の回答率算出指針に従い、2019年以後の調査からは「目標標本数に対する回答標本数」を基準として回収率を算出する。

－標本誤差²：95%信頼水準に±2.50%

・全数調査である大学・公共(研)の場合も回答率を調整するために加重値(機関類型×産業財産権の出願規模による12層)を利用して母数を推定する。

－但し、「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案の出願企業(機関)のみ回答したもので、特許・実用新案の出願機関(2019-2020年に2件以上)の母集団分布から加重値を新たに導出して適用する。

－調査項目のうち「職務発明」に関する質問項目は全体企業(機関)が回答したが、特許・実用新案・デザイン出願機関(2019-2020年に2件以上)の母集団分布から加重値を適用して結果を公表

7. 統計作成沿革

■2006年：統計承認後、特許・実用新案の出願企業を対象に実態調査

■2007年：調査の対象を企業→大学・公共(研)に拡大

・知的財産活動段階別に先行活動に対する質問項目などを細分化

■2011年：調査母集団の範囲及び調査領域の拡大(特許・実用新案の出願→産業財産権の出願・登録)、知識財産基本法に基づく法的根拠作り

・貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」と統合

■2012-14年：知的財産の範囲及び需要によって調査項目を修正するなど改善活動を展開

■2015年：調査の信頼性向上のための標本設計の精巧化及び調査票の改善、報告書の活用度向上及び主要結果の分析強化

■2016年：調査項目から侵害及び紛争に関連する一部項目*を除く

*2016年度貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断により侵害及び紛争関連調査項目を除く

■2017年：結果検証システムの強化及び調査管理の強化を通じた調査の信頼性向上

■2018年：回答者の利便性向上に向けた調査項目の簡素化及び母数推定の信頼性を向上させるために標本抽出方式を変更(任意抽出→系統抽出)

² 標本誤差の推定式： $1.96 \times \sqrt{((1 - (n/N)) \times (P(1-P)/n))}$

※nは標本数、Nは母集団の数で、Pは(最大許容誤差)母比率である。

- 2019年：調査票の簡素化(60余りの質問項目→50余りの質問項目)、回答対象の特性に合わせて調査票を再構成(「特許基盤の知的財産活動」質問項目は特許・実用新案を出願しない機関は回答しないように特許活動に関する質問項目を分離)
- 2020年：類似質問項目の削除など、調査票の簡素化(50余りの質問項目→30余りの質問項目)、企業の標本設計方式及び標本規模の変更(業種別産業財産権の出願規模による系統抽出→業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模による系統抽出)
- 2021年：公表単位である業種分類の再構成(農林水産/鉱業/飲食料/タバコ製造業を飲食料/タバコ製造業とその他産業に分離)、職務発明関連質問項目を細分化するなど調査票を一部修正
- 2022年：企業の標本規模を拡大(1,300個→1,400個)及び回収率向上のために回答者を対象にモバイルギフト券を提供

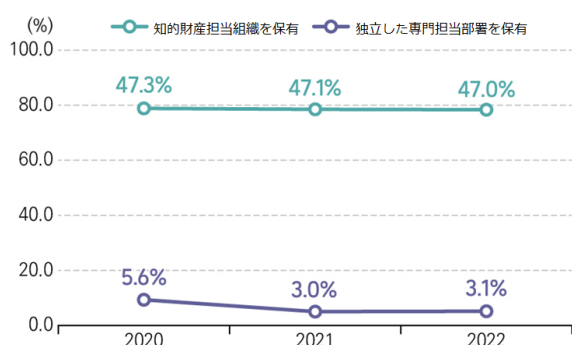
Ⅱ. 主要調査結果

1. 企業

知的財産活動のためのインフラ

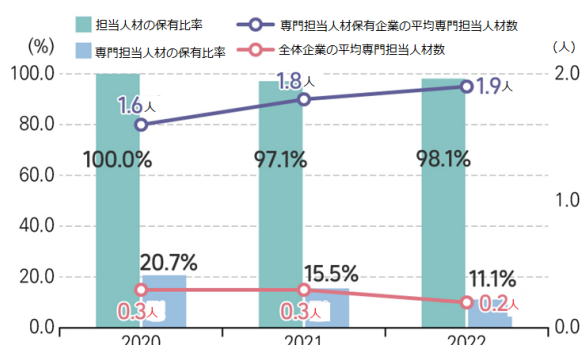
■ 知的財産担当組織

- ・企業の47.0%が知的財産担当組織を保有しており、独立した専門担当部署の形態で保有する割合は3.1%



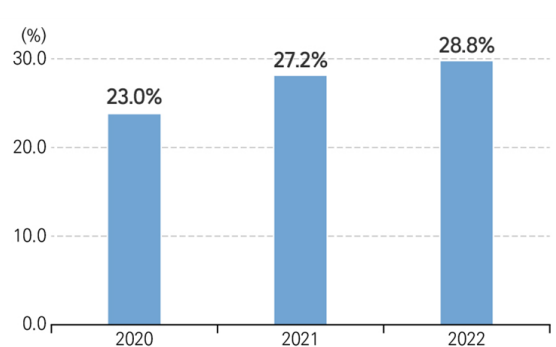
■ 知的財産専門担当人材

- ・企業の98.1%は知的財産専門担当人材を保有しており、「専門担当人材」を保有する企業の割合は11.1% (平均1.9人)



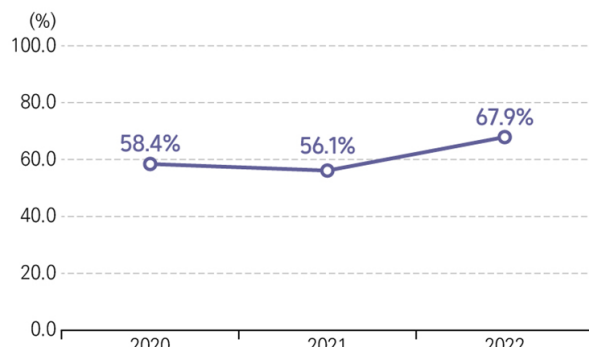
■ 知的財産職務教育

- ・知的財産教育を実施した割合は28.8%



■ 知的財産サービス利用

- ・外部機関から知的財産サービスを利用した割合は67.9%



知的財産の主要活動及び成果

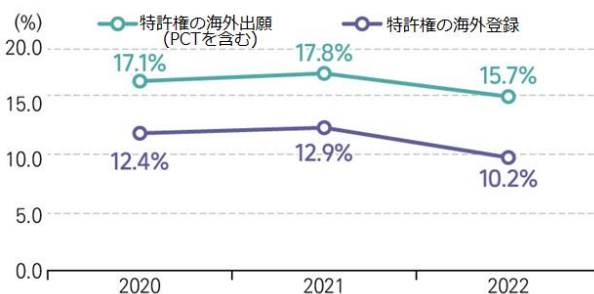
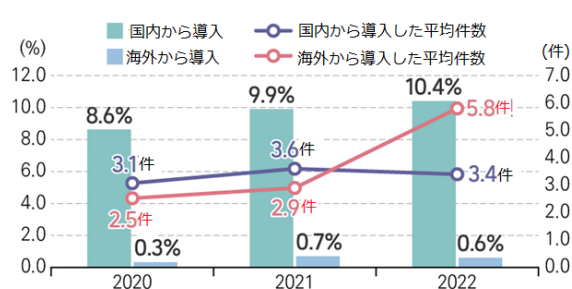
■ 外部知的財産の導入

- ・国内で知的財産を1件以上導入した企業は10.4% (平均3.4件)、海外から導入した企業は0.6% (5.8件)

■ 産業財産権の海外出願

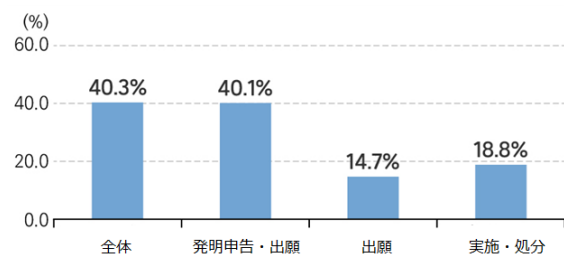
- ・海外特許を1件以上出願した企業は15.7%、登録した企業は10.2%に減少
- ・デザイン権及び商標を海外出願した企業はそれぞれ2.8%と8.0%

2022年度知的財産活動調査



■職務発明補償³

・特許・実用新案・デザイン出願企業のうち、職務発明補償規定を保有する割合は40.3%

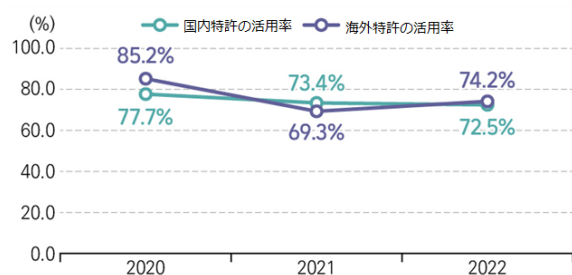


・補償の種類別に、発明申告・出願・登録の時に補償する企業は40.1%、出願留保の時に補償する企業は14.7%、実施・処分の時に補償する企業は18.8% (職務発明補償規定基準)

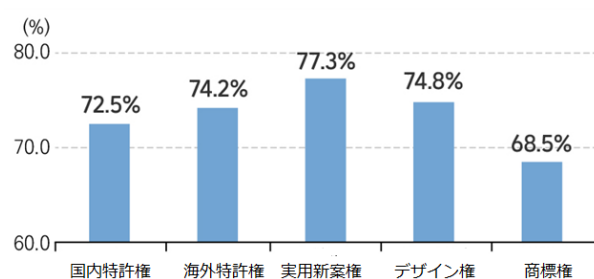
注) 特許・実用新案・デザイン出願企業のうち、規定保有企業

■産業財産権の活用率

・企業が保有する産業財産権の活用率は国内特許権72.5%、海外特許権74.2%



・実用新案権77.3%、デザイン権74.8%、商標権68.5%



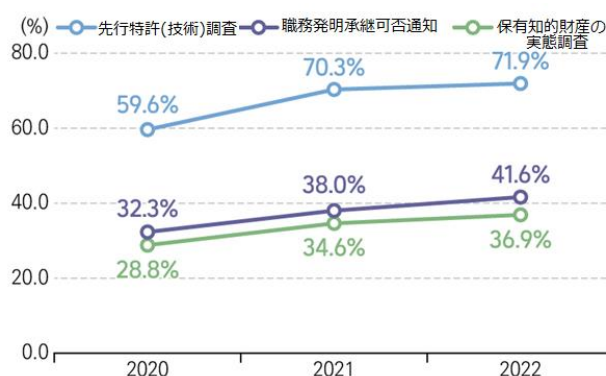
注) 母数推定値 (回答時点基準、企業が保有する産業財産権のうち活用件数の割合)

³ 「職務発明承継及び補償」関連の質問項目は2018年「特許基盤の知的財産活動」領域から2019年「知的財産の主要活動及び成果」に移動され、全体母集団の推定値を基準として結果を提供したが、2020年以降は職務発明の知的財産権の範囲に含まれる特許・実用新案・デザインを2年間2件以上出願した企業(2022年基準23,706)に限定して母数推定値を算出することに変更。

特許基盤の知的財産活動⁴

■R&D段階別の知的財産関連活動遂行

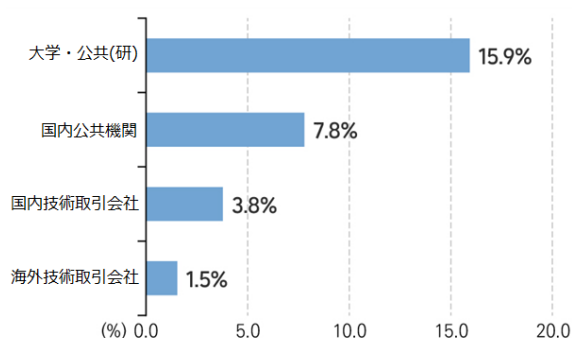
- ・R&Dの企画及び遂行時に、先行特許(技術)調査を行う企業の割合は71.9%
- ・R&D成果創出段階で職務発明承継可否を審査した後、通知、もしくは自動承継する割合は36.9%
- ・R&D成果管理のために保有知的財産権の実態調査を遂行する企業の割合は41.6%



注) 特許・実用新案出願企業の遂行率

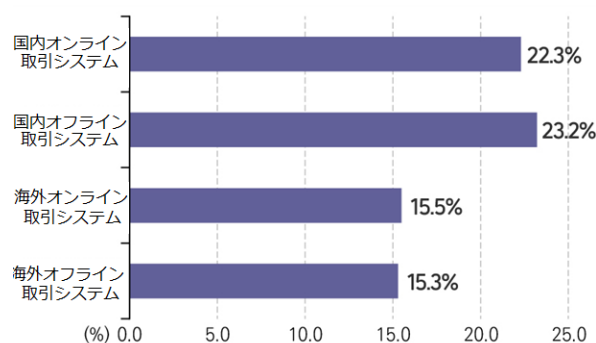
■技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

- ・直近3年間、技術取引及びマーケティングのために大学・公共(研)に業務を依頼する、もしくは業務提携を締結した割合が15.9%で最も高い。



注) 特許・実用新案出願企業の母数推定値

- ・オン・オフライン技術取引システムの活用度は、国内のオンライン取引システムを23.2%の割合で、国内オフライン取引システム/DBを22.3%の割合で活用している。



注) 特許・実用新案出願企業の母数推定値

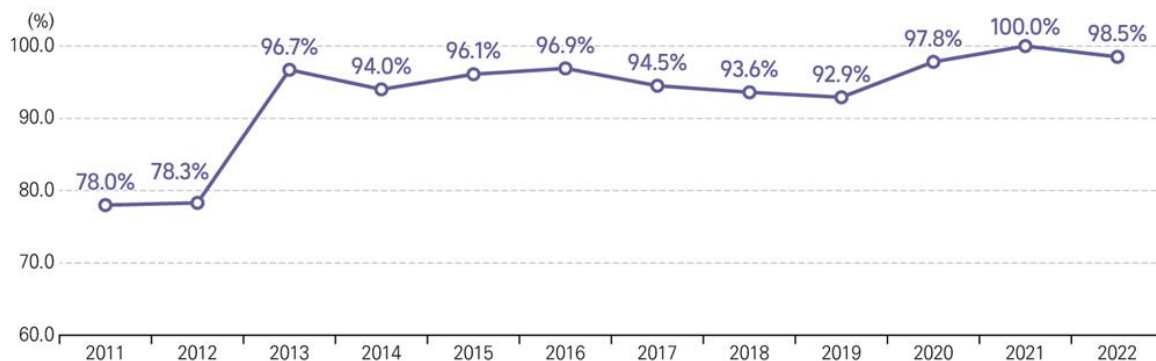
⁴ 「特許基盤の知的財産活動」は回答対象が特許と実用新案を2件以上出願した企業に限られ、全体母集団(38,185)のうち特許・実用新案出願企業(18,828)に対する母集団を別途推定する。

2. 大学・公共(研)

知的財産活動のためのインフラ

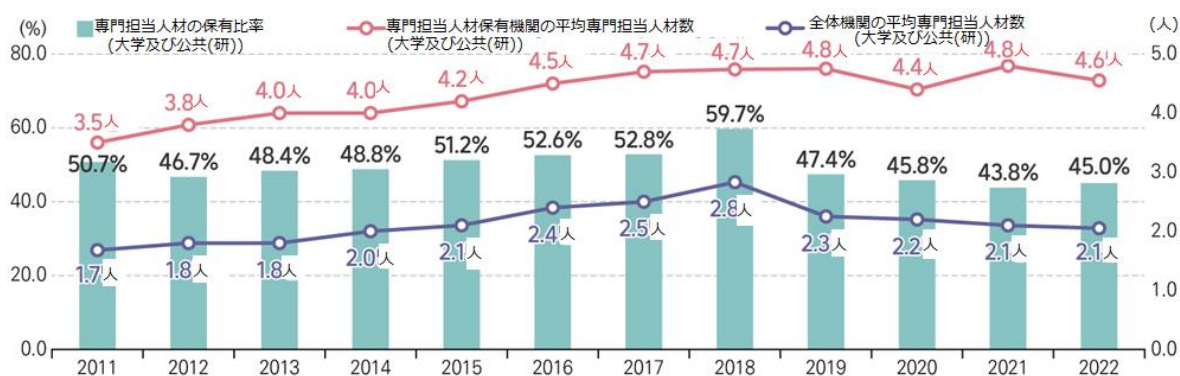
■ 知的財産担当組織

- ・ 大学・公共(研) 調査母集団の98.5%が知的財産関連業務を行う組織を保有



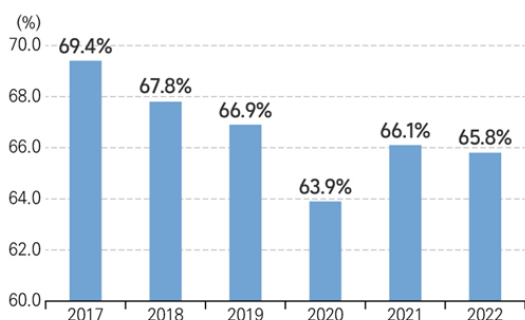
■ 知的財産専門担当人材

- ・ 知的財産専門担当人材を保有する大学・公共(研)の割合は45.0%と右肩下がり傾向から上昇に転じる。



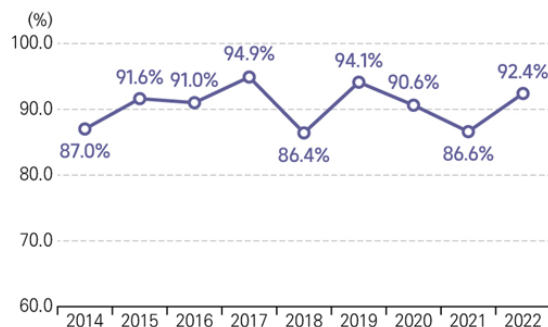
■ 知的財産職務教育

- ・ 知的財産教育の実施率は65.8%と、小幅減少



■ 知的財産サービス

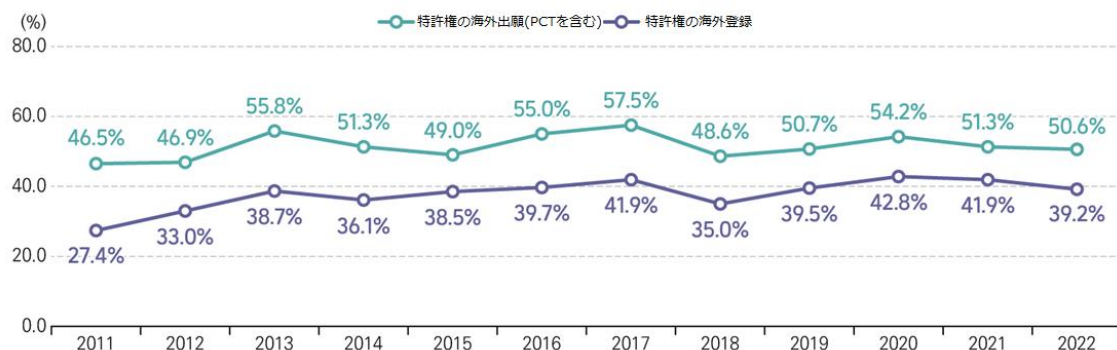
- ・ 外部から知的財産サービスの利用した割合は92.4%



知的財産の主要活動及び成果

■産業財産権の海外出願

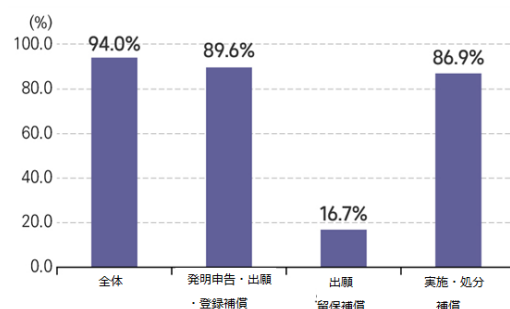
・特許権を海外に出願した大学・公共(研)の割合は50.6%、登録した割合は39.2%でいずれも小幅減少



■職務発明補償規定⁵

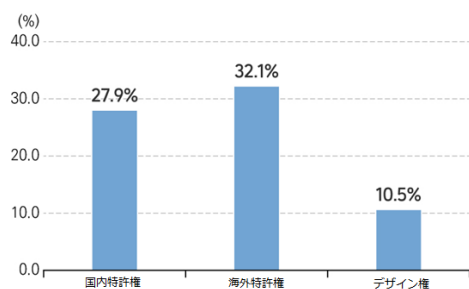
・職務発明補償規定の保有比率は94.0%で、大学・公共(研)の大部分が職務発明補償規定を保有

・補償の類型別に、発明申告・出願・登録時の補償率は89.6%、実施・処分時の補償率は86.9%、出願留保時の補償率は16.7%(職務発明補償規定基準)

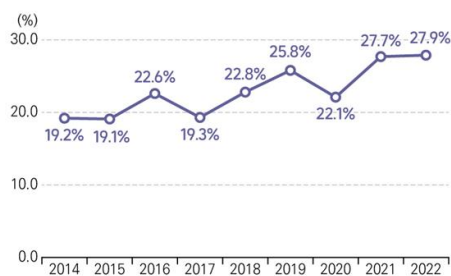


■産業財産権の活用率

・産業財産権類型別の活用率



・国内保有特許の活用率の推移



注) 母数推定値(回答時点基準、大学・公共(研)が保有する産業財産権のうち活用件数の割合)

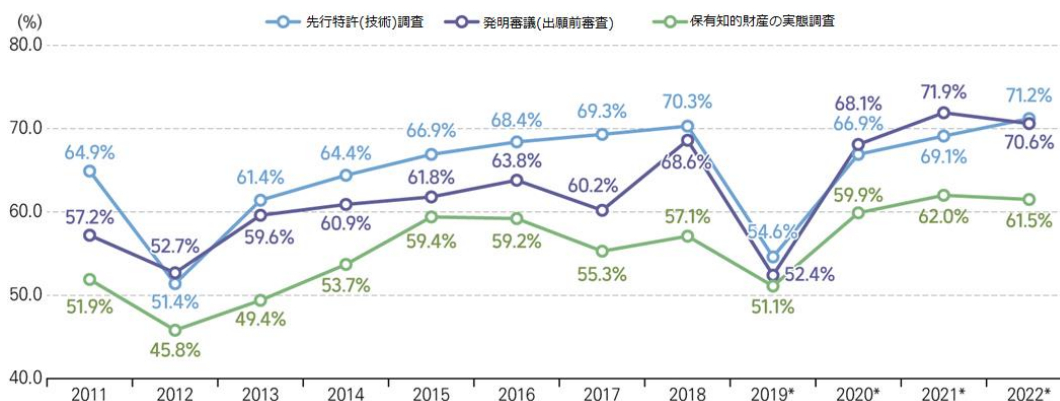
注) 2020年から母数推定値基準に公表方式を変更

⁵ 大学・公共(研)の場合は特許・実用新案・デザインを出願した機関が殆どで(2020年度基準98.8%)、企業の場合のように特許・実用新案・デザイン出願機関の母集団に限定せず、全体母集団推定値を基準として統計を算出する。

特許基盤の知的財産活動⁶

■R&D段階別の知的財産主要活動遂行

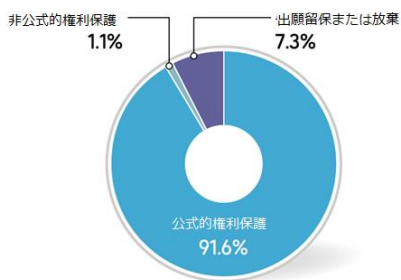
- ・ R&Dの企画及び遂行の時、先行特許(技術)調査を遂行した割合は71.2%
- ・ R&Dの成果創出の時、発明審議(出願前審査)を遂行した割合は70.6%
- ・ R&Dの成果管理のために保有知的財産権に対する実態調査を遂行した割合は61.5%



注) 2018年以前までは特許・実用新案出願機関の回答結果基準、2019年以後は母数推定値基準である。

■産業財産権の出願など、研究成果物の保護戦略

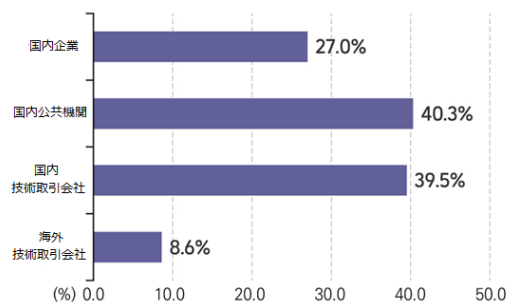
- ・ 研究開発成果のうち産業財産権の出願など公式的権利保護手続きを踏んだ割合は91.6%



注) 全体発明申告件数を100%とした時、公式的権利保護(産業財産権の出願)、非公式的権利保護(営業秘密・ノウハウなどとして管理)、出願の留保または放棄などで進めた割合(特許・実用新案出願機関の母集団推定値)

■技術取引機関、技術マーケティング会社と協力

- ・ 直近3年間技術取引及びマーケティングのため、企業または技術取引機関などに業務を依頼、もしくは業務提携を締結した割合



注) 特許・実用新案出願機関の母数推定値

⁶ 「特許基盤の知的財産活動」は回答対象が特許と実用新案を2件以上出願した機関に限られ、全体母集団(279)のうち特許・実用新案出願機関(269)に対する母集団を別途推定する。

2022 年度知的財産活動調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2022

I . 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革

第2節 調査の対象

第3節 調査内容及び方法

第4節 調査結果及び推定

第5節 用語の説明

I. 調査の概要

第1節 調査の目的及び沿革

1. 調査の目的

企業や大学・公共(研)が知的財産に関連する意思決定や未来戦略を策定する上で、知的財産関連の統計は合理的判断の根拠を提供する手段であり、政府・政策研究機関など多様な需要階層で活用できる。そこで、知的財産活動調査は国内の企業と大学・公共(研)の知的財産活動及びインフラなどの情報を総合的に測定・分析するために実施するもので、細部目的は次のとおりである。

第一、国内の企業と大学・公共(研)による知的財産の創出、権利化及び保護、活用状況について調査・分析し、信頼できる統計情報を提供する。

第二、知的財産活動の主要項目に対する年度別比較を行い、国内の知的財産活動のトレンドを分析するなど、企業及び大学・公共(研)の合理的な意思決定を支援する。

第三、国の知的財産活動全般に対する有意味な診断・評価を行い、効果的な知的財産政策の策定を支援し、産業競争力の強化に寄与する。

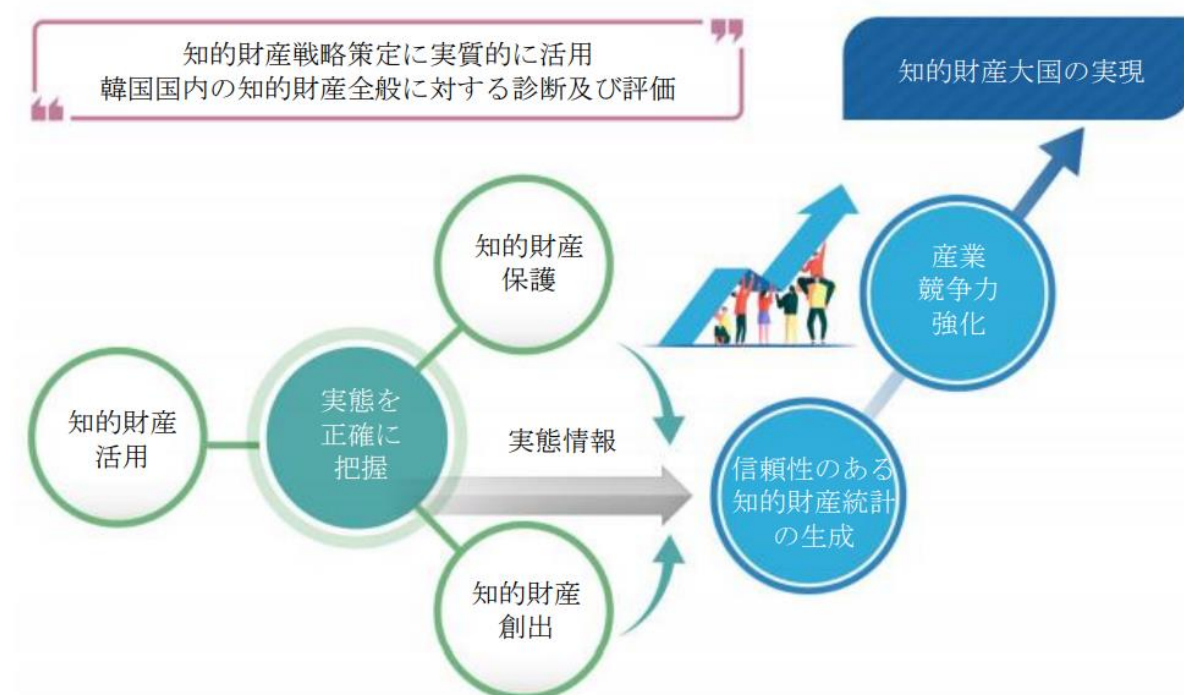
本調査は2006年に統計庁から承認された国家承認統計(第138002号)であり、特に企業⁷の知的財産活動全般に対して把握できる唯一の資料としてその重要性が認められる統計調査である。

⁷ 大学・公共(研)を対象とする国内の類似統計では技術移転・事業化実態調査(産業通商資源部)、大学産学協力活動調査(教育科学技術部)などがある。しかし、知的財産活動調査は知的財産活動を遂行する韓国の企業及び大学・公共(研)にその対象を限定し、知的財産関連インフラ、知的財産の主要成果及び活動、特許基盤活動など知的財産関連の諸状況について調査するもので、上記の調査とはその対象及び内容が明確に区別される。

— 「技術移転・事業化実態調査」は公共研究機関を対象に技術移転及び事業化状況に対する実体把握のために関連インフラ及び規模、成果などを調査し、技術移転及び事業化政策のための基礎資料として活用

— 「大学産学協力活動調査」は大学産学協力団の運営、インフラ、教育、知的財産権及び技術事業化の状況、創業教育及び支援などを調査し、産学協力基盤構築及び活性化のための基礎資料として活用

[図1.1] 知的財産活動調査の目的



2. 調査の沿革

2006年に始まった「企業の知的財産活動調査」は研究開発を活発に行う「国内企業(基準年度に1件以上の特許または実用新案を出願)」を対象に実施された。調査の対象を企業に限定した理由は、調査を実施した当時、大学・公共(研)に比べて内国人による特許出願をリードしていた「企業」を対象にした知的財産部門の調査統計が多くなかったためである。また、特許または実用新案の出願件数を基準に調査母集団を設定したのは、特許出願件数が研究開発費の規模と密接な関係があるため、出願規模により調査の対象企業を選定することが企業の全般的な知的財産活動状況を理解する上で効果的であると判断したためである。

2007年には2006年度の調査結果を基に調査質問項目の一部を修正し、知的財産活動の各段階の先行活動に対する質問項目を細分化し、知的財産活動調査の統計的な安定性(stability)と妥当性(validity)を強化するための改善が行われた。また、知識の創出及び拡散を先導する公共研究機関(大学を含む)の重要性を考慮して調査の対象を「企業」から「大学・公共(研)」に拡大した。⁸

⁸ これにより、統計名称も「企業の知的財産活動調査」から「知的財産活動調査」(The Survey of Intellectual Property-Related Activities、承認番号第138002号)に変更

2008年度には回答者の回答利便性と情報活用度の向上が期待できると判断される項目を中心に、回答形式及び調査質問項目を一部修正し、改編した(2008年7月承認統計変更)。したがって、2007年度知的財産活動調査結果と比較する際は、調査の回答形式と質問項目の変更による差を認識して使う必要がある。2009年度調査では実態調査結果の活用度を高めるため、一部時宜性の低い質問項目を削除し、実態調査質問項目に対する企業と政策需要を調査・反映した(2009年7月承認統計変更)。

また、知的財産に関する類似調査の重複実施による企業、大学・公共(研)の回答負担を軽減し、より踏み込んだ調査を行うために、2011年度には貿易委員会が毎年実施する「知的財産権侵害実態調査」を統合することで、知的財産の創出、保護、活用及び侵害に関連する最も広範囲な調査としての体系を整えた。2012年には知的財産活動調査結果の活用度を最大限に引き上げるため、調査項目を再び改善した。標本の信頼度を考慮して調査項目に対する需要を検討し、意見を反映した。

その後、累積されたデータを基に、年度別変化の推移に対する分析を強化し、専門家による検証過程を強化することで、知的財産活動の流れを診断・分析し、有意な指標算出を通じて知的財産活動の状況が把握できるようにした。企業類型を考慮して標本設計を精緻化し、アンケート内容を再構成することで調査の正確性を強化し、主要指標の場合は追加分析を通じて政策的活用度を高めた。報告書の活用度を高めるために企業の需要調査を強化してアンケート調査項目を改善し、主要統計結果の場合は企業規模別、出願規模別、産業業種別の比較などを行い、特異点がある場合は結果を分析して示唆点を導き出した。同時に、専門家からの意見聴取を強化し、調査結果の多角的解釈及び現場の問題点、政策需要などを把握することで政策的活用度を高めた。

2016年には関連した質問項目間での回答多重チェック、主要指標分析による二重検証など検証手続きの強化による回答率の向上、主要結果の民間活用度の向上を基に調査結果の信頼性を強化した。但し、貿易委員会の「知的財産権侵害実態調査」課題の中断で、侵害及び紛争に関する一部項目は調査項目から外した(2016年8月承認統計変更)。

2017年には調査管理を強化して調査の信頼性を高めることに重点を置いた。調査中に出てきた主な質問事項に対する模範回答、不誠実な回答及び回答エラーなどに関する処理方法などをまとめた調査指針書を作成し、調査員向けの教育を強化した。また、調査結果入力の時、相互連携性が高い項目の回答を比較して多重チェックし、検証体系を強化することで、回答の一貫性及び信頼性を改善した。

[表1.1] 知的財産活動調査の主要沿革

年度	推進内容	主要成果
2006年	・企業を対象に知的財産活動調査を開始	－統計法に基づき、知的財産活動調査を最初実施(国家承認統計第138002号)
2007年	・調査の対象を大学・公共(研)に拡大、職務発明補償実態調査を統合	－名称変更：知的財産活動実態調査 －知的財産活動の各段階の先行活動に対する質問項目などを細分化
2008- 2009年	・国家統計統合DB(http://kosis.kr)及び知的財産統計ポータルシステムを収録	－品質診断の結果、優秀な評価を得る
2010年	・新規指標の開発及び年度別データの整備 ・蓄積された統計数値を基に国家知的財産活動の診断及び分析	－統計需要による調査項目の修正など改善活動を実施
2011年	・調査領域の拡大及び法的根拠を追加 ・深層インタビューによる結果の政策活用度向上	－法的根拠：知識財産基本法第31条 －調査領域：被侵害状況に対する内容に拡大して実施 －貿易委員会「知的財産権侵害実態調査」を統合
2012- 2013年	・年度別変化の推移を分析し、専門家検証過程を強化 ・蓄積された統計を基に有意な統計指標を算出	－知的財産の範囲及び需要により調査項目の修正など改善活動を実施
2014- 2015年	・企業の需要調査を強化、調査表の再構成など調査体系を強化	－調査の信頼性向上のための標本設計の精巧化及び調査票の改善を実施
2016年	・調査項目の改善による回答率の向上及び実態調査の主な結果の民間活用度の向上	－調査項目の変更(知的財産の侵害及び紛争項目を削除)
2017年	・需要調査及び調査管理強化による調査効率性の向上	－結果の検証体系の強化による調査信頼性の向上
2018年	・調査票の簡素化による回答率の向上 ・標本抽出及び業種層化方式の改善 ・深層分析の強化	－任意抽出→系統抽出方式に変更することで標本の代表性を改善 －深層分析報告書の発刊(スタートアップの知的財産活動の特性を分析)
2019年	・調査票の簡素化による回答利便性の向上 ・標本抽出及び統計品質の管理状況及び問題点の分析	－結果の活用度が低い質問項目を削除、回答対象の特性に合うように調査票を再構成

		— 標本設計の改善など品質管理策の導出
2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標標本の規模及び設計方式の改善 ・ 結果公表の単位及び方法の変更 	<ul style="list-style-type: none"> — 調査の予算を考慮した標本規模の適正化 — 公表単位(企業類型)を標本抽出の枠組みとして設定
2021年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業種分類の一部修正 ・ 標本配分方式の改善 ・ 定期統計品質診断の実施及び改善課題の導出 	<ul style="list-style-type: none"> — 国家統計の公表単位に合わせた業種分類で公表 — 大企業の標本規模及び回収比率の拡大 — 導出された短期課題のうち一部を履行

2018年には業種による既存の層化グループ13個のうち有効標本数が相対的に非常に小さい業種が含まれているため、母数推定の際に信頼性が低下する問題を解決するために、適正有効標本を確保する方向で業種を統合し、業種を11に再分類して標本抽出を進めた。特に、標本抽出方式を任意抽出方式から出願規模による系統抽出方式へと変更し、回答率を高めるために不要な質問項目を削除するなど調査票を簡素化し、一部調査項目の場合は調査目的に合わせて内容を修正・補完した(2018年9月承認統計変更)。

2019年にもまた回答率を高めるために統計結果の政策的活用度が低い質問項目を削除するなど調査票を簡素化した(企業：56個→55個の質問項目、大学・公共(研)：56個→52個の質問項目に縮小)。また、従来は特許・実用新案権の保有有無とは関係なく、すべての回答者が全調査質問項目に答えるようになっており、デザイン及び商標だけ保有する機関が特許関連活動に対する質問項目に回答する際、抵抗感及び非効率性が発生した。これを改善するため、調査質問項目の構成を「知的財産活動インフラ/特許基盤の知的財産活動/知的財産の創出及び活用活動/知的財産保護活動」の4分類から「知的財産インフラ/知的財産の主要活動及び成果/特許基盤の知的財産活動」の3分類に再構成し、「特許基盤の知的財産活動」の調査質問項目は「特許・実用新案を2年間2件以上出願した機関」のみ答えるように誘導することで、回答者の便宜を図った(2019年8月承認統計変更)。

2020年には調査の品質を改善するための方法を多角的に考慮した。まず、調査期間及び費用問題などにより企業の標本規模(5千件余り)に対する回答率が50%以内と非常に低かった問題を解決するために、企業の目標標本規模を適正化(1,500件)した。さらに、標本の代表性及び信頼度向上のために標本層化を22から99に細分化するなど標本設計方式を変更した。特に、現行の公表単位である「企業類型」を層化基準として設定し⁹、母集団の業種×企業類型×出願規模を

⁹ 2019年までは「業種×産業財産権の出願・登録規模」を基準として層化して標本を抽出し、結果は「企業類型」別に取り集めて公表してきたが、企業類型別回収規模が毎年一定ではない問題があった。

考慮し、無回答の際は同一層から代替標本を使って目標標本規模を達成するように変更した。また、調査項目の簡素化作業も持続的に推進され、2020年には将来の計画について尋ねる質問項目を削除するなど、質問項目の数がより縮小(企業：55個→35個の質問項目、大学・公共(研)：52個→30個の質問項目)された(2020年6月承認統計変更)。

2021年には標本抽出及び統計公表の単位として使われる11の業種分類を統計庁の基準に合わせて再構成¹⁰し、職務発明関連質問項目を細分化するなど、調査票の一部を修正した(2021年5月承認統計変更)。

そこで、2020年以降は統計公表単位である「企業類型」を層化の基準として設定し、毎年企業類型別の標本規模が同様に維持できるように標本方式を改善。

¹⁰ 具体的には、韓国標準産業分類の大分類と中分類が混合された業種1(農林水産(A)、鉱業(B)、飲食料/タバコ製造業(C10-12))を業種1(飲食料/タバコ製造業)と業種14(農林水産/鉱業をその他産業に統合)に分離し、業種分類の順序も製造業(業種1～業種7)からサービス業(業種8～業種11)の順に変更([付録1]を参考)。

第2節 調査の対象

1. 母集団

本調査の目標母集団は「知的財産活動を行う国内企業及び大学・公共(研)」であるが、実質的なデータベースを確保するために「基準年度の産業財産権の出願及び登録件数」に関する客観的な知的財産活動基準を設定することで調査母集団を選定した。すなわち、調査時点がn年であるとすれば、調査母集団はn-3年とn-2年に産業財産権を2件以上出願し、n-5年からn-1年の間に産業財産権を1件以上登録した企業及び大学・公共(研)を調査対象とする。

2010年までの知的財産活動調査は2年間特許または実用新案の出願企業と大学・公共(研)を調査対象にしたが、2011年以降は調査対象及び知的財産権の範囲を、産業財産権を出願(2年間2件以上)及び登録(5年間1件以上)した企業と大学・公共(研)に拡大した。

2010年まで特許庁と貿易委員会で個別に実施していた「知的財産活動調査」と「知的財産権侵害実態調査」の調査母集団及び標本の基準は[表1.2]のように相異なる。「知的財産活動調査」の場合は知的財産活動を活発に展開している企業及び機関が調査対象であるため、直近2年間特許及び実用新案を出願した企業及び大学・公共(研)を母集団に含めてきた。一方、「知的財産権侵害実態調査」は侵害対象の知的財産権を保有する企業を調査の対象とするため、直近5年間産業財産権を登録した企業を母集団に含めてきた。

2011年にはこのように母集団が異なる「知的財産活動調査」と「知的財産権侵害実態調査」が一つの調査として統合され、調査母集団の変更が避けられなかった。すなわち、調査時点で知的財産活動を活発に遂行していると同時に、侵害対象の知的財産権を保有している企業及び大学・公共(研)を母集団に含めなければならなかった。したがって調査母集団の基準を「2年間(2008-2009年)2件以上の産業財産権を出願し、同時に直前5年間(2006-2010年)1件以上登録した企業及び大学・公共(研)」に変更した。すなわち、出願対象の範囲が特許、実用新案からデザイン、商標が追加された「産業財産権」に拡大したのである。以降の調査からは同じ調査母集団選定基準が適用されてきた。

[表1.2] 調査母集団選定基準の変更内訳

区別	調査区別	母集団(調査時点：n年)	標本
従来の母集団 (2010年以前)	知的財産 活動調査 (特許庁)	・ <u>2年間(n-3年、n-2年)</u> 2件以上の特許及び実用新案の出願企業、大学・公共(研)	・ 全数調査：大学・公共(研)、(2年間)特許及び実用新案を10件以上出願した企業 ・ 標本調査：出願件数10件未満の企業を対象に業種を分類して標本抽出

	知的財産権侵害実態調査 (貿易委員会)	・ <u>直前5年間</u> (n-5年、n-1年) 1件以上産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)を登録した企業	・ 全数調査：産業財産権100件以上を登録した企業(5年間) ・ 標本調査：産業財産権登録件数別に9つのグループに分け、登録件数加重が適用された分布により比例割当
現在の母集団 (2011年以降)	知的財産活動調査 (特許庁)	・ <u>2年間</u> (n-3年、n-2年) 2件以上産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)を出願、 <u>直前5年間</u> (n-5年、n-1年) 1件以上登録した企業、大学・公共(研)	2011年-2019年 ・ 全数調査：大学・公共(研)、(2年間)20件以上産業財産権を出願、または(5年間)100件以上登録した企業 ・ 標本調査：産業財産権20件未満の出願及び100件未満の登録企業を対象に業種を分類して標本抽出
			2020年以降 ・ 全数調査：大学・公共(研) ・ 標本調査 ¹¹ ：企業を業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別に99グループに区別し、出願規模による系統抽出

2022年の調査は「2年間(2019-2020年)2件以上産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)を出願、直前5年間(2017-2021年)1件以上登録した国内企業、大学・公共(研)」を対象にする。母集団に含まれる大学・公共(研)は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第2条第6項に基づく国公立研究機関、科学技術分野の政府出捐研究機関、特定研究機関、大学、その他同法施行令第3条の定義に該当する「研究開発に関連した法人・団体」を含む。

調査母集団は特許庁の産業財産権出願人名簿を活用して構築する。まず、企業の場合、特許庁が付与した別途の出願人類型のうち「国内法人(大企業、中堅企業、中小企業、その他内国法人)」に範囲を限定した。大学・公共(研)は出願人類型のうち「研究機関」と「大学(産学協力団を含む)」を対象にし、公共機関、公企業、学校法人、公企業及び中央行政機関、地方自治体は除外した。出願人の年度別産業財産権の出願件数と登録件数をそれぞれ集計し、基準年度の

¹¹ 「標本抽出枠組み分析結果及び回答率を考慮した標本規模算定及び検討」の必要性に対して、2018年統計承認変更の時に統計庁から指摘があり、これを受けて標本設計の改善のための研究を委託し、2020年以降の調査からは標本調査方式を変更する(特許庁(2020)知的財産活動調査標本設計高度化)。

調査母集団の基準を満たす出願人リストを調査母集団として選定した。

標本抽出枠組みを作成するための作業として、企業の場合は産業財産権出願人コード(ID)に企業法人番号を連携し、毎年1月1日基準の業種¹²及び企業類型¹³、連絡先、休業・廃業などの企業情報を追加し、企業情報とマッチングされない場合は最終調査母集団から除外した([表1.3])。毎年調査母集団を選定するための基準年度が更新されるため、知的財産活動調査の遂行前に最新資料を入手して基本枠組みをアップデートしており、母集団の改編時に大企業、中堅企業、中小企業など企業類型もまた調査年度1月1日を基準に変更事項を反映している。

[表1.3] 標本抽出枠組みの作成過程

特許庁のDBを活用	出願人情報の連携
<ul style="list-style-type: none"> ・(2022年調査基準)2019-2020年産業財産権出願、2017-2021年産業財産権登録実績が1件以上ある出願人の情報を抽出 ・基準年度に出願人別出願2件、登録1件以上の出願人リストを整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人-法人番号コード(特許庁提供)の連携及びNICE企業情報DBを活用 ・法人番号を基準に企業情報(企業類型、ハンドル企業名、代表者名、KSIC、郵便番号、本社住所、電話/FAX番号など)を抽出 ・大学・公共(研)の場合、機関類型(国公立大学、私立大学、政府出捐研、その他公共研)区分コードだけ追加

大学・公共(研)は機関類型¹⁴フィールドを追加し、大学の廃校の有無、機関の重複の有無など

¹² 韓国標準産業分類表(Korea Standard Industrial Classification、KSIC)を基準に11業種に区分(業種分類と韓国標準産業分類表(KSIC、第10次基準)との連携表は[付録1]参照)。

¹³ 母集団の企業類型に対する情報は毎年1月1日基準のNICE企業情報DBを活用して抽出し、企業類型は次の基準により分類された。

(大企業)独占規制及び公正取引に関する法律第14条及び同法施行令第21条に基づく資産総額10兆ウォン以上相互出資制限企業集団を大企業として定義

(中堅企業)中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条、同法施行令第2条に基づく中小企業基本法上の中小企業を脱し、相互出資制限企業集団に属さない企業を中堅企業として分類

(中小企業)中小企業基本法第2条及び同法施行令第3条に基づき、業種別3年平均売上高基準による区分

¹⁴ (大学)大学アラート開示対象大学リスト(毎年1月基準)を参考にして国公立大学及び私立大学類型を区分、廃校となった大学は調査母集団から除く。

(政府出捐(研))国家科学技術委員会の政府出捐(研)リストを基準として分類し、大学・公共(研)の基

を検討し、既存の母集団リストから担当者連絡先などをアップデートして最終母集団を確定した。その結果、2022年度に構築された最終調査母集団の規模は企業38,185、大学・公共(研)279で、計38,464である([表 1.4])。

[表1.4]年度別調査母集団の規模

単位：個

年度	母集団の規模	企業	大学及び公共(研)
2007年	10,202	10,050	152
2008年	11,470	11,292	178
2009年	11,987	11,792	195
2010年	13,392	13,165	227
2011年	17,440	17,220	220
2012年	18,656	18,418	238
2013年	20,795	20,566	229
2014年	20,799	20,569	230
2015年	25,415	25,166	249
2016年	26,199	25,947	252
2017年	29,660	29,407	253
2018年	31,609	31,336	273
2019年	31,623	31,365	258
2020年	33,739	33,483	256
2021年	35,426	35,168	258
2022年	38,464	38,185	279

注. 2011年以降母集団選定基準の変更(特許・実用新案の出願機関→産業財産権の出願及び登録機関)

2. 標本設計

構成された母集団標本抽出枠組みに基づき、企業は標本調査を実施し、大学・公共(研)の場合は全数調査を実施した。

本枠のうち残りの機関はその他公共(研)に分類

(1)母集団層化

企業の場合、業種、企業類型、産業財産権出願規模を層化変数に設定して母集団を層化し、目標許容誤差水準で標本の規模を算出した。

推定の効率性を高め、業種別、企業類型別、産業財産権の出願規模別統計の安定的生産のために多段階層化系統抽出方法を適用した。1次層化変数として使われた「業種」は韓国標準産業分類(KSIC、第10次改訂版)による中分類統合・再構成で11業種に分類した。2次層化変数として使われた「企業類型」は調査基準年度1月初め基準の企業情報DBを活用して大企業、中堅企業、中小企業の3つに分類した。最後に、3次層化変数である「産業財産権の出願規模」は2年間(調査時点がn年であるとすれば、出願時点はn-3年とn-2年)の産業財産権出願件数を2-9件、10-49件、50件以上の3区間に区分した。結果的に、業種(11)、企業類型(3)、産業財産権出願規模(3)により計99の細部層に層化した。業種別企業類型別、業種別産業財産権出願規模別母集団企業の分布はそれぞれ[表1.5]及び[表1.6]のとおりである。

[表1.5]業種別企業類型別母集団の分布

単位：個

業種	企業類型			
	大企業	中堅企業	中小企業	母集団規模
飲食料及びタバコ製造業	20	76	1,578	1,674
繊維製品、衣服、靴製造	2	50	1,427	1,479
化学産業	61	197	3,088	3,346
非金属鉱物製品及び金属産業	18	101	1,875	1,994
電気電子産業	20	105	2,097	2,222
機械産業	52	349	6,674	7,075
その他製造業	3	36	1,615	1,654
卸売及び小売業	60	145	6,058	6,263
事業サービス業、通信業	147	217	8,667	9,031
建設業	26	76	1,358	1,460
その他産業	157	148	1,682	1,987
計	566	1,500	36,119	38,185

[表1.6]業種別産業財産権出願規模別母集団の分布

単位：個

業種	産業財産権の出願規模	2-9件	10-49件	50件以上	母集団規模
飲食料及びタバコ製造業		1,342	285	47	1,674
繊維製品、衣服、靴製造		1,172	274	33	1,479
化学産業		2,504	697	145	3,346
非金属鉱物製品及び金属産業		1,657	316	21	1,994
電気電子産業		1,831	352	39	2,222
機械産業		5,724	1,225	126	7,075
その他製造業		1,323	302	29	1,654
卸売及び小売業		5,146	1,019	98	6,263
事業サービス業、通信業		7,300	1,588	143	9,031
建設業		1,326	122	12	1,460
その他産業		1,622	298	67	1,987
計		30,947	6,478	760	38,185

(2) 企業標本数の決定及び標本の配分

企業標本の大きさは予算の範囲を考慮して1,400個に決めた。¹⁵「産業財産権の出願件数」を設計変数として活用し、層別標本の大きさを決定した。

$$n = \frac{\left(\sum_{h=1}^L N_h S_h \right)^2}{ND^2 + \sum_{h=1}^L (N_h S_h^2)}$$

ここで n : 総標本の大きさ

N_h : 業種 h の副母集団の大きさ

S_h^2 : 業種 h の設計変数分散

¹⁵ 2021年の予算削減で標本規模が1,300個に縮小されたが、2022年には回答者にお礼として送るモバイルギフト券を考慮して企業標本の規模を1,400個に拡大する。

$$D = \frac{N\mu C}{z}$$

N : 母集団の大きさ

μ : 母平均(産業財産権の出願件数)

z : 1.96

C : 相対標準誤差 = $\frac{S}{\bar{Y}} * 100(\%)$

S : 調査母集団全体の設計変数標準偏差 = $\sqrt{S^2}$

\bar{Y} : 調査母集団の平均

上記の数式で標本の大きさによる相対標準誤差を検討すると、以下の[表1.7]であり、本調査では目標相対標準誤差が±2.43%前後の水準である1,400個を標本規模(n)に設定した。

[表1.7] 標本の大きさによる相対標準誤差

単位：%、個

相対標準誤差	2.2%	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	2.9%
標本の大きさ	1,526	1,467	1,413	1,363	1,316	1,272	1,231	1,192

総標本の大きさが1,400個である場合、業種×企業類型×産業財産権出願規模別標本の配分方式はネイマン(Neyman)配分法が最も適切であると判断された¹⁶。ネイマン配分法は各層の大きさ及び分散(標準偏差)を考慮して母数推定量の分散を最小化するため、相対的に企業数が少ない層で標準偏差が大きければ、より多くの標本が配分される場合が発生する。しかし、標本の代表性と推定量の正確性を高めることができるという長所を持つ。

ネイマン配分法により、下記の公式によって業種別標本の大きさを算出した後、該当業種の企業類型別標本の大きさを算出し、企業類型別に産業財産権出願規模別標本の大きさを配分する過程を通じて層別標本を配分する([表1.8]参考)。但し、各セル(cell)別に最小標本の大きさを5つの企業に設定して標本を配分した。

¹⁶ 2020年特許庁の「知的財産活動調査標本設計高度化」研究委託の遂行結果により、企業の調査方式が22層において全数及び標本調査を併行する方式から99に細分化された層から標本調査する方式に変更

$$n_h = \frac{(N_h S_h)}{\sum_{h=1}^L (N_h S_h)} \times n$$

業種別標本の大きさ(標本の配分)：

ここで n_h : 層 h の標本の大きさ N_h : 層 h の副母集団の大きさ S_h : 層 h の設計変数の母標準偏差 n : 目標標本の大きさ

[表1.8]標本配分の結果

単位：個

業種	企業類型	母集団				標本			
		産業財産権の出願規模			合計	標本の大きさ	産業財産権の出願規模		
		2~9件	10~49件	50件以上			2~9件	10~49件	50件以上
1	大企業	11	4	5	20	14	5	4	5
	中堅企業	26	28	22	76	15	5	5	5
	中小企業	1,305	253	20	1,578	44	32	7	5
	小計	1,342	285	47	1,674	73	42	16	15
2	大企業	0	0	2	2	2	-	-	2
	中堅企業	24	19	7	50	15	5	5	5
	中小企業	1,148	255	24	1,427	48	34	9	5
	小計	1,172	274	33	1,479	65	39	14	12
3	大企業	15	28	18	61	20	5	9	6
	中堅企業	65	67	65	197	52	17	17	18
	中小企業	2,424	602	62	3,088	79	59	15	5
	小計	2,504	697	145	3,346	151	81	41	29
4	大企業	6	8	4	18	14	5	5	4
	中堅企業	66	31	4	101	32	19	9	4
	中小企業	1,585	277	13	1,875	38	27	6	5
	小計	1,657	316	21	1,994	84	51	20	13
5	大企業	4	4	12	20	15	4	4	7
	中堅企業	40	52	13	105	23	8	10	5
	中小企業	1,787	296	14	2,097	48	35	8	5
	小計	1,831	352	39	2,222	86	47	22	17
6	大企業	11	13	28	52	21	5	5	11

	中堅企業	153	143	53	349	45	18	19	8
	中小企業	5,560	1,069	45	6,674	114	91	18	5
	小計	5,724	1,225	126	7,075	180	114	42	24
7	大企業	1	1	1	3	3	1	1	1
	中堅企業	15	12	9	36	15	5	5	5
	中小企業	1,307	289	19	1,615	47	33	9	5
	小計	1,323	302	29	1,654	65	39	15	11
8	大企業	22	21	17	60	15	5	5	5
	中堅企業	66	58	21	145	30	13	12	5
	中小企業	5,058	940	60	6,058	139	113	21	5
	小計	5,146	1,019	98	6,263	184	131	38	15
9	大企業	71	45	31	147	29	13	9	7
	中堅企業	108	80	29	217	34	16	13	5
	中小企業	7,121	1,463	83	8,667	187	151	31	5
	小計	7,300	1,588	143	9,031	250	180	53	17
10	大企業	12	7	7	26	15	5	5	5
	中堅企業	57	18	1	76	13	7	5	1
	中小企業	1,257	97	4	1,358	96	85	7	4
	小計	1,326	122	12	1,460	124	97	17	10
11	大企業	73	54	30	157	42	18	15	9
	中堅企業	72	50	26	148	38	18	13	7
	中小企業	1,477	194	11	1,682	58	46	7	5
	小計	1,622	298	67	1,987	138	82	35	21
全体	大企業	226	185	155	566	190	66	62	62
	中堅企業	692	558	250	1,500	312	131	113	68
	中小企業	30,029	5,735	355	36,119	898	706	138	54
	小計	30,947	6,478	760	38,185	1,400	903	313	184

(3) 企業標本抽出

企業の標本抽出は業種と企業類型で標本抽出枠組みを整理した後、企業の産業財産権出願区間順にソートした後、k間隔(細部層別母集団の大きさをセル別標本の大きさに分けた値)で系統抽出した。多くの企業または事業体実態調査で発生する回答拒否や休業、廃業などの状況により調査が不可能な状況が発生する場合に備え、本標本の3倍数の予備標本を並行抽出した。特に、

回答拒否が予想される大企業と中堅企業は全母集団のすべての企業を予備標本として選定してコンタクトを取った。層化基準として使われた業種、企業類型、産業財産権出願規模別母集団及び目標標本の分布は[表1.9]のとおりである。

[表1.9]業種別、企業類型別、産業財産権出願規模別の母集団分布と標本配分の結果

単位：個、%

区分	細部分類	母集団規模		目標標本規模	
		企業数	割合	企業数	割合
業種	飲食料及びタバコ製造業	1,674	4.38%	73	5.21%
	繊維製品、衣服、靴製造	1,479	3.87%	65	4.64%
	化学産業	3,346	8.76%	151	10.79%
	非金属鉱物製品及び金属産業	1,994	5.22%	84	6.00%
	電気電子産業	2,222	5.82%	86	6.14%
	機械産業	7,075	18.53%	180	12.86%
	その他製造業	1,654	4.33%	65	4.64%
	卸売及び小売業	6,263	16.40%	184	13.14%
	事業サービス業、通信業	9,031	23.65%	250	17.86%
	建設業	1,460	3.82%	124	8.86%
その他産業	1,987	5.20%	138	9.86%	
企業 類型	大企業	566	1.48%	190	13.57%
	中堅企業	1,500	3.93%	312	22.29%
	中小企業	36,119	94.59%	898	64.14%
出願 規模	2-9件	30,947	81.04%	903	64.50%
	10-49件	6,478	16.96%	313	22.36%
	50件以上	760	1.99%	184	13.14%
	計	38,185	100.00%	1,400	100.00%

(4) 大学・公共(研)の調査対象

大学・公共(研)は調査母集団279個に対して全数調査を実施する。大学・公共(研)の機関類型及び産業財産権出願規模別の母集団分布は[表 1.10]のとおりである。

[表1.10] 大学・公共(研)の母集団の分布

単位：個、%

区分		産業財産権の出願規模			合計	割合
		2-9件	10-49件	50件以上		
機関 類型	国公立大学	8	3	29	40	14.3%
	私立大学	49	54	69	172	61.6%
	政府出捐(研)	-	1	20	21	7.5%
	その他公共(研)	9	24	13	46	16.5%
合計		66	82	131	279	100.0%
割合		23.7%	29.4%	47.0%	100.0%	

第3節 調査内容及び方法

1. 知的財産活動の定義

知的財産活動とは、「知的財産の創出と保護、活用に関連するすべての活動」と定義することができる。したがって、知的財産(Intellectual Property、IP)の範囲をどのように設定するかによって、知的財産活動調査で測定する対象と調査領域が変わる。広義としての「知的財産」とは、発明、考案、デザイン、商標、著作物、公演など、人間の創造的活動によって作られた科学技術的、文学・芸術的成果を意味する¹⁷。第4次産業革命時代に知的財産に対する関心が高まる理由は、知的財産が雇用創出及び経済成長を牽引する核心要因と認識されるためである。また、企業価値の源泉も有形資産から知的財産を含む無形資産へとシフトしてきた。しかし、知的財産の範囲を広義の概念に拡大する場合、統計データの集計及び調査方法において困難が予想される。すなわち、測定対象である知的財産の概念が包括的であればあるほど、回答者の主観が入る、もしくはローデータ(raw data)の品質が低下する相反関係(trade-off)に直面する可能性が高い。

したがって本調査では効果的な調査のために、文学・芸術的表現に関する著作権を除いた産業財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権)に知的財産の範囲を限定し、調査質問項目によってはノウハウ及び新知的財産権を一部含めることにする。知的財産の活動は大きく創出、権利化及び保護、活用などに段階を区別することができ、その主要活動は[表1.11]のように、産業財産権全般に関連する活動と特許基盤の活動に区分して整理されている。

[表1.11] 知的財産活動の分類

区分	目標	主要活動	
		産業財産権全体	特許・実用新案関連
創出	研究開発活動の生産性向上と価値ある知的財産の創出及び獲得	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発(R&D)投資 知的財産導入 	<ul style="list-style-type: none"> 先行特許(技術)調査
権利化及び保護	知的財産の価値を最大化し、それに伴う費用を最小化するための権利化及び保護戦略の遂行	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産保護戦略 産業財産権の国内外出願 	<ul style="list-style-type: none"> 予備評価(出願前審査)
活用	保有する知的財産の効果的な活用による十分な収益創出及び費用削減	<ul style="list-style-type: none"> 事業化、または売却・移転 	<ul style="list-style-type: none"> 保有特許の実態調査・評価

¹⁷ 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)と日本の知的財産基本法では、知的財産を「発明、著作物、公演など人間の創造的活動による科学技術的、文学・芸術的成果が権利として保護を受けること」と規定している。

		<ul style="list-style-type: none"> ・技術マーケティング ・技術取引システムの活用
--	--	--

2. 調査質問項目の設計

知的財産活動調査の調査質問項目は企業、大学・公共(研)の知的財産活動と密接に関連する要素やシステムがどのように活用されているのかと、その結果を測定する上で必要な核心内容を反映して設計した。但し、出願人別の国内産業財産権出願件数などのように特許庁を中心にすでに調査、公表となっている項目は調査項目から外した。

まず、調査項目は知的財産活動の基盤となるインフラ領域(知的財産組織及び人材、知的財産管理システムなど)と、知的財産(主に産業財産権)の創出・保護・活用活動に関する状況及び主な成果、特許基盤の知的財産活動に関する質問項目に区分して構成した。また、それぞれの活動分野の状況、問題点、求められる政策需要などを調査することで、企業及び大学・公共(研)で行われる知的財産活動の特性をより体系的に理解できるようにした。特に、質問項目の構成において、「特許基盤の知的財産活動」の調査質問項目は「特許・実用新案を2年間2件以上出願した機関」のみ回答するようにして回答者の便宜を図った。調査項目別の主な調査内容は[表1.12]のとおりである。

知的財産活動調査の質問項目は調査遂行年度ごとに調査項目に一部変更事項があり、特に2020年には質問項目の数を企業55個→35個の質問項目、大学・公共(研)52個→30個に大幅縮小した。

[表1.12] 知的財産活動調査の主要調査項目

分類	主要調査項目	
	企業	大学・公共(研)
知的財産 インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・企業類型による会社形態 ・労働者数、売上高、輸出状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・(大学)知的財産関連講座
知的財産の 主要活動 及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発人材及び研究開発費 ・知的財産担当組織及び人材、業務内容 ・知的財産担当人材向けの職務教育 ・知的財産関連活動費(出願・審査・維持費用、サービス費用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの知的財産導入の方向と戦略 ・営業秘密管理及び技術流出防止管理状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権の出願・登録 —産業財産権の海外出願・登録実績 	—

	<ul style="list-style-type: none"> —産業財産権出願の増減に及ぼす要因
	<ul style="list-style-type: none"> • 職務発明補償 <ul style="list-style-type: none"> —職務発明補償類型別規定の保有有無、補償実施の有無及び補償方式 —職務発明補償金の支給状況
	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産の移転状況 <ul style="list-style-type: none"> —技術移転の類型別実績 —産業財産権の活用状況
	<ul style="list-style-type: none"> • 知的財産管理に対する政策需要 <ul style="list-style-type: none"> —知的財産の管理及び保護に関する認識度 —知的財産の効果的な創出・保護・活用のために必要な政策支援
特許基盤の知的財産活動*	<ul style="list-style-type: none"> • 特許基盤の主要活動遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> —先行特許(技術)調査の活用有無、遂行人材 —職務発明承継有無の通知(企業のみ該当) —特許出願前の予備平価遂行の有無、遂行人材(大学・公共(研)のみ該当) —保有知的財産に対する実態調査の実行有無、遂行人材 • 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力 <ul style="list-style-type: none"> —技術取引機関への業務依頼及び協約締結 —技術取引システムの活用度

*特許・実用新案を2年間2件以上出願した企業及び大学・公共(研)のみ回答

3. 調査期間及び方法

本調査の基準時点は2021年12月31日で、主要活動及び成果は2021年1月1日から2021年12月31日までを基準として回答するものの、支出額などは回答の利便性を考慮して2021年(1月-12月)、または直前会計年度(12月決算でない場合)の中の一つを選択して回答するようにした。但し、調査質問項目のうち知的財産担当組織及び人材状況、保有産業財産権の活用状況、政策需要関連質問項目は回答時点を基準とした。

アンケート調査期間は2022年5月1日から9月30日まで約5カ月間である。調査は電子メールアンケート調査(Mail Survey)を基本調査方法とし、韓国知識財産研究院のホームページを通じてアンケート調査票を直接ダウンロードして作成できるようにした。調査のためにまず対象企業及び大学・公共(研)との1次コンタクトを通じて「欠番」、「受信不可」、「回答拒絶」などを検討してアンケート調査名簿を確認した。標本企業の欠番、不渡り、廃業などにより標本代替の必要性が発生する場合、同一業種、同一企業類型、同一産業財産権出願規模の企業を選び、元の標本と入れ替えた。本調査のための主なコンタクトポイントは各企業の知的財産関連部署、大学の産学協力団、または技術持ち株会社などの関連業務担当者、公共(研)の研究開発成果管

理及び拡散担当者などである。調査のメイン回答者が決まれば、電子メールで調査票を発送し、作成完了後は電子メール、ファックスなどで調査票を回収する方式で調査を進めた。

[表1.13] アンケート調査のプロセス及び方法

調査プロセス	調査方法
調査準備	企業情報自動確認システムを通じて調査対象企業の連絡先の有効性を一括点検→調査効率性の改善及び調査期間の短縮
アンケート調査	標本選定企業を対象に電子メール、ファックス、電話調査を実施 回収率向上のため、調査対応のマニュアル化(調査拒否、理解不足など)
資料のエディティング	1次資料の取りまとめ 項目間、回答内容間ロジックの合理性を確認
補完調査及び資料入力	異常回答値に対して専門調査員が補完調査 エディティング及び補完調査済み資料に限りデータを入力

調査票が回収された後は回答エラーを最小化するため、資料入力担当者がアンケート調査票の回答内容間ロジックチェックを行い、必要に応じて再確認プロセスを経た。入力された資料を取りまとめた後、資料分析担当者が回答異常値に対する確認作業を行い、回答エラー及び入力エラーを再び検討した。統計表算出の後、質問項目別異常値に対する検討作業を行い、必要に応じて再確認作業を行った。

調査拒否または不誠実な回答には次のマニュアルに基づいて対処した。調査中、単位無回答発生時は標本代替を実施して単位無回答発生を最小化した。単位無回答状態と推定する場合はバイアス(bias)が発生する恐れがあるため、標本代替は「オリジナル標本→オリジナル標本の1次代替標本→2次代替標本→3次代替標本の順に同一層内で同一特性を持つ企業を標本業者とし、代替標本に代替次数を表示して管理した。

[表1.14] 調査拒否、不誠実な回答、無回答に対する対応策

区別	事例	対応策
調査拒否	内容が理解できない	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産分野の産業分析専門家で構成された調査支援チームが調査目的、事業内容及び回答方法について再度説明する。 調査支援チームが説明した後も同じ理由で調査を拒否された場合、意図的な調査拒否と見て調査対象から外す。
	回答できない内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業が一定規模以上の場合、調査分野ごとに回答できる部署が異なるため、担当者の適正性を再確認する。 調査内容が業種及び規模に合わず答えられない場合、業種を再

	確認して適正な調査票を発送する。小規模業者である場合は該当事項がある質問項目のみ答えられるように案内する。	
調査対象に適した業者ではない	<ul style="list-style-type: none"> ・調査支援チームが取扱製品やサービスを確認し、適合性を判断する。 ・適した業者と判定された場合、その理由を業者に伝え、調査への参加を再要請する。 	
調査に応じる時間がない	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象業者が以前に行った調査の回答業者であり、業種別有効標本を確保するための必須調査対象である場合、前年度調査回答企業である場合、既存回答資料の変動事項のみ修正してほしいと要請する。 ・上記の調査条件でも拒否された場合、調査対象企業から外す。 	
特別な理由なく調査拒否	<ul style="list-style-type: none"> ・調査の目的及び調査結果の活用方向などを再度説明する。 ・説明後も拒否された場合、調査の対象企業から外す。 	
不誠実な回答	回答値が会社規模(売上高及び人材)に比べて過大/過小である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査担当研究員がエディティング過程で選別する。 ・企業情報DB内の当該企業情報を詳しく検討し、回答値の有効性を判断する。 ・異常値と判断された場合、関連質問項目のみ電話で再調査を実施する。
	類似する質問項目に相反する回答をした場合	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査担当研究員がエディティング過程で選別する。 ・質問項目間の回答類似性を確認した後、異常値と判断された場合、該当質問項目のみ電話で再調査を実施する ・全体的に回答における連結性がなく、不誠実に作成されたと判断された場合、その回答調査票は廃棄あるいは再調査、または代替業者を調査する。
無回答	企業の対外秘に該当すると判断したため、回答しない質問項目	<ul style="list-style-type: none"> ・調査機関の対外知名度及び信頼性に対して説明した後、再度協力を要請し、調査結果は全体統計としてのみ活用されることを強調調する。 ・必要であれば、訪問して信頼性を確認した後、補完調査を行う。 ・保有する財務資料DBを活用して一部補完。
	作成途中で回答を中断した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の基本(概要)情報のみ答えた場合と調査票の50%以上が無回答である場合、その調査票は廃棄⇒代替企業を調査する。 ・調査票の50%未満が無回答であるが、必須調査項目には答えた場合、電話で再調査を実施する。

第4節 調査の結果及び推定

1. 調査の実施結果

[表1.15] 業種名、企業類型別、産業財産権出願規模別企業の回収状況

単位：部、%

区分	区分	産業財産権の出願規模			合計	割合
		2-9件	10-49件	50件以上		
業種	飲食物及びタバコ製造業	51	21	10	82	5.5%
	繊維製品、衣服、靴製造	49	13	8	70	4.7%
	化学産業	96	42	24	162	11.0%
	非金属鉱物製品及び金属産業	63	21	8	92	6.2%
	電気電子産業	54	24	11	89	6.0%
	機械産業	158	58	23	239	16.2%
	その他製造業	46	16	2	64	4.3%
	卸売及び小売業	129	45	11	185	12.5%
	事業サービス業、通信業	183	51	10	244	16.5%
	建設業	120	17	6	143	9.7%
企業 類型	その他産業	77	26	6	109	7.4%
	大企業	44	35	26	105	7.1%
	中堅企業	139	118	47	304	20.6%
	中小企業	843	181	46	1070	72.3%
	合計	1,026	334	119	1,479	100.0%
	割合	69.4%	22.6%	8.0%	100.0%	

調査の結果、1,479の企業及び247の大学・公共(研)から計1,726部の調査票が回収された([表1.15]、[表1.16])。企業の場合、1,400の目標標本に対して調査回収率¹⁸が105.6%と目標標本を超過達成し、標本誤差¹⁹は95%の信頼水準に±2.50%と分析された。大学・公共(研)は279の母

¹⁸ 回収率=回答企業数/抽出した標本規模×100

¹⁹ 標本誤差推定式： $1.96 \times \sqrt{(1-(n/N)) \times (P(1-P)/n)}$

※ nは標本数、Nは母集団の数で、Pは最大許容誤差の母比率で0.5と仮定する。

集団に対して88.5%の回収率²⁰を記録した。

[表1.16] 大学・公共(研)の回収状況

単位：部、%

区分	類型	産業財産権の出願規模			合計	割合
		2-9件	10-49件	50件以上		
機関 類型	国公立大学	7	3	27	37	15.0%
	私立大学	41	48	65	154	62.3%
	政府出捐(研)		1	20	21	8.5%
	その他公共(研)	6	20	9	35	14.2%
	合計	54	72	121	247	100.0%
	割合	21.9%	29.1%	49.0%	100.0%	

[表1.17] 業種別、企業類型別、産業財産権出願規模別の目標標本に対する回収状況

単位：部、%

区分	細部分類	目標標本規模	回収企業数	回収率
業種	飲食料及びタバコ製造業	73	82	112.3%
	繊維製品、衣服、靴製造	65	70	107.7%
	化学産業	151	162	107.3%
	非金属鉱物製品及び金属産業	84	92	109.5%
	電気電子産業	86	89	103.5%
	機械産業	180	239	132.8%
	その他製造業	65	64	98.5%
	卸売及び小売業	184	185	100.5%
	事業サービス業、通信業	250	244	97.6%
	建設業	124	143	115.3%
	その他産業	138	109	79.0%
企業	大企業	190	105	55.3%

²⁰ 2018年調査までは抽出した標本のうち不渡りや廃業、欠番などによって発生した標本損失を除く有効標本を精製し、「有効標本のうち事前拒絶を除く企業に対して回答した業者数」を基準として回答率を算出してきた。しかし、統計庁の回答率算出指針を参考にして2019年調査から「目標標本数に対する回答標本数」を基準として回収率を算出することに変更した。

類型	中堅企業	312	304	97.4%
	中小企業	898	1070	119.2%
出願規模	2-9件	903	1026	113.6%
	10-49件	313	334	106.7%
	50件以上	184	119	64.7%
	計	1,400	1,479	105.6%

標本規模面では目標標本規模を超過達成したが、業種別、企業類型別、産業財産権規模別に配分された標本規模に対する回収率は差が見られる([表1.17]、[表1.18])。業種別では「事業サービス業、通信業」と「その他製造業」の調査回収率が低く、企業類型のうち大企業と産業財産権の出願規模が多い企業群は調査参加が低調であった。割り当てられた標本に未回収された領域が存在する一方、建設業、機械産業と、中小企業、出願規模が小さい企業群で目標値を超過する回収率を達成したことで相殺された。

[表1.18] 企業類型別産業財産権出願規模別の回収状況

単位：部、%

企業類型	目標標本規模				回答企業数				回収率			
	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計
大企業	66	62	62	190	44	35	26	105	66.7%	56.5%	41.9%	55.3%
中堅企業	131	113	68	312	139	118	47	304	106.1%	104.4%	69.1%	97.4%
中小企業	706	138	54	898	843	181	46	1,070	119.4%	131.2%	85.2%	119.2%
合計	903	313	184	1,400	1,026	334	119	1,479	113.6%	106.7%	64.7%	105.6%

大学・公共(研)の機関類型別、産業財産権出願規模別の回収機関の分布及び母集団に対する回収率は以下の[表1.19]のとおりである。

[表1.19] 大学・公共(研)の機関類型別産業財産権出願規模別回答機関の分布

単位：部、%

機関類型	母集団規模				回答機関数				回収率			
	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計	2-9件	10-49件	50件以上	計
国公立大学	8	3	29	40	7	3	27	37	87.5%	100.0%	93.1%	92.5%
私立大学	49	54	69	46	41	48	65	154	83.7%	88.9%	94.2%	89.5%

政府出捐 (研)	-	1	20	172	-	1	20	21	-	100.0%	100.0%	100.0%
その他 公共(研)	9	24	13	21	6	20	9	35	66.7%	83.3%	69.2%	76.1%
合計	66	82	131	279	54	72	121	247	81.8%	87.8%	92.4%	88.5%

2. 母数の推定

計1,726の企業及び大学・公共(研)を調査して収集された回答機関の結果を基に母数の推定(parameter estimates)をした結果を本報告書の第2章(企業)及び第3章(大学・公共研究機関)にまとめた。

推定時に使う加重値は調査結果の各層の調査母集団及び標本状況による加重値を適用した²¹。すなわち、企業は業種(i)と企業類型(j)、出願規模(k)による99層、公共研究機関は機関類型(i)と出願規模(k)による12層に区分した母集団資料を基に設計された加重値に、無回答による標本加重値を調整して母数を推定した。標本代替にもかかわらず、標本調査層で単位無回答が発生した場合、加重値を調整し、項目無回答が発生した場合、代替など別途の調整は行わなかった。

$$w_{ijk} = \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} \times \frac{n'_{ijk}}{n_{ijk}}$$

ここで N_{ijk} : i 番目業種(または機関類型)、 j 番目企業類型、 k 番目出願規模の母集団の大きさ

n_{ijk} : i 番目業種(または機関類型)、 j 番目企業類型、 k 番目出願規模の標本の大きさ

n'_{ijk} : i 番目業種(または機関類型)、 j 番目企業類型、 k 番目出願規模の調査部数

[表1.20]最終適用加重値(企業)

業種	企業類型	産業財産権の出願規模		
		2-9件	10-49件	50件以上
飲食料及びタバコ製造業	大企業	3.67	4.00	5.00
	中堅企業	5.20	5.60	5.50
	中小企業	30.35	16.87	4.00
繊維製品、衣服、靴製造	大企業	-	-	2.00

²¹ 但し、報告書第2章と第3章で「特許基盤の知的財産活動」の関連質問項目は「特許・実用新案を2年間2件以上出願した」機関のみ回答するようにしたため、全母集団のうち特許・実用新案出願機関の母集団を別途に設定し、これに対する母数の推定結果を提供する。

	中堅企業	4.80	4.75	3.50
	中小企業	26.09	28.33	4.80
化学産業	大企業	3.00	4.00	9.00
	中堅企業	2.83	4.19	3.82
	中小企業	35.65	31.68	12.40
非金属鉱物製品及び金属産業	大企業	3.00	8.00	4.00
	中堅企業	3.30	3.44	4.00
	中小企業	38.66	25.18	2.17
電気電子産業	大企業	4.00	4.00	12.00
	中堅企業	4.44	4.00	2.60
	中小企業	40.61	29.60	2.80
機械産業	大企業	3.67	2.60	2.80
	中堅企業	6.38	6.22	6.63
	中小企業	42.44	35.63	9.00
その他製造業	大企業			3.00
	中堅企業	3.00		7.00
	中小企業	31.88	24.08	9.50
卸売及び小売業	大企業	4.40	5.25	8.50
	中堅企業	6.60	4.14	5.25
	中小企業	44.37	34.81	12.00
事業サービス業、通信業	大企業	8.88	7.50	7.75
	中堅企業	6.75	5.71	14.50
	中小企業	44.79	47.19	20.75
建設業	大企業	6.50	3.50	2.00
	中堅企業	6.33		3.80
	中小企業	11.53	9.70	1.33
その他産業	大企業	4.87	7.57	31.00
	中堅企業	5.54	4.17	6.50
	中小企業	30.14	27.71	11.00

注. 「-」は当該セルに母集団が存在しない場合であり、標本が回収されなかったセルは他のセルと統合して加重値を適用する。

[表1.21]最終適用加重値(大学・公共(研))

機関類型	産業財産権の出願規模
------	------------

	2-9件	10-49件	50件以上
国公立大学	1.14	1.00	1.07
私立大学	1.20	1.13	1.06
政府出捐(研)	-	1.00	1.00
その他公共(研)	1.50	1.20	1.44

加重値を活用した企業の全体合計と平均値の推定式は以下のとおりであり、保有の有無などバイナリ(binary)変数の回答値は母平均を推定して求めた。

$$\text{全体総合推定 } \hat{y} = \sum_{i=1}^{11} \sum_{j=1}^3 \sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^{n'_{ijk}} (w_{ijk} \cdot y_{ijkl})$$

ここで*i*: 業種、*j*: 企業類型、*k*: 出願件数、*l*: 個別企業

n'_{ijk} : 業種*i*、企業類型*j*、出願規模*k*の回答数

y_{ijkl} : 業種*i*、企業類型*j*、出願規模*k*の*l*番目標本単位の変数値

$$\text{加重値 } w_{ijk} = \frac{N_{ijk}}{n_{ijk}} \times \frac{n_{ijk}}{n'_{ijk}}$$

$$\text{業種別企業類型の母平均推定 } \bar{y}_{ij} = \frac{\sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^{n'_{ijk}} (w_{ijk} \cdot y_{ijkl})}{\sum_{k=1}^3 \sum_{l=1}^{n'_{ijk}} w_{ijk}}$$

ここで*k*: 1(産業財産権出願規模2~9件)、2(10~49件)、3(50件以上)

本報告書では企業類型(大企業、中堅企業、中小企業)、大学・公共(研)の機関類型(国公立大学、私立大学、政府出捐(研)、その他公共(研))を区分して母数推定結果を提示、比較している。統計資料の公表時に統計表セル内の大きさが小さい、もしくは相対標準誤差(Relative Standard Errors、RSE)²²の大きさが大きい場合、統合(collapsing)して作成した。一方、報告書に別添された統計表にはそれぞれの調査項目に対して業種別(企業)、産業財産権の出願規模別、地域別、研究開発費規模別に母数推定結果が整理されている。

3. 主要変数の統計量(企業部門)

統計庁の標本設計及び管理指針(統計庁例規第183号、2016.03.18)によれば、利用者に正確な

²² 業種別企業類型の相対標準誤差(RSE): $RSE(\bar{y}_{ii}) = \frac{\sqrt{\text{Var}(\bar{y}_{ii})}}{\bar{y}_{ii}} \times 100(\%)$

ここで、業種別企業類型別母分散:

$$s_{i**}^2 = \frac{1}{n_{i**}-1} \sum_{l=1}^{n_{i**}} (y_{i**l} - \bar{y}_{i**})^2, \quad \bar{y}_{i**} = \frac{1}{n_{i**}} \sum_{l=1}^{n_{i**}} y_{i**l}$$

標本調査の統計情報を提供するため、主要指標に対して相対標準誤差を共に収録しなければならない。主要変数別の標準誤差、相対標準誤差及び95%信頼区間(下限、上限)が[表1.22]-[表1.27]に整理されている。

[表1.22] (主要指標の統計量) 知的財産担当組織の保有率

(単位：%)

区分	事例数 (以下 同一)	知的財産 担当組織の 保有率	標準誤 差(SE)	相対標準誤差 (RSE)	95%信頼区間		
					下限	上限	
全体	38,185	47.0	1.4	3.1	44.2	49.8	
業種	飲食料及びタバコ製造業	1,674	32.1	5.9	18.4	20.4	43.8
	繊維製品、衣服、靴製造	1,479	48.8	6.4	13.1	36.0	61.6
	化学産業	3,346	45.0	4.9	10.8	35.4	54.6
	非金属鉱物製品及び 金属産業	1,994	43.5	6.5	14.9	30.6	56.5
	電気電子産業	2,222	60.4	6.3	10.4	47.9	72.8
	機械産業	7,075	67.1	3.5	5.2	60.2	74.1
	その他製造業	1,654	52.4	6.5	12.4	39.4	65.4
	卸売及び小売業	6,263	28.8	3.5	12.2	21.9	35.8
	事業サービス業、通信業	9,031	51.3	3.3	6.5	44.7	57.9
	建設業	1,460	35.7	4.1	11.4	27.7	43.8
	その他産業	1,987	20.1	3.9	19.5	12.3	27.9
企業類型	大企業	566	73.2	1.6	3.4	42.8	49.0
	中堅企業	1,500	61.8	3.4	6.1	48.4	61.6
	中小企業	36,119	46.0	2.6	5.0	45.3	58.7
産業財産 権の出願 規模	2~9件	30,947	42.3	1.7	3.9	39.0	45.5
	10~49件	6,489	66.6	3.2	4.8	60.4	72.9
	50件以上	749	72.5	4.9	6.8	62.7	82.3
地域	首都圏	23,728	45.7	1.8	4.0	42.1	49.3
	地方	14,457	49.2	2.3	4.8	44.6	53.8
研究開発 費の規模	3億ウォン未満	18,687	35.0	2.0	5.7	31.1	38.9
	3~10億ウォン未満	12,053	53.5	2.7	5.1	48.1	58.9
	10~30億ウォン未満	4,983	64.3	3.9	6.1	56.5	72.0
	30億ウォン以上	2,263	75.3	4.2	5.5	67.0	83.5

無回答	200	31.6	-	-	-	-
-----	-----	------	---	---	---	---

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1.23] (主要指標の統計量)知的財産担当人材の保有有無

(単位: %)

区分	知的財産担当人材の保有比率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	95%信頼区間		
				下限	上限	
全体	98.1	0.4	0.4	97.3	98.9	
業種	飲食料及びタバコ製造業	93.6	3.2	3.4	87.1	100.0
	繊維製品、衣服、靴製造	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	化学産業	98.9	1.1	1.1	96.8	100.0
	非金属鉱物製品及び金属産業	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	電気電子産業	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	機械産業	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	その他製造業	98.1	1.9	2.0	94.2	100.0
	卸売及び小売業	93.6	2.0	2.2	89.5	97.6
	事業サービス業、通信業	98.6	0.7	0.7	97.1	100.0
	建設業	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	その他産業	99.2	0.4	0.4	98.3	100.0
企業類型	大企業	95.3	0.5	0.5	97.0	98.9
	中堅企業	97.7	0.4	0.4	98.2	99.6
	中小企業	98.2	0.0	0.0	100.0	100.0
産業財産権の出願規模	2~9件	97.7	0.5	0.5	96.7	98.7
	10~49件	99.7	0.3	0.3	99.1	100.0
	50件以上	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
地域	首都圏	97.6	0.6	0.6	96.4	98.8
	地方	99.0	0.5	0.5	98.0	99.9
研究開発費の規模	3億ウォン未満	96.8	0.8	0.8	95.3	98.3
	3~10億ウォン未満	99.3	0.5	0.5	98.3	100.0
	10~30億ウォン未満	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
	30億ウォン以上	98.0	2.0	2.0	94.2	100.0
	無回答	100.0	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1.24] (主要指標の統計量) 知的財産担当人材向け職務教育の実施有無

(単位：%)

区分	知的財産職務 教育実施企業 の割合	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	95%信頼区間		
				下限	上限	
全体	28.8	4.7	26.1	31.5	31.5	
業種	飲食料及びタバコ製造業	32.9	18.0	21.1	44.7	44.7
	繊維製品、衣服、靴製造	29.4	20.9	17.1	41.6	41.6
	化学産業	34.8	13.4	25.6	43.9	43.9
	非金属鉱物製品及び 金属産業	26.2	22.2	14.6	37.7	37.7
	電気電子産業	43.3	14.3	31.0*	55.6	55.6
	機械産業	36.7	9.6	29.8	43.7	43.7
	その他製造業	23.0	23.6	12.1	33.8	33.8
	卸売及び小売業	20.6	15.8	14.2	27.0	27.0
	事業サービス業、通信業	27.6	11.2	21.5	33.7	33.7
	建設業	22.3	16.3	15.1	29.4	29.4
	その他産業	13.8	27.5	6.3	21.3	21.3
企業類型	大企業	30.4	5.1	26.1	32.0	32.0
	中堅企業	36.2	12.1	20.9	33.9	33.9
	中小企業	28.5	12.3	14.5	28.0	28.0
産業財産 権の出願 規模	2～9件	25.6	6.0	22.6	28.6	28.6
	10～49件	41.4	8.2	34.7*	48.0	48.0
	50件以上	53.1	9.8	42.8*	63.4	63.4
地域	首都圏	25.9	6.5	22.6	29.2	29.2
	地方	33.5	6.8	29.0	38.0	38.0
研究開発 費の規模	3億ウォン未満	17.5	9.5	14.2	20.8	20.8
	3～10億ウォン未満	36.3	7.4	31.0*	41.7	41.7
	10～30億ウォン未満	45.2	9.3	36.9*	53.5	53.5
	30億ウォン以上	45.5	10.2	36.4*	54.6	54.6
	無回答	31.6	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1. 25] (主要指標の統計量) 知的財産サービスの利用有無

(単位：%)

区分	知的財産サービスの利用率	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	95%信頼区間		
				下限	上限	
全体	67.9	1.4	2.1	65.1	70.7	
業種	飲食料及びタバコ製造業	65.8	6.1	9.2	53.7	77.9
	繊維製品、衣服、靴製造	67.8	6.2	9.2	55.3	80.2
	化学産業	69.6	4.5	6.5	60.6	78.5
	非金属鉱物製品及び 金属産業	68.0	6.2	9.1	55.7	80.3
	電気電子産業	77.3	5.5	7.1	66.4	88.2
	機械産業	81.0	3.0	3.7	75.1	86.9
	その他製造業	67.1	6.3	9.4	54.5	79.7
	卸売及び小売業	61.9	4.0	6.4	54.1	69.8
	事業サービス業、通信業	65.6	3.2	4.9	59.3	72.0
	建設業	54.1	4.3	8.0	45.5	62.6
	その他産業	50.0	5.7	11.5	38.6	61.4
企業類型	大企業	64.7	1.5	2.3	64.3	70.3
	中堅企業	75.6	3.5	5.0	63.5	77.4
	中小企業	67.6	1.6	2.6	61.3	67.8
産業財産 権の出願 規模	2～9件	64.5	2.7	3.3	76.1	86.6
	10～49件	81.3	2.0	2.1	88.3	96.1
	50件以上	92.2	1.8	2.8	62.5	69.6
地域	首都圏	66.0	2.2	3.1	66.7	75.3
	地方	71.0	2.1	3.7	53.9	62.3
研究開発 費の規模	3億ウォン未満	58.1	2.4	3.2	70.3	79.8
	3～10億ウォン未満	75.1	3.5	4.5	71.6	85.6
	10～30億ウォン未満	78.6	4.4	5.2	75.8	93.2
	30億ウォン以上	84.5	2.4	2.7	82.6	91.9
	無回答	94.5	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1.26] (主要指標の統計量) 知的財産の導入及び移転実績の有無

(単位：%)

区分		国内知的財産導入実績				
		導入企業の割合	標準誤差(SE)	相対標準誤差(RSE)	95%信頼区間	
					下限	上限
全体		10.4	0.9	9.0	8.5	12.2
業種	飲食料及びタバコ製造業	16.3	4.7	28.7	7.0	25.7
	繊維製品、衣服、靴製造	14.9	4.8	31.9*	5.4	24.4
	化学産業	13.4	3.4	25.4	6.7	20.1
	非金属鉱物製品及び金属産業	10.3	4.0	38.5*	2.4	18.1
	電気電子産業	10.0	3.7	37.0*	2.6	17.4
	機械産業	11.3	2.3	20.7	6.7	15.9
	その他製造業	6.4	3.3	52.0*	0.0	13.0
	卸売及び小売業	5.9	1.9	32.9*	2.1	9.7
	事業サービス業、通信業	11.2	2.2	19.5	6.9	15.5
	建設業	11.1	2.7	24.4	5.7	16.4
	その他産業	7.0	3.0	41.9*	1.2	12.9
企業類型	大企業	12.3	1.0	9.7	8.6	12.7
	中堅企業	10.8	2.0	22.8	4.9	12.8
	中小企業	10.3	0.0	0.0	3.4	3.4
産業財産権の出願規模	2～9件	10.4	1.1	10.2	8.3	12.5
	10～49件	9.8	2.0	20.7	5.8	13.7
	50件以上	14.4	3.7	25.9	7.0	21.7
地域	首都圏	10.1	1.2	11.7	7.8	12.4
	地方	10.8	1.5	14.2	7.8	13.9
研究開発費の規模	3億ウォン未満	6.5	1.1	16.4	4.4	8.6
	3～10億ウォン未満	13.9	1.9	13.9	10.1	17.7
	10～30億ウォン未満	13.5	2.9	21.4	7.8	19.3
	30億ウォン以上	17.5	4.7	26.7	8.3	26.8
	無回答	2.1	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1.26] (主要指標の統計量) 知的財産の導入及び移転実績の有無(継続)

(単位：%)

区分		国内知的財産移転実績				
		移転企業の割合	標準誤差(SE)	相対標準誤差(RSE)	95%信頼区間	
					下限	上限
全体		2.2	0.4	20.4	1.3	3.1
業種	飲食料及びタバコ製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	繊維製品、衣服、靴製造	2.1	1.8	85.9**	0.0	5.7
	化学産業	4.1	1.8	44.9*	0.5	7.7
	非金属鉱物製品及び金属産業	1.9	1.9	100.0**	0.0	5.8
	電気電子産業	1.3	1.3	100.0**	0.0	4.0
	機械産業	3.6	1.4	39.6*	0.8	6.5
	その他製造業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	卸売及び小売業	1.4	0.9	65.0**	0.0	3.2
	事業サービス業、通信業	2.3	1.0	43.3*	0.3	4.3
	建設業	3.2	1.6	49.3*	0.1	6.2
	その他産業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
企業類型	大企業	4.7	0.5	23.6	1.1	2.9
	中堅企業	3.3	1.5	40.6*	0.8	6.8
	中小企業	2.1	0.0	0.0	1.8	1.8
産業財産権の出願規模	2~9件	2.3	0.5	23.2	1.2	3.3
	10~49件	1.2	0.7	58.1*	0.0	2.7
	50件以上	7.0	2.7	38.2*	1.7	12.4
地域	首都圏	2.3	0.6	24.8	1.2	3.4
	地方	2.0	0.7	36.1*	0.6	3.4
研究開発費の規模	3億ウォン未満	1.8	0.6	33.3*	0.6	2.9
	3~10億ウォン未満	1.8	0.8	42.3*	0.3	3.3
	10~30億ウォン未満	2.2	1.2	53.1*	0.0	4.5
	30億ウォン以上	8.0	3.1	38.7*	1.9	14.2
	無回答	0.0	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1.27] (主要指標の統計量) 海外特許出願及び登録実績の有無

(単位：%)

区分		海外特許出願				
		出願企業の 割合	標準誤差 (SE)	相対標準誤差 (RSE)	95%信頼区間	
					下限	上限
全体		15.7	1.1	6.8	13.6	17.8
業種	飲食料及びタバコ製造業	7.8	3.1	39.3*	1.7	13.9
	繊維製品、衣服、靴製造	14.2	4.6	32.0*	5.1	23.4
	化学産業	19.9	3.7	18.7	12.6	27.2
	非金属鉱物製品及び 金属産業	14.6	4.5	30.7*	5.7	23.5
	電気電子産業	36.5	6.0	16.4	24.6	48.3
	機械産業	24.0	3.0	12.6	18.0	30.0
	その他製造業	10.8	4.2	38.9*	2.4	19.2
	卸売及び小売業	9.8	2.4	24.9	5.0	14.6
	事業サービス業、通信業	13.2	2.3	17.6	8.6	17.8
	建設業	11.9	2.8	23.9	6.2	17.5
	その他産業	1.8	1.4	77.4**	0.0	4.7
企業類型	大企業	19.4	1.2	7.8	12.4	16.9
	中堅企業	31.2	3.1	13.7	16.4	28.6
	中小企業	15.0	16.2	49.8*	0.0	74.3
産業財産 権の出願 規模	2～9件	13.1	1.2	8.9	10.8	15.4
	10～49件	26.2	3.0	11.3	20.4	32.2
	50件以上	33.3	4.0	11.9	25.4	41.1
地域	首都圏	15.6	1.4	8.7	13.0	18.3
	地方	15.9	1.7	11.0	12.5	19.3
研究開発 費の規模	3億ウォン未満	5.5	1.0	17.9	3.6	7.5
	3～10億ウォン未満	19.1	2.2	11.3	14.9	23.4
	10～30億ウォン未満	31.2	3.9	12.5	23.4	38.9
	30億ウォン以上	48.6	5.5	11.3	37.8	59.4
	無回答	3.4	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

[表1.27] (主要指標の統計量) 海外特許出願及び登録実績の有無(継続)

(単位：%)

区分		海外特許登録				
		登録企業の割合	標準誤差(SE)	相対標準誤差(RSE)	95%信頼区間	
					下限	上限
全体		10.2	0.9	8.8	8.5	12.0
業種	飲食料及びタバコ製造業	0.8	0.4	54.6*	0.0	1.7
	繊維製品、衣服、靴製造	7.2	3.4	47.3*	0.4	14.0
	化学産業	11.2	2.8	24.7	5.7	16.6
	非金属鉱物製品及び金属産業	14.0	4.6	33.1*	4.8	23.2
	電気電子産業	26.9	5.2	19.2	16.7	37.2
	機械産業	14.8	2.5	16.9	9.9	19.7
	その他製造業	4.5	2.7	61.2**	0.0	9.9
	卸売及び小売業	8.4	2.3	26.8	4.0	12.9
	事業サービス業、通信業	8.6	1.9	22.2	4.9	12.4
	建設業	6.5	2.2	33.4*	2.2	10.7
	その他産業	0.5	0.3	70.9**	0.0	1.1
企業類型	大企業	14.4	0.9	10.5	7.0	10.6
	中堅企業	24.3	3.0	15.1	13.8	25.5
	中小企業	9.6	16.2	54.8*	0.0	71.3
産業財産権の出願規模	2～9件	8.1	1.0	11.8	6.2	10.0
	10～49件	18.5	2.6	14.1	13.4	23.7
	50件以上	27.0	3.9	14.5	19.2	34.8
地域	首都圏	9.7	1.1	11.3	7.5	11.8
	地方	11.1	1.5	13.9	8.1	14.1
研究開発費の規模	3億ウォン未満	4.4	0.9	20.3	2.7	6.2
	3～10億ウォン未満	7.6	1.5	19.7	4.6	10.5
	10～30億ウォン未満	21.7	3.4	15.6	15.0	28.4
	30億ウォン以上	47.8	4.9	10.3	38.0	57.5
	無回答	1.3	-	-	-	-

注. 表記無しRSE<30%(信頼度高い); *30%≤RSE<60%(信頼度多少低い); **60%≤RSE(信頼度低い)

第5節 用語の説明

■知的財産の定義及び種類

人間による創造的活動の産物を総称する用語であり、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化していないアイデア、ノウハウなどを全て含む。

・知的財産権：産業、科学、文化、芸術分野で知的財産活動を行って得られた法的権利で、産業財産権、著作権、新知的財産権を総称する。

・産業財産権：産業界で利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

ー特許権：産業財産権の中で最も高度な技術性を持つものであり、基本的に産業界での利用可能性、新規性、進歩性の3つの要件を満たせば登録可能

ー実用新案権：既存の物品を改良することで、実用性と有用性を高めた考案を出願して与えられる権利

ーデザイン権：産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外観の形状を保護するため、登録することにより許可された権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外観が視覚的な観点から把握できるもの。

ー商標権：生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで、登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利

・著作権：著作者が自分の著作物を独占的に利用する、またはこれを他人に許可できる人格的、財産的な権利

・新知的財産権：経済・社会、または文化の変化や科学技術の発展に伴い、新しい分野で現れる知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇からは保護し難いコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体設計、インターネット、キャラクター産業などに関わる権利

■知的財産担当組織及び人材

知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材

- ・ 知的財産専門担当人材：知的財産関連業務だけを専門的に行う人材
- ・ 知的財産兼任人材：他の部署の業務(例：総務、人事、R&D企画)を行いながら、知的財産関連業務を兼任する人材

■ 知的財産関連費用

- ・ 知的財産サービスの活用：知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどのサービスを利用

[表1. 28] 知的財産サービス産業の特殊分類体系

大分類	中分類
1. 知的財産法律代理業	11. 知的財産の出願・登録及び紛争・訴訟代理業
	12. 知的財産の維持管理業
2. 知的財産の評価、賃貸及び仲介業	21. 知的財産の評価業
	22. 知的財産の賃貸及び仲介業
3. 知的財産流通業	31. 知的財産の流通業
4. 知的財産情報サービス業	41. 知的財産の翻訳及び通訳業
	42. 知的財産の情報調査・資料処理、データベース構築及び情報サービス業
	43. 知的財産のソフトウェア開発及びシステム統合諮問及び構築サービス業
5. 知的財産コンサルティング・教育及び広報業	51. 知的財産のコンサルティング・教育及び広報業
6. 知的財産金融・保険業	61. 知的財産の金融・保険業
7. 知的財産の創出支援及び出版、施設運営業	71. 知的財産の出版及び複製業
	72. 知的財産の創出支援業
	73. 知的財産の提供施設運営業

出処：統計庁統計分類ポータル(<http://kssc.kostat.go.kr>)

- ・ 知的財産権の出願・審査費用：産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など、審査官の処分に不服して請求する審判)に必要とされた費用などを含む金額
- ・ 知的財産権の維持費用：産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料(年金)を含む金額

■ 職務発明の承継・補償

- ・職務発明：従業員（法人の役員を含む）がその職務に関して発明したものが性質上、使用者・法人の業務範囲に属し、その発明をすることになった行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明（特許、実用新案、デザイン）

- ・職務発明補償制度：従業員は職務発明に対し、特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定によって使用者・法人に承継させる、もしくは専用実施権を設定した場合は正当な補償を受ける権利を持つ制度（発明振興法）

- ・職務発明補償規定：使用者・法人が従業員の職務発明を承継し、正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、i)企業が独自の職務発明補償規定を作成・活用する、ii)特許庁など関係機関が作成・普及する、標準化された職務発明補償規定を活用する場合にも規定を保有するものと認める。

- ・予約承継規定：従業員の職務発明に対して特許を受けることができる権利、または特許権を使用者が承継すると（または使用者のために専用実施権を設定する）、あらかじめ使用者と従業員の間で締結する契約または勤務規定

- ・職務発明補償の実施類型

- 発明申告/出願/登録補償：発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償

- 出願留保補償：会社が職務発明を承継した後、営業秘密などを理由として出願しない、もしくは出願を放棄または取り下げた場合に支給する補償

- 実施/処分補償：職務発明を発明者が属する会社で利用する（自社実施）、またライセンス契約などを通じて他の企業に移転する（他社実施）、または売却などで処分して（処分）収入が発生した場合に支給する補償

- ・職務発明補償費用：機関が定めた補償制度に基づき、発明者と創作者などに支払った補償金

■知的財産の導入・移転の方法

- ・実施許諾：特許権または特許権などの使用权を有する権利者（licensor）が必要者（licensee）に有償または無償で特定の特許権などに対して一定期間使用できる権限（実施権）を許諾する契約を結ぶことであり、実施権の類型によって専用または独占的实施権（exclusive license）、通常または非独占的实施権（Non-exclusive License）などに区分する。

- ・クロスライセンス（cross-license）：別個の特許権などを所有する権利者が相互実施権を設定することで、各自相手の特許権などを使用することができる権限を得るものであり、当事者相

互間に相手の特定の特許権などを交換して使う必要がある場合、契約が締結される。

・特許プール(patent pool)：別個の特許権などを所有する複数の権利者がそれぞれ所有している特許権または特許権などの実施権を一定の組織に集中させて当該組織を通じて特許プールの構成員などが必要な実施許諾を受けることを意味する。

■産業財産権の活用対象による分類

・自社実施：企業が産業財産権を利用して直接創業、工程改善、製品生産をする場合を意味する。

・他社実施：企業が保有する産業財産権を他の企業などに実施許諾やクロスライセンス、特許プールなどを通じて移転する、もしくは実施権を共有することを意味する。

・防御的目的で保有/活用：自社実施や他社実施をしていないが、競合社の参入を阻止するための目的で保有する、もしくは企業の核心発明を効果的に防御するための防御壁として使っていることなどを意味する。

■特許基盤の知的財産活動

・先行特許(技術)調査：新技術開発などのための研究開発(R&D)活動に先立ち、開発しようとする技術に対する先行技術、または当該技術と同一もしくは類似する特許の存在有無などを調査すること。機関レベルで実施する先行技術調査活動及び研究者レベルで実施する先行技術調査活動を全て含む。

・予備評価(出願前審査)の実施：提出された発明申告書に対して職務発明委員会などが発明の評価、承継、出願、審査請求の判断などを決めること

・職務発明承継判断結果の通知：従業員が完成して申告した発明に対して職務発明であるか否かを判断し、職務発明である場合は使用者が承継するか、もしくは従業員が所有するかを決めてその結果を従業員などに通知すること

・知的財産に対する実態調査：特許などの維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するため、保有する知的財産権の価値を把握すること

・知的財産保護活動：保有する知的財産を権利化することや社内機密及びノウハウとして維持することなど、創出された知的財産を私有化するための活動

2022 年度知的財産活動調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2022

Ⅱ．企業の知的財産活動

第1節 知的財産インフラ

第2節 知的財産の主要活動及び成果

第3節 特許基盤の知的財産活動

第2章では企業標本調査の結果を基に調査母集団(2年間産業財産権を2件以上出願、直近5年間1件以上登録した企業)全体を推定²³した結果を提示する。本章は知的財産活動の基盤となるインフラ、創出・保護・活用など主要知的財産の活動及び成果、特許基盤の知的財産活動など3つの領域で構成されている。第3節に整理されている「特許基盤の知的財産活動」領域では全体母集団のうち「特許と実用新案を2年間2件以上出願した企業」のみ回答するようにしたため、特許・実用新案出願企業の母集団²⁴に対する推定結果を示している。

II. 企業の知的財産活動

第1節 知的財産のインフラ

1. 母集団の特性

企業形態及び輸出活動の有無による企業母集団の分布は[表2.1]のとおりである。大企業は国内グループ系列会社の形態であるが、一方中小企業は独立法人が大部分であった。輸出活動をする企業の割合は47.2%で、特に中堅企業の輸出活動の割合が59.1%と高いことが分かった。

[表2.1] 企業形態及び輸出活動の有無による企業母集団の分布(2022年基準)

区別		全体	大企業	中堅企業	中小企業
企業 形態	独立法人	87.3%	1.4%	39.4%	90.7%
	国内グループ系列会社	12.0%	96.8%	55.4%	8.8%
	海外グループ系列会社	0.7%	1.8%	5.2%	0.5%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
輸出企業の割合		47.2%	32.8%	59.1%	46.9%

2. 研究開発活動

調査母集団企業のうち企業研究所またはR&D専門担当部署を保有する割合は78.5%であり、研究開発人材を保有する割合は82.9%である。2021年の1年間計45.6兆ウォンの研究開発費を投資し、これら企業の労働者数に対する研究開発人材の割合及び売上高に対する研究開発費の割合は[表2.2]のとおりである。

²³ 企業母集団を業種、企業類型、産業財産権の出願規模により99層に区分し、各集団別に回収された調査票の回答を集計した後、これを母集団規模に拡大して母集団値を推定する。

²⁴ 全体母集団38,185の企業のうち特許・実用新案を2年間2件以上出願した企業は18,828(49.3%)である。

[表2.2] 企業母集団の研究開発インフラ及び投資状況

(単位：%、兆ウォン)

区別		全体	大企業	中堅企業	中小企業
企業研究所(またはR&D専門担当部署)保有企業の割合 ¹⁾		78.5%	49.2%	78.7%	79.0%
研究開発 人材	企業の研究開発人材の保有率 ¹⁾	82.9%	44.9%	78.0%	83.7%
	労働者に対する研究開発人材の割合 ²⁾	9.2%	2.3%	7.3%	12.8%
研究開発 投資額	3億ウォン未満	48.9%	51.4%	24.7%	49.9%
	3億-10億ウォン未満	31.6%	2.5%	15.1%	32.7%
	10億-30億ウォン未満	13.0%	8.4%	22.8%	12.7%
	30億ウォン以上	5.9%	34.9%	36.3%	4.2%
	無回答	0.5%	2.8%	1.1%	0.5%
	研究開発費総額	45.6兆ウォン	11.6兆ウォン	8.9兆ウォン	25.0兆ウォン
	売上高に対する研究開発費 ²⁾	185.4%	90.2%	205.3%	356.6%

1) 全体母集団に対する当該企業の割合；2) 母集団の平均労働者数、研究開発人材、売上高、研究開発費で計算

3. 知的財産担当組織及び人材²⁵⁾

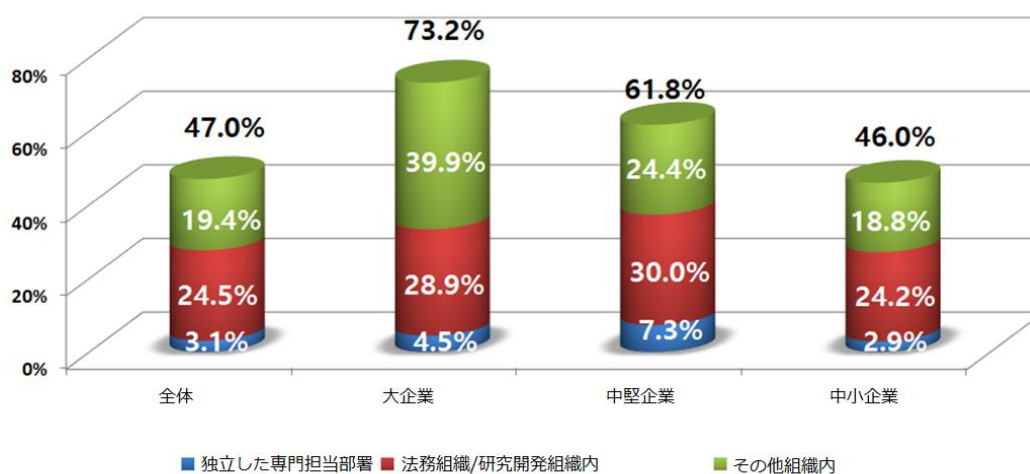
調査年度の時点で企業母集団の47.0%は知的財産関連業務を担当する組織を保有していることが分かった([図2.1])。担当組織の形態別に見ると、知的財産業務を専門的に担当している部署を保有する企業が3.1%、他の部署²⁶⁾が知的財産業務を処理する企業の割合が43.9%であった。

企業類型別に見ると、大企業の73.2%、中堅企業の61.8%、中小企業の46.0%が知的財産担当組織を保有することが分かった。独立した専門担当部署の保有率は中堅企業(7.3%)、大企業(4.5%)、中小企業(2.9%)の順であった。大企業の場合、知的財産業務を経営企画または戦略部署など他の組織が担当する割合(39.9%)が法務または研究開発組織で遂行する割合(28.9%)より高かった。

²⁵⁾ 知的財産担当組織及び人材の業務範囲は特許ポートフォリオ分析など知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などで、本実態調査ではこれを主業務または部分的に遂行する組織及び人材の有無について調査する。

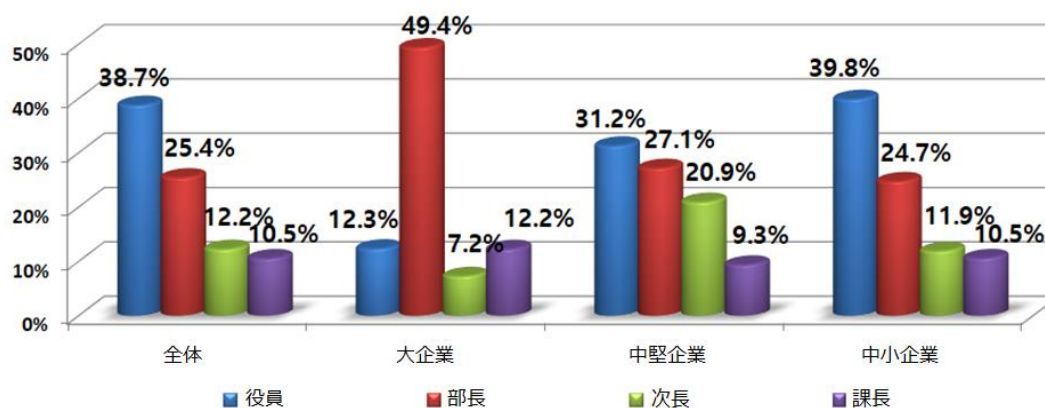
²⁶⁾ 法務組織や研究開発組織(研究開発戦略部署を含む)、その他組織(例：経営支援チーム、品質チーム、人事・総務、デザインチーム、管理部など)の人材が知的財産関連業務を遂行する。

[図2.1] 知的財産担当組織の保有状況(2022年基準)



知的財産担当組織を保有する企業の知的財産担当総括者の職位は[図2.2]のとおりである。知的財産を担当する総括者が役員²⁷である場合が38.7%で最も高く、部長(25.4%)、次長(12.2%)、課長(10.5%)の順であった。

[図2.2] 知的財産担当組織総括者の地位(2022年基準)



注：知的財産担当組織を保有している場合

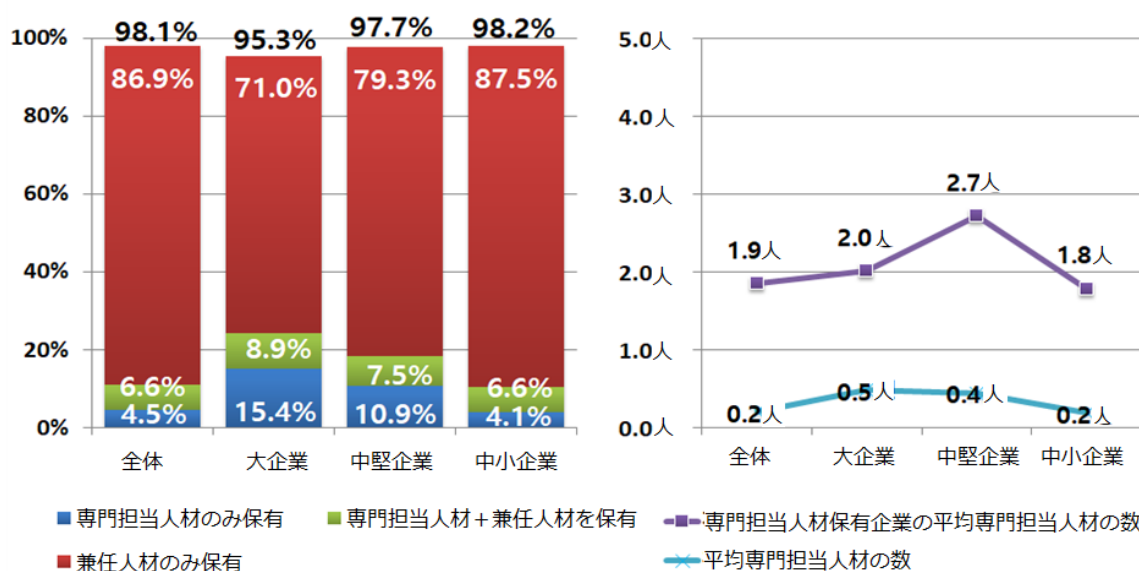
知的財産活動を遂行する企業の「知的財産担当人材」は遂行業務の範囲によって人材の類型

²⁷ 役員と回答した企業の他に代表、所長、本部長、室長などが知的財産担当組織の総括者である場合を全て含む。

が知的財産専門担当人材²⁸または兼任人材に分けられる。知的財産関連業務だけを専門的に担当して行う「知的財産専門担当人材」を保有する企業は全体の11.1%であるが、一方総務・人事・R&Dなど他部署の業務と知的財産業務を併行する「知的財産兼任人材」の保有率は全体の93.5%であった([図2.3])。このうち専門担当人材と兼任人材を両方保有する企業は全体の6.6%であった。企業類型別には大企業の24.3%、中堅企業の18.4%、中小企業の10.7%が1人以上の知的財産専門担当人材を保有していることが調査で明らかになった。中小企業の場合、他業務と知的財産業務を併行する兼任人材の保有率が94.1%で最も高かった。

全企業の知的財産専門担当人材は平均0.2人で、専門担当人材を保有する企業の平均専門担当人材は1.9人であった。専門担当人材を保有する企業の平均専門担当人材の数を企業類型別に調べると、中堅企業2.7人、大企業2.0人、中小企業1.8人の順であった。

[図2.3] 知的財産担当人材の保有状況(2022年基準)

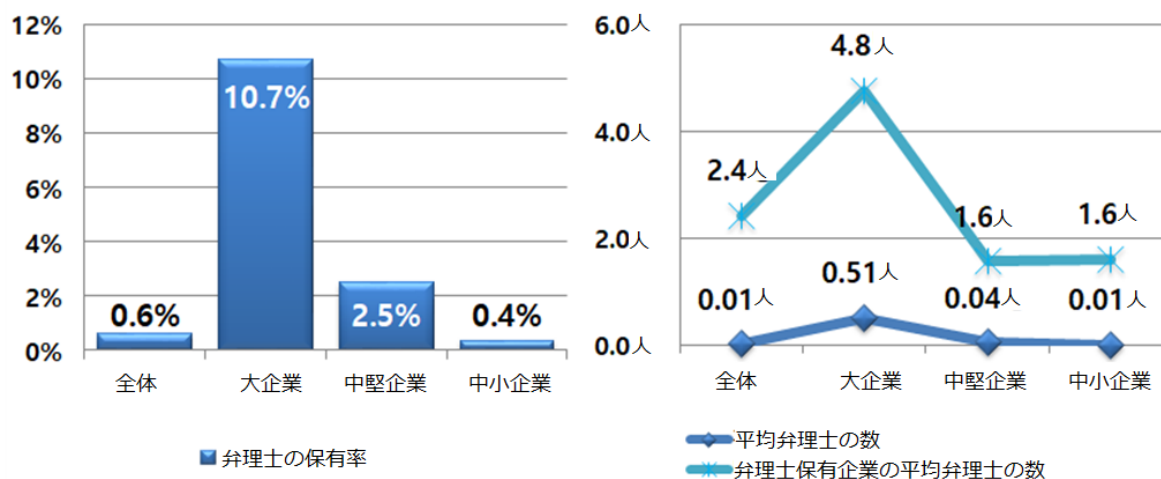


知的財産担当人材(専門担当人材または兼任人材を含む)のうち弁理士を保有する企業の割合は0.6%と非常に低い([図2.4])。企業類型別には大企業の10.7%、中堅企業の2.5%、中小企業の0.4%が弁理士を保有していると答えた。企業は平均的に0.01人の弁理士を保有しており、弁

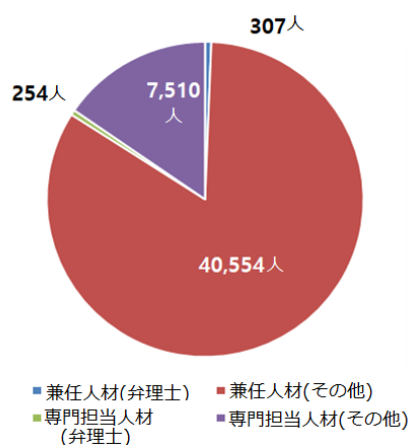
²⁸ 知的財産担当人材とは、企業内で特許ポートフォリオ分析などの知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害への対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する人材を意味し、このうち知的財産専門担当人材はこのような知的財産関連業務だけを専門的に担当する人材を意味する。

理士を保有する企業は平均的に2.4人の弁理士を保有していることが分かった。弁理士保有企業の平均弁理士数は大企業が4.8人で最も多く、中堅企業と中小企業はそれぞれ1.6人であった。

[図2.4] 知的財産担当人材のうち弁理士の保有状況(2022年基準)



[図2.5] 知的財産専門担当人材の構成比(2022年基準)



企業類型別知的財産担当人材の構成

区分	全体	大企業	中堅企業	中小企業
兼任人材合計(FTE)	40,861人	684人	1,683人	38,484人
兼任人材(弁理士)	307人	251人	12人	45人
兼任人材(その他)	40,554人	433人	1,681人	38,439人
専任担当人材合計	7,764人	273人	675人	6,817人
専任担当人材(弁理士)	254人	37人	47人	170人
専任担当人材(その他)	7,510人	236人	628人	6,647人
担当人材数の総計	48,625人	957人	2,368人	45,300人

注. 調査母集団の知的財産担当人材総計の母数推定値(兼任人材の場合、FTE基準)

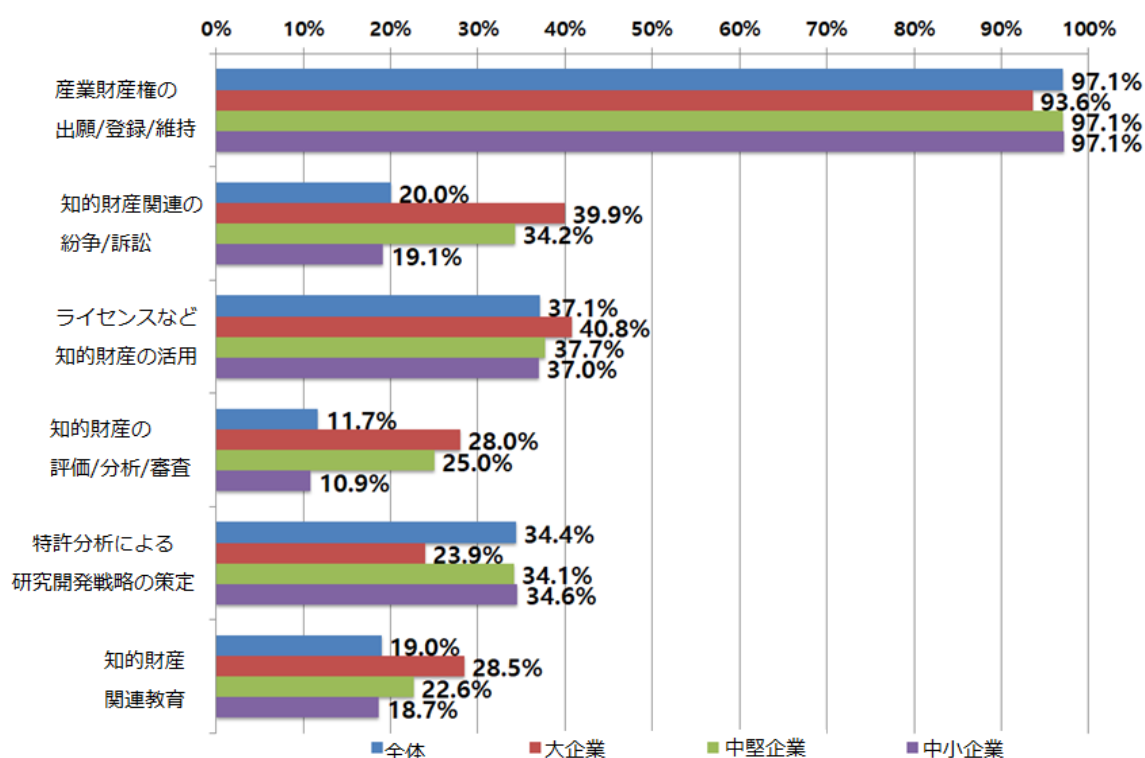
企業母集団が保有する知的財産担当人材の構成分布を専任担当人材(弁理士及びその他)、兼任人材(弁理士及びその他)に分けて表すと[図2.5]のとおりである。²⁹企業が保有する全体知的

²⁹ 2020年報告書では企業類型別知的財産担当人材の平均人数を基準として当該グラフを作成したが、

財産担当人材は48,625人³⁰で、40,861人の兼任人材(FTE基準)と7,764人の専門担当人材で構成されている。企業に所属している弁理士の数は計561人で、知的財産業務を専門担当している弁理士(254人)と他の業務を並行する兼任弁理士(307人、FTE基準)で構成されている。

[図2.6]は知的財産の主要業務別担当人材の遂行割合を示している。業務別の割合が最も高い分野は産業財産権の出願/登録/維持(97.1%)、ライセンスなど知的財産の活用(37.1%)、特許分析による研究開発戦略の策定(34.4%)の順であった。

[図2.6]業務別知的財産担当人材の遂行状況(2022年基準)



企業類型別では、大企業の場合は産業財産権の出願・登録・維持業務(93.6%)に次いでライセンスなど知的財産の活用(40.8%)、知的財産関連紛争・訴訟(39.9%)などの業務を行う割合が高く、中堅企業も大企業と類似する業務分布を見せた。中小企業は産業財産権の出願・登録・維持(97.1%)業務に次いで知的財産の活用(37.7%)、特許分析による研究開発戦略の策定

2021年からは調査母集団の知的財産担当人材の総計を基準として分布を表す方式に変更した。

³⁰ 知的財産専門担当人材と兼任人材を両方含む。兼任人材の場合、全体業務のうち知的財産業務の比重を考慮して全日労働従事者数(Full Time Equivalent、FTE)を基準として回答(2019年以降調査票を変更)

(34.6%)の業務を行う割合が高かった。

全体企業の16.0%は知的財産専門担当人材の補充が必要だと認識しているが、一方1年以内に専門担当人材を採用する予定の企業の割合は9.3%であった([表2.3])。企業類型別には大企業(16.5%)、中小企業(16.3%)、中堅企業(10.7%)の順に知的財産専門担当人材を補充する必要があると認識していた。

知的財産専門担当人材補充の必要性は、現在知的財産専門担当人材を保有する企業(34.5%)が知的財産専門担当人材を保有していない企業(13.8%)より高く認識しており、採用予定があると答えた企業の割合は知的財産専門担当人材保有企業(28.2%)と未保有企業(7.0%)間の格差がさらに大きかった。

[表2.3] 知的財産専門担当人材の需要及び採用計画

(単位：%、人)

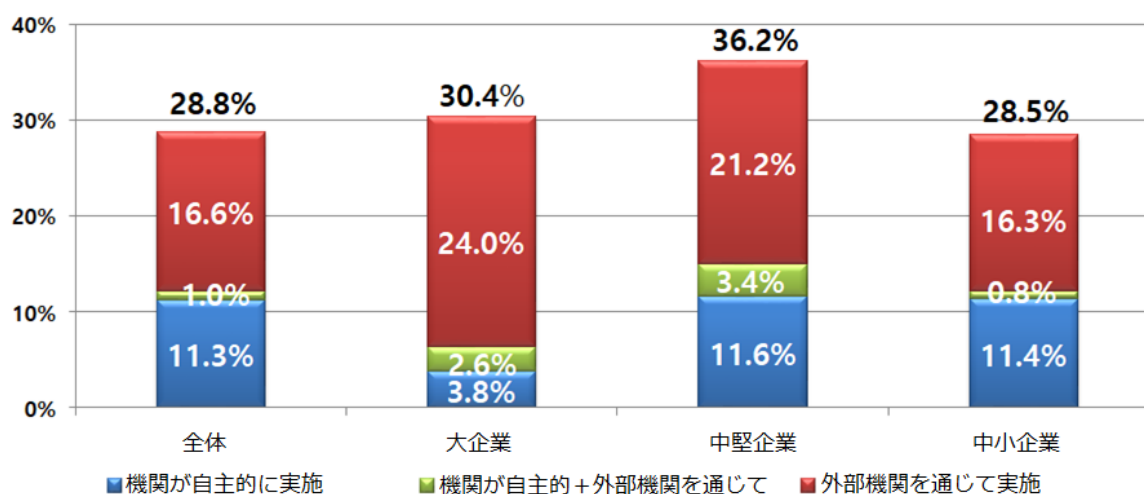
区分		全体	大企業	中堅企業	中小企業
全体企業	補充必要	16.0%	16.5%	10.7%	16.3%
	必要人数	6,677人	134人	227人	6,316人
	採用予定	9.3%	8.3%	5.3%	9.5%
	採用人数	3,733人	59人	93人	3,581人
専門担当人材 保有企業	補充必要	34.5%	47.1%	25.9%	34.7%
	必要人数	1,730人	97人	112人	1,521人
	採用予定	28.2%	34.8%	21.6%	28.3%
	採用人数	1,256人	59人	67人	1,130人
専門担当人材 未保有企業	補充必要	13.8%	6.9%	7.7%	14.1%
	必要人数	4,947人	38人	115人	4,795人
	採用予定	7.0%	0.0%	2.1%	7.3%
	採用人数	2,476人	0人	26人	2,450人

注. 必要人数及び採用人数は母集団企業の合算人数である。

4. 知的財産担当人材向け職務教育

企業母集団の28.8%が知的財産担当人材向け職務教育を実施すると答えた([図2.7])。教育の形態で見ると、企業が自主的に教育(12.3%)する割合が外部機関に教育を依頼(17.6%)する割合より低かった。企業類型別には、知的財産担当人材に対する職務教育の割合は中堅企業が36.2%で最も高く、大企業(30.4%)、中小企業(28.5%)の順であった。機関が自主的に教育を実施する割合は中堅企業(15.0%)、中小企業(12.2%)、大企業(6.4%)の順であった。

[図2.7] 知的財産担当人材向け職務教育の状況



知的財産担当人材向け教育が必要な分野としては、特許情報検索(44.2%)と特許制度(39.5%)に対する需要が高かった([表2.4])。また、特許情報分析方法(特許マップ)と特許ライセンス(技術事業化)に対する教育需要もそれぞれ34.5%と30.7%であった。大企業は特許制度(56.9%)と特許紛争(訴訟)(49.3%)に対する需要が相対的に高かった。

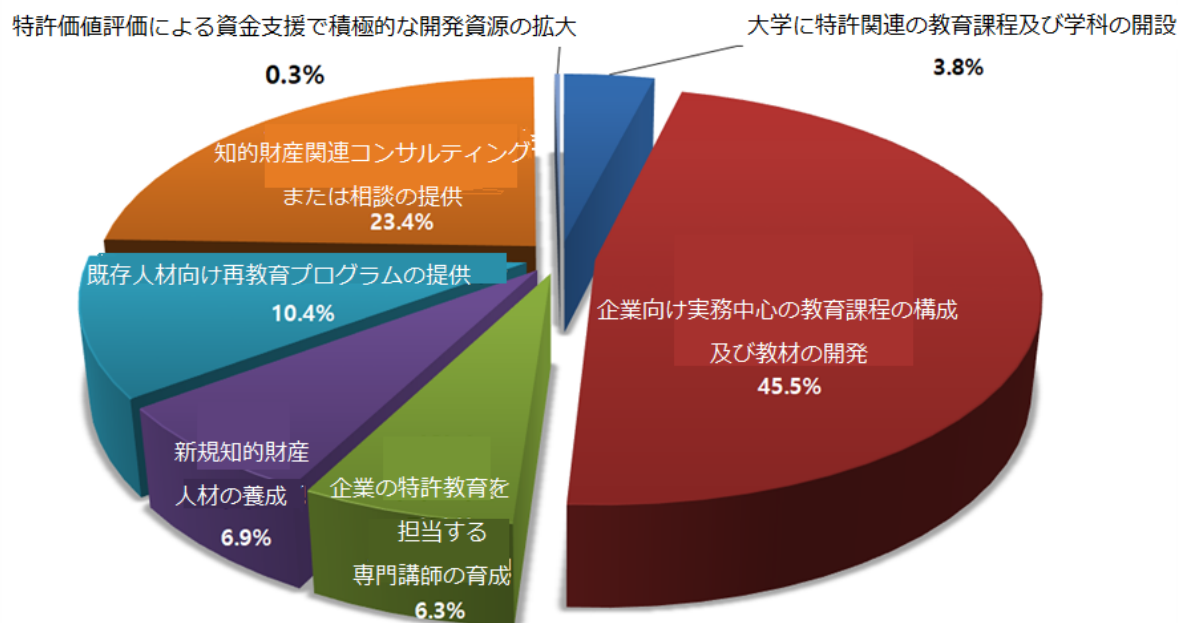
[表2.4] 知的財産担当人材向け職務教育の実施を希望する場合、扱うべき内容

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
特許情報検索	44.2%	36.0%	49.9%	44.1%
特許制度	39.5%	56.9%	47.9%	38.9%
特許情報分析方法(特許マップ)	34.5%	23.8%	42.7%	34.3%
特許ライセンス(技術事業化)	30.7%	22.6%	31.1%	30.8%
特許紛争(訴訟)	26.3%	49.3%	34.4%	25.6%
特許明細書の作成法	23.0%	17.1%	23.3%	23.0%
営業秘密保護	21.5%	27.0%	22.1%	21.4%
海外特許出願及び訴訟	18.7%	14.1%	19.8%	18.7%
その他	0.3%	2.3%	0.2%	0.3%

注：複数回答

知的財産専門人材を育成するために政府が推進しなければならない課題としては、企業の45.5%が「企業向け実務中心の教育課程の構成及び教材開発」を挙げた([図2.8])。また、「知的財産関連コンサルティングまたは相談の提供(23.4%)」と「既存人材向け再教育プログラムの提供(10.4%)」の順に政策需要が高かった。

[図2.8] 知的財産専門人材育成のために政府が推進しなければならない課題



5. 知的財産関連活動費

[表2.5] 知的財産の出願・審査・維持費用

	国内		海外		出願・審査・維持費用の合計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持	
全体	575万ウォン	468万ウォン	547万ウォン	317万ウォン	1,908万ウォン
大企業	3,456万ウォン	4,975万ウォン	3,486万ウォン	2,584万ウォン	1億4,501万ウォン
中堅企業	1,790万ウォン	1,705万ウォン	2,642万ウォン	1,295万ウォン	7,432万ウォン
中小企業	481万ウォン	349万ウォン	416万ウォン	242万ウォン	1,488万ウォン

注. 企業平均値(母数推定値)

(出願・審査費用)産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)に必要なとされた費用

(維持費用)産業財産権の登録と権利維持に必要なとされる金額(登録料と年次料(年金))

2021年の一年間国内外の知的財産権の出願・審査・維持費用として、企業は平均1,908万ウォンを支出³¹したことが明らかになった([表2.5])。企業類型別に見ると、大企業1億4,501万ウォン

³¹ 企業母集団の平均費用(2019年には無回答を除く標本企業の平均費用で算出したが、2020年からは全体母集団の平均推定値を算出することに変更)である。

ン、中堅企業7,432万ウォン、中小企業1,488万ウォンの順であった。

知的財産活動をする企業の67.9%が外部の専門機関を通じて知的財産サービス³²を利用した([表2.6])。企業類型別に見ると、外部の知的財産サービスを活用した企業の割合は中堅企業75.6%、中小企業67.6%、大企業64.7%の順であった。

知的財産サービスを利用した企業は2021年の一年間で平均1,808万ウォンを外部知的財産サービス費用として支出したものと分析された。³³サービス分野別では、知的財産法律代理分野が1,639万ウォン(出願・登録手数料などを含む)でサービス市場の規模が最も大きく、知的財産情報サービス(92万ウォン)、知的財産コンサルティング・教育及び広報(36万ウォン)、金融・保険(27万ウォン)の順に利用が多かった。

[表2.6] 知的財産サービスの利用状況

(単位：%、万ウォン)

区分	利用する (%)	知的財産サービス分野別の支出額						合計	
		法律代理	評価、賃貸 及び仲介	情報サー ビス	コンサルテ ィング、教 育及び広報	金融、 保険	創出支援及 び出版、施 設運営		
全体	67.9%	1,639	13	92	36	27	-	1,808	
企業 類型別	大企業	64.7%	11,586	33	444	93	-	-	12,156
	中堅企業	75.6%	6,729	9	384	24	-	-	7,146
	中小企業	67.6%	1,261	13	74	36	29	-	1,412
産業財産権 出願件数 (2年間)	10件未満	64.5%	989	9	61	31	27	-	1,118
	50件未満	81.3%	2,135	28	110	61	28	-	2,362
	50件以上	92.2%	16,963	25	865	14	-	-	17,867

注. 知的財産サービスを利用した企業の平均支出額(母数推定値)

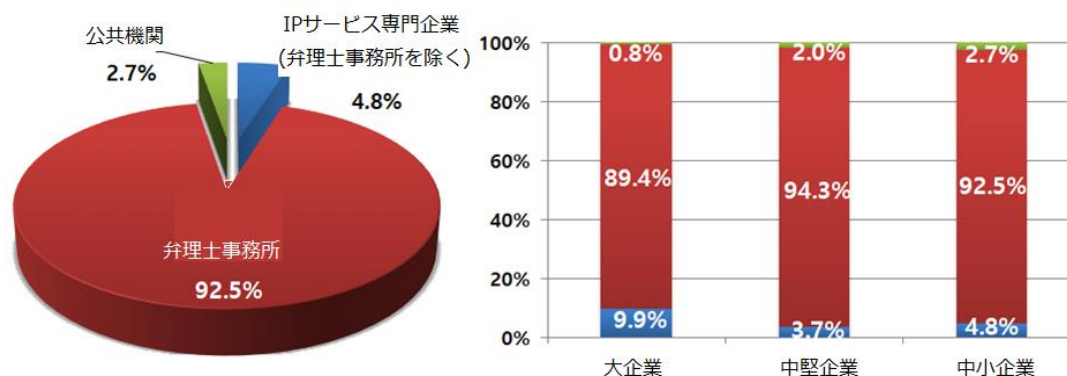
知的財産サービスを利用した企業の92.5%は弁理士事務所を通じてサービスの提供を受けたと答えており([図2.9])、知的財産サービス専門企業(4.8%)や特許情報院、発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金などの公共機関(2.7%)を活用していることが分かった。弁理士

³² 知的財産サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスとして情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味し、知的財産サービスの分野の区分は知的財産サービス産業特殊分類体系を準用するが、著作権関連サービスである知的財産流通分野を除く6つの大分類に対して調査する。

³³ 母集団企業が支出した全体知的財産サービスの費用は計4,842億ウォンと推定される。

事務所の利用率は中堅企業(94.3%)が最も高く、大企業と中小企業も大半が弁理士事務所に依頼していることが分かった。特に、大企業は他の企業類型に比べて知的財産サービス専門企業(9.9%)の利用率が高かった。

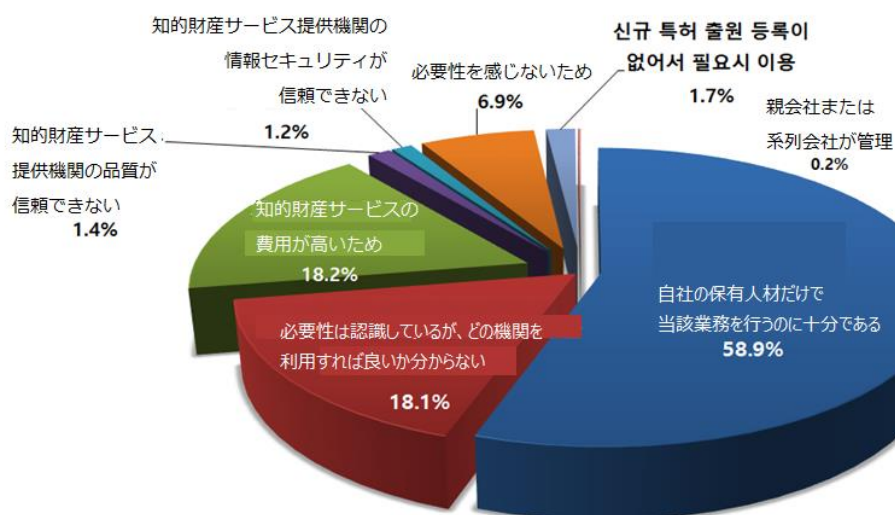
[図2.9] 知的財産サービス提供機関別の利用率



注：知的財産サービスを利用した企業

一方、知的財産サービスを利用しない理由としては、「自社の保有人材だけで当該業務を行うのに十分である」という回答が58.9%、「知的財産サービスの費用が高いため」利用しないという回答が18.2%、「必要性は認識しているが、どの機関を利用すれば良いか分からない」という回答が18.1%であった。

[図2.10] 知的財産サービスを利用しない理由



注：知的財産サービスを利用しない企業(複数回答)

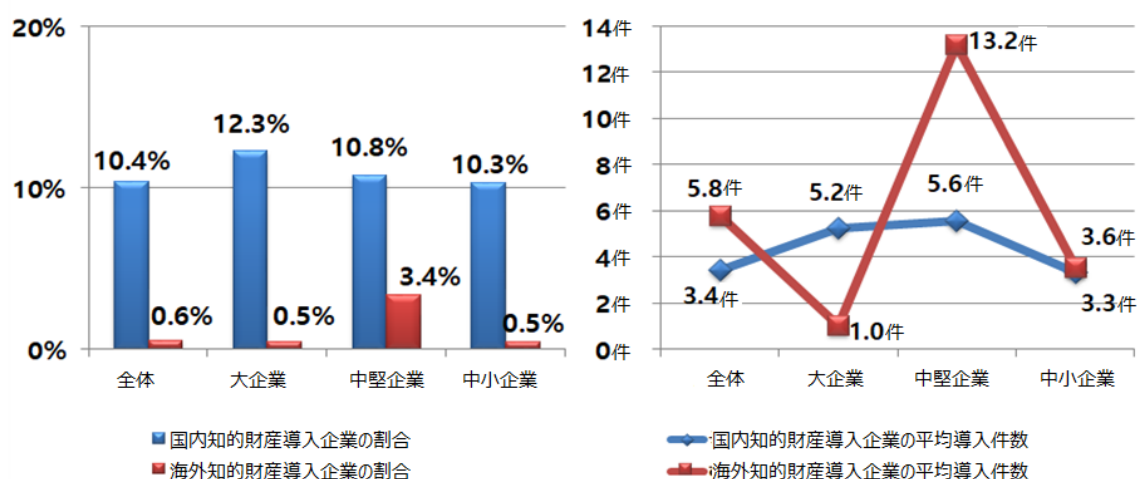
第2節 知的財産の主要活動及び成果

1. 外部からの知的財産導入

2021年の一年間知的財産を導入した企業の割合は[図2.11]のとおりである。韓国国内から知的財産を導入した企業は10.4%、海外からの導入実績がある企業は0.6%であった。企業類型別には、国内から知的財産を導入した割合は大企業(12.3%)、中堅企業(10.8%)、中小企業(10.3%)の順で大企業の知的財産導入が最も活発であり、一方海外からの導入割合は中堅企業(3.4%)、大企業と中小企業がそれぞれ0.5%であった。

知的財産を導入した企業を対象に分析した結果、国内からの知的財産導入件数は平均3.4件であった。企業類型別には中堅企業の平均導入件数が5.6件で最も高く、中小企業が3.3件で最も低かった。一方、海外からの知的財産導入件数は平均5.8件で、中堅企業が平均13.2件で最も高く、大企業(1.0件)が最も低かった。

[図2.11]国内外の知的財産導入企業の割合及び平均導入件数

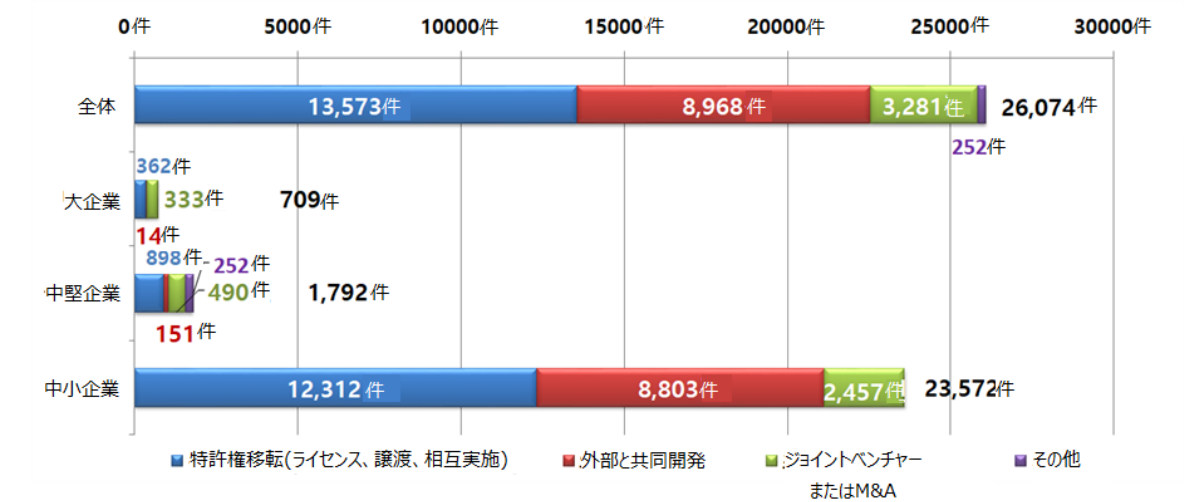


注. 導入件数は知的財産を導入した企業の平均である

[図2.12]は国内から知的財産を導入した企業を対象に、知的財産の導入類型別分布を示している。³⁴企業が導入した知的財産の総計26,074件のうち13,573件は特許権移転(ライセンス、譲渡、相互実施)の形態で導入したことが明らかになり、外部との共同開発による導入(8,968件)とジョイントベンチャーまたはM&Aによる導入(3,281件)などの順であった。

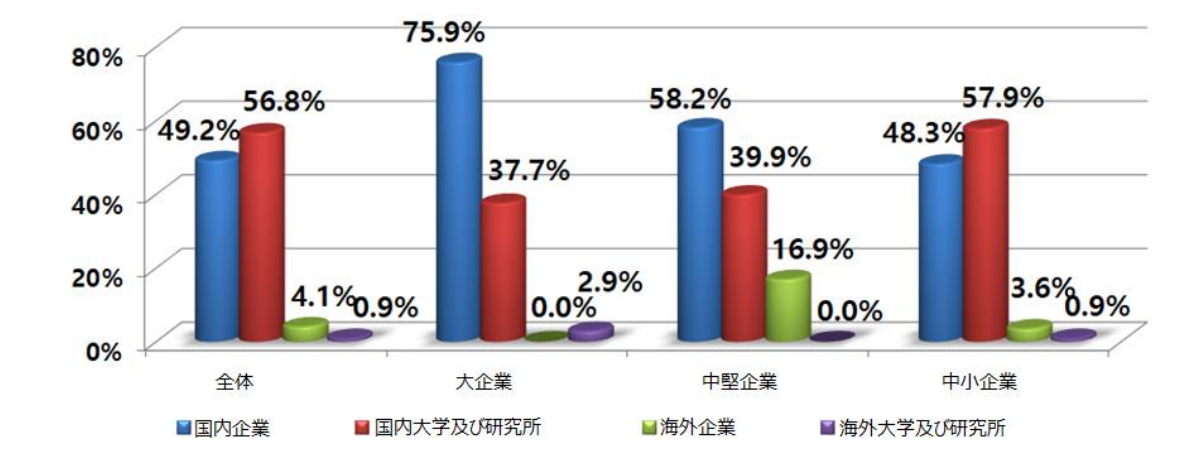
³⁴ 2020年報告書では企業類型別平均知的財産導入件数を基準に当該グラフを作成したが、2021年からは調査母集団の知的財産導入件数(総計)を基準に知的財産類型別導入実績を示す方式に変更する。

[図2.12] 国内知的財産を導入した企業の類型別導入件数



注. 知的財産導入企業の類型別平均導入件数の合計(母数推定値)

[図2.13] 知的財産を導入した企業の導入経路による実績



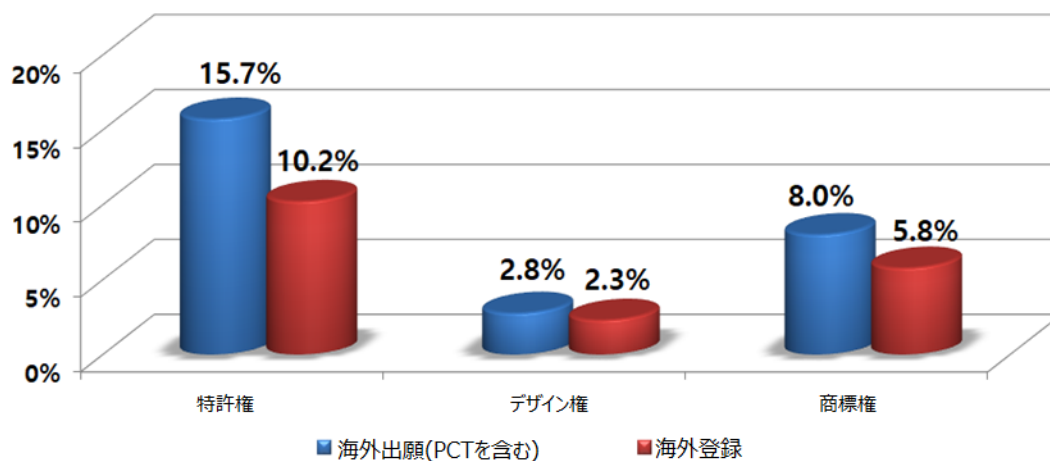
注. 直近3年間(2019-2021年)知的財産導入企業(複数回答)

直近3年間(2019-2021年)で知的財産導入実績のある企業の知的財産導入経路を調べた結果は[図2.13]のとおりである。国内大学及び研究所から導入した場合が56.8%で最も高く、国内企業(49.2%)、海外企業(4.1%)、海外大学及び研究所(0.9%)の順であった。大企業と中堅企業は国内企業から導入した割合が高いが、一方中小企業は国内大学及び研究所から導入した割合が比較的に高かった。

2. 産業財産権の出願・登録

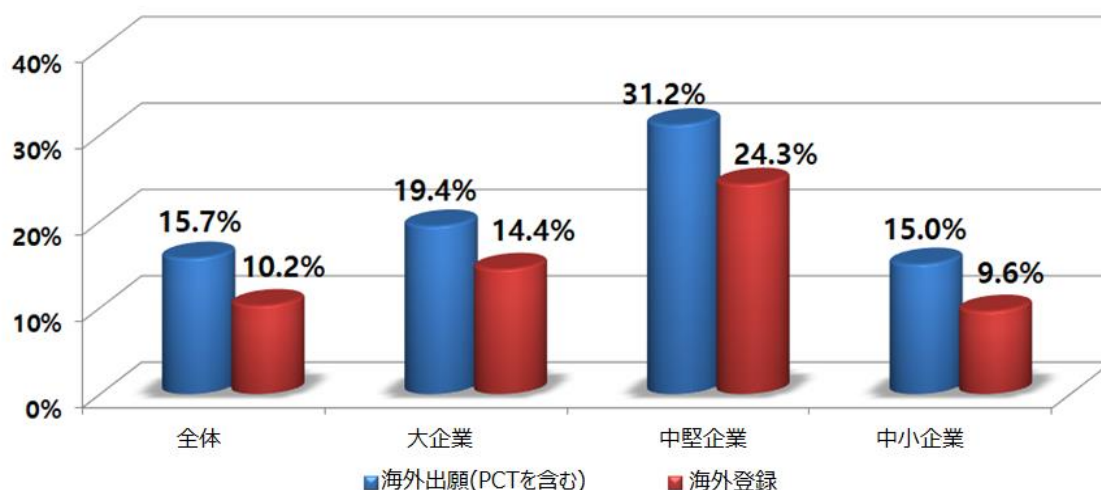
2021年に海外特許を1件以上出願(PCTを含む)した企業の割合は15.7%で、海外特許を登録した企業の割合は10.2%であった([図2.14])。デザイン権の海外出願及び登録の割合はそれぞれ2.8%と2.3%、商標権の海外出願及び登録の割合はそれぞれ8.0%と5.8%であった。

[図2.14] 産業財産権の海外出願及び登録企業の割合



企業類型別に特許権の海外出願または登録の割合を調べると([図2.15])、海外特許出願の割合と登録の割合は中堅企業がそれぞれ31.2%と24.3%で企業類型の中で最も高かった。

[図2.15] 企業類型別特許権の海外出願及び登録の割合



知的財産権出願の増減に影響を及ぼす最大の要因に関する調査で、全体企業の55.4%が市場

の拡大や縮小、新技術または新市場の出現など「市場及び技術競争環境の変化」を挙げた（[表2.7]）。事業分野の多角化または構造改革など「企業の事業戦略変化」が出願の増減に影響を与えるという回答も51.0%と高かった。中堅企業と中小企業は外部的な要因である「市場及び技術競争環境の変化」を出願の増減に影響を及ぼす最大の要因として認識しているが、一方大企業は企業内部の要因である「企業の事業戦略の変化(53.3%)」を主な要因として挙げた。

[表2.7]産業財産権国内出願の増減に影響を及ぼす要因

	影響要因	全体	大企業	中堅企業	中小企業
内部的 要因	研究開発への投資増減による研究成果の変化	47.5%	39.3%	46.0%	47.7%
	企業の事業戦略変化(事業分野の多角化、または事業構造調整など)	51.0%	53.3%	47.4%	51.2%
	企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用に対する収益性戦略の変化など)	44.5%	42.8%	43.1%	44.6%
外部的 要因	市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	55.4%	45.3%	57.4%	55.5%
	国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など)	28.9%	20.0%	26.6%	29.2%
	産業財産権の出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、知的財産権の創出支援制度など)	39.3%	21.1%	35.9%	39.7%

注. (%)は産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす6つの企業の内部・外部的要因に対して企業が重要度(低い(1)–高い(5))を評価した後、[(重要度が「中間より高い」と「最も高い」と答えた企業数)/(総回答企業数)]×100(%)

3. 職務発明³⁵補償³⁶

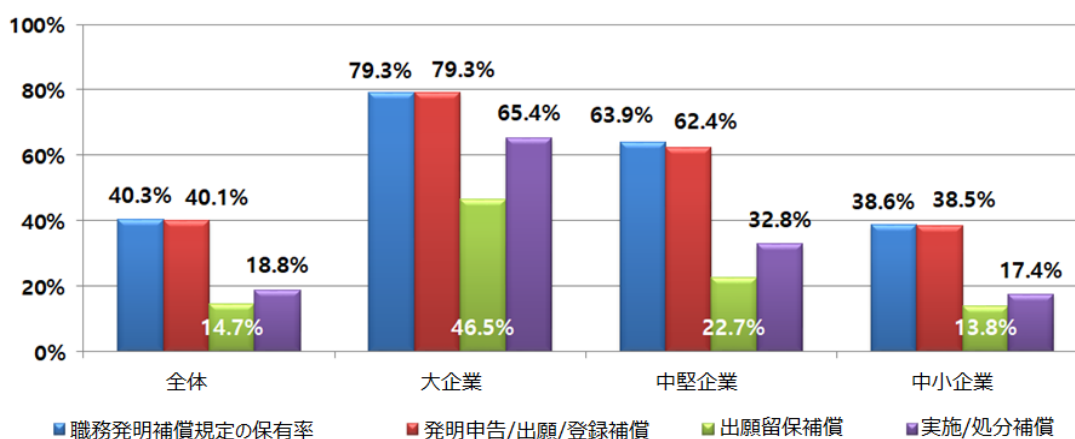
職務発明補償制度とは、従業員などが特許、実用新案、デザインの登録を受ける権利を契約

³⁵ 「職務発明」とは、従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」という)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」という)の業務範囲に属し、その発明をすることになった行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条)。

³⁶ 「職務発明補償制度」に関するアンケート項目が2018年までは「特許基盤の知的財産活動」領域に含まれていたため、特許・実用新案出願企業の回答結果を基準として統計が算出されたが、2019年

や勤務規定に基づいて使用者・法人に承継させる場合や専用実施権を設定した場合は従業員などが正当な補償を受ける権利を持つ制度である(発明振興法第10条)。調査母集団企業の中には特許、実用新案、デザインを全く出願しない企業が含まれ、全体母集団(38,185)のうち、2年間(2019-2020年)特許、実用新案、デザインを2件以上出願した企業(23,706、全体母集団の62.1%)を分析の対象として限定した³⁷。

[図2.16]職務発明補償規定の保有率



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業の母数推定値

2021年度調査からは従業員などから職務発明を承継した後の段階を発明申告/出願/登録、出願留保、実施/処分の3つに区分し、各段階別に補償規定³⁸の有無を回答するように変更した。3つの補償類型のうち一つでも補償規定を保有する場合、職務発明補償規定を保有するものと見ると、特許・実用新案・デザイン出願企業のうち職務発明補償規定を保有する割合は40.3%であることが分かった([図2.16])³⁹。企業類型別には大企業の79.3%、中堅企業の63.9%、中小企

からは「知的財産の主要活動及び成果」に移されたことで、全体母集団(特許・実用新案・デザイン・商標出願企業)が回答するようにし、2020年からは職務発明制度の保護対象である特許・実用新案・デザイン出願企業の回答結果を分析する。

³⁷ 特許・実用新案・デザイン出願企業母集団を基準として、業種、企業類型、産業財産権の出願規模別99層に対する加重値を別途算出して適用することで、母数推定値を求める。

³⁸ 職務発明補償規定とは、使用者・法人が従業員の職務発明を承継し、正当な補償をするように定めた契約や勤務規定であり、1)企業が自主的に職務発明補償規定を作成・活用する、2)特許庁など関連機関が作成・普及した標準化された職務発明補償規定を活用する場合を含む。

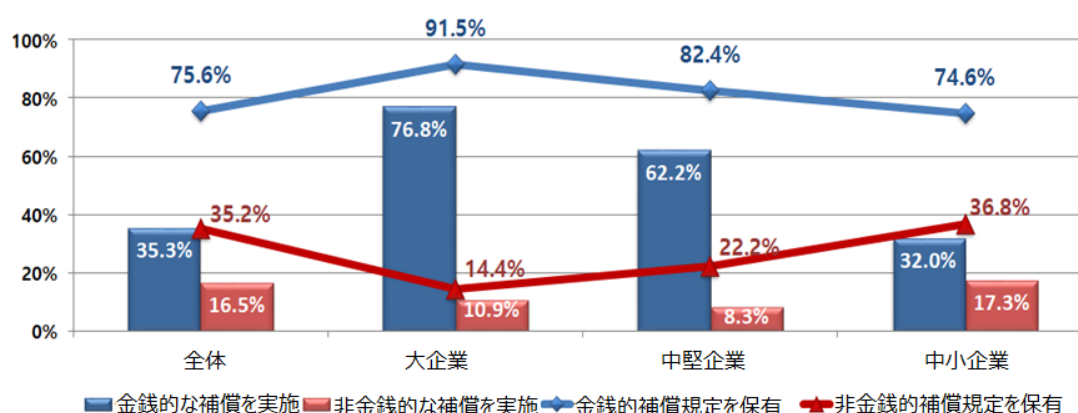
³⁹ 発明申告/出願/登録、出願留保、実施/処分の3つの職務補償類型のうち一つでも金銭的または非金銭的に補償する規定を保有する場合である。

業の38.6%が職務発明補償規定を保有していることが分かった。職務発明補償の類型別に見ると、特許・実用新案・デザイン出願企業の40.1%が発明申告/出願/登録の時に補償しているが、一方実施/処分の時に補償する企業(18.8%)と出願留保の時に補償する企業(14.7%)の割合は相対的に低かった。このような結果は企業類型別に見ても同様である。

職務発明補償規定を保有していない理由としては「職務発明をほぼ承継しないため、補償規定を保有する必要がない」という回答が38.1%で最も高かった。「企業の負担や他職員との公平性のために補償しない(25.3%)」と「補償規定を設けず、別途のインセンティブを付与(17.1%)」も主な原因であった。一方、規定を保有していない企業の16.2%は「必要性は認識するが、導入方法を知らない」と答えた。

職務発明補償類型別に金銭的・非金銭的な補償規定をそれぞれ保有しているかどうかと、2021年に実際金銭的・非金銭的な補償を実施したかどうかを調べた結果は次の[図2.17]～[図2.19]のとおりである。企業が職務発明補償規定を保有していても、職務発明の発生/承継/実施・処分などの事例がない場合、企業は職務発明に対する補償を実施していない可能性があるため、規定保有率と補償実施率間で差が生じる可能性がある。

[図2.17] 発明申告/出願/登録補償規定の状況及び実施率



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち、職務発明補償規定を保有する企業(n=9,558)の2021年基準の職務発明補償の実施状況である。

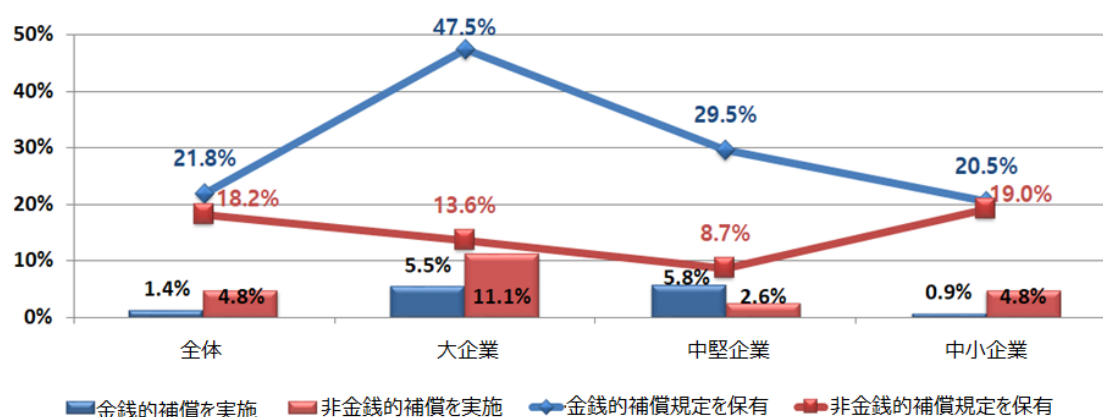
まず、職務発明補償規定を保有する企業の中で職務発明補償を承継した後、発明申告/出願/登録をする時の補償に関する規定を保有及び実施した割合は[図2.17]のとおりである。規定上、発明申告/出願/登録時の金銭的補償に関する規定を保有する企業は75.6%で、昇進、成果評価への反映など非金銭的な補償を提供する企業の割合(35.2%)に比べて高かった。企業類型別に見ると、大企業の場合は金銭的補償(91.5%)と非金銭的補償(14.4%)の規定保有率において大

差があったが、中小企業は金銭的補償規定(74.6%)と非金銭的補償規定(36.8%)を同時に保有する割合が高かった。

2021年補償実施基準では、発明申告/出願/登録時に企業が金銭的補償(35.3%)を実施した割合と非金銭的補償(16.5%)を実施した割合は規定保有企業の半分水準であった。企業類型別では、大企業(76.8%)、中堅企業(62.2%)、中小企業(32.0%)の順で発明申告/出願/登録時に金銭的な補償を実施し、非金銭的に補償した割合は中小企業が17.3%で最も高く、大企業(10.9%)、中堅企業(8.3%)の順であった。

次に、職務発明補償規定を保有する企業の中で営業秘密などを理由として出願を留保(放棄または取下げを含む)する場合に補償を実施した割合は[図2.18]のとおりである。出願留保時に企業が補償を実施する方式に関する規定は金銭的(21.8%)または非金銭的(18.2%)補償の割合に大差はなかった。企業類型別に見ると、大企業は金銭的補償に関する規定(47.5%)が設けられているが、一方中小企業はこれに関する金銭的補償規定を保有する割合が20.5%であった。中小企業は特に非金銭的補償規定を保有する比率が19.0%で高かった。

[図2.18] 出願留保補償規定の状況及び実施率



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち、職務発明補償規定を保有する企業(n=9,558)の2021年基準職務発明補償の実施状況である。

実際に補償を実施した割合は、金銭的補償(1.4%)よりは非金銭的補償(4.8%)が好まれることが分かった。企業類型別では、中堅企業(5.8%)、大企業(5.5%)、中小企業(0.9%)の順で出願留保時に金銭的補償を実施し、非金銭的に補償を実施した割合は大企業(11.1%)、中小企業(4.8%)、中堅企業(2.6%)の順で大企業が最も高かった。

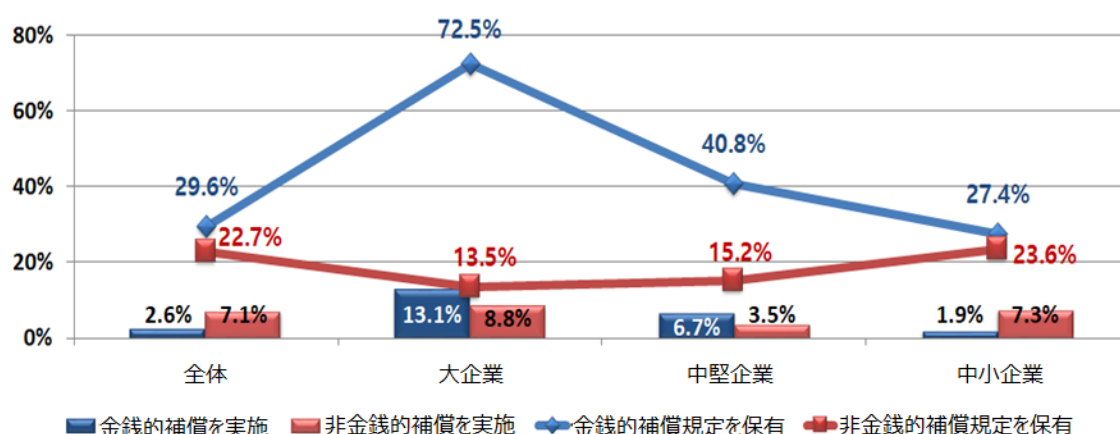
最後に、承継した職務発明を企業が利用する場合(自社実施)や、ライセンス契約などを通じて他企業に移転する場合(他社実施)、売却などを通じて処分する場合など収入が発生した場合

に支給する実施/処分補償規定及び実施率は[図2.19]のとおりである。

職務発明補償規定上に実施/処分時の金銭的補償に関する規定を保有する企業が29.6%、非金銭的補償に関する規定を保有する企業が22.7%であった。大企業の場合は金銭的補償を規定化(72.5%)した割合と非金銭的補償を規定化(13.5%)した割合との差が非常に大きい。一方中小企業は非金銭的補償規定保有企業の割合が23.6%で最も高く、昇進などの非金銭的補償を好むことが分かった。

実際2021年実施/処分時に企業が補償を実施した方式もまた金銭的補償(2.6%)よりは非金銭的補償(7.1%)が好まれていることが分かった。企業類型別には大企業(13.1%)、中堅企業(6.7%)、中小企業(1.9%)の順に実施/処分の際に金銭的補償を実施し、非金銭的に補償する割合はそれぞれ大企業(8.8%)、中堅企業(3.5%)、中小企業(7.3%)で、中小企業が中堅企業に比べて相対的に高かった。

[図2.19]実施/処分補償規定の状況及び実施率



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち、職務発明補償規定を保有する企業(n=9,558)の2021年基準の職務発明補償の実施状況である。

職務発明補償の各段階別に2021年に職務発明補償金を支給した企業を対象に平均補償金額を調べてみると[表2.3]～[表2.10]のとおりである。まず、発明申告/出願/登録時に補償金を支給した企業の平均補償金額は425万ウォンであることが分かった([表2.8])。平均支給人数と権利件数に分けて1人当たり平均補償金額と権利1件当たりの平均補償金額を算出した結果はそれぞれ1人当たり37.6万ウォン、権利1件当たり42.9万ウォンであった。

[表2.8] 発明申告/出願/登録補償金の支給状況

(単位：万ウォン、人、件)

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
発明申告/出願/登録の平均補償金額(A)	425万ウォン	1,246万ウォン	817万ウォン	305万ウォン
補償金の平均支給人数(B)	11.3人	52.7人	26.3人	6.0人
補償金の平均支給権利件数(C)	9.9件	42.7件	21.7件	5.7件
1人当たり平均補償金額(A/B)	37.6万ウォン	23.6万ウォン	31.1万ウォン	51.0万ウォン
1件当たり平均補償金額(A/C)	42.9万ウォン	29.2万ウォン	37.7万ウォン	53.5万ウォン

注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち、発明申告/出願/登録補償金を支給した企業(n=3,298、補償金関連の質問事項における無回答は除く)の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

平均補償金額は大企業が1,246万ウォンで最も高かったが、1人当たり・1件当たりの補償金支給水準はそれぞれ23.6万ウォン/人、29.2万ウォン/件で高くなかった。一方、中小企業は平均補償金額が305万ウォンで最も低かったが、1人当たり・1件当たりの補償金支給水準はそれぞれ51.0万ウォン/人、53.5万ウォン/件で企業類型の中で最も高かった。

[表2.9] 出願留保補償金の支給状況

(単位：万ウォン、人、件)

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
出願留保の平均補償金額(A)	128万ウォン	506万ウォン	45万ウォン	50万ウォン
補償金の平均支給人数(B)	6.2人	20.0人	4.7人	2.0人
補償金の平均支給権利件数(C)	3.5件	9.6件	3.6件	1.0件
1人当たり平均補償金額(A/B)	20.7万ウォン	25.3万ウォン	9.5万ウォン	25.0万ウォン
1件当たり平均補償金額(A/C)	36.6万ウォン	52.9万ウォン	12.4万ウォン	50.0万ウォン

注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち、出願留保補償金を支給した企業(n=84、補償金関連の質問事項における無回答は除く)の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

次に、職務発明補償規定を保有する企業のうち、2021年に「出願留保」に対する補償金を支給した企業の平均補償金額は128万ウォンである([表2.9])。1人当たり平均補償金額と権利1件当たり平均補償金額を算出した結果はそれぞれ20.7万ウォン/人、36.6万ウォン/件である。企業類型別の平均補償金額は大企業が506万ウォンで最も高く、1人当たり・1件当たりの補償金支給水

準はそれぞれ25.3万ウォン/人、52.9万ウォン/件と高かった。一方、中堅企業の場合、1人当たり・1件当たりの補償金支給水準はそれぞれ9.5万ウォン/人、12.4万ウォン/件と最も低かった。

[表2.10] 実施/処分補償金の支給状況

(単位：万ウォン、人、件)

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
実施/処分の平均補償金額(A)	2,630万ウォン	3,183万ウォン	1,900万ウォン	2,694万ウォン
補償金の平均支給人数(B)	5.0人	16.1人	5.9人	1.6人
補償金の平均支給権利件数(C)	8.9件	12.5件	24.1件	3.4件
1人当たり平均補償金額(A/B)	530.5万ウォン	197.3万ウォン	323.0万ウォン	1640.3万ウォン
1件当たり平均補償金額(A/C)	296.8万ウォン	255.5万ウォン	78.7万ウォン	793.9万ウォン

注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案・デザインを2件以上出願した企業のうち、実施/処分補償金を支給した企業(n=228、補償金関連の質問事項における無回答は除く)の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

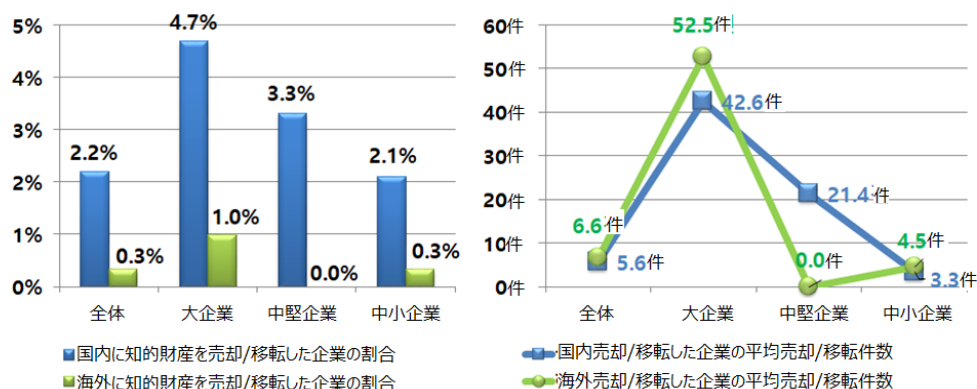
最後に、職務発明補償規定を保有する企業のうち、2021年に実施・処分に対する補償金を支給した企業の平均補償金額は2,630万ウォンである([表2.10])。支給費用を発明者1人当たりと権利1件当たりで算出した結果はそれぞれ1人当たり530.5万ウォン、権利1件当たり296.8万ウォンであった。企業類型別の平均補償金額は大企業の平均補償金額が3,183万ウォンで最も高く、中小企業2,694万ウォン、中堅企業1,900万ウォンの順である。

4. 知的財産の移転⁴⁰

2021年の一年間企業の2.2%は保有する知的財産を国内の他企業などに売却・移転し、これらの企業が売却・移転した知的財産は平均5.6件であることが分かった([図2.20])。一方、海外企業などに知的財産を売却・移転した企業は全体の0.3%で、これらの企業は平均6.6件の知的財産を売却・移転したことが分かった。企業類型別には、国内での知的財産売却・移転の割合は大企業(4.7%)が最も高く、中堅企業(3.3%)、中小企業(2.1%)の順であった。海外に知的財産を売却・移転した割合は大企業1.0%、中小企業0.3%であった。

⁴⁰ 知的財産など技術移転とは、技術の譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、ジョイントベンチャーまたはM&Aなどの方法で技術保有者からその他の者に移転されることを意味(技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条)する。

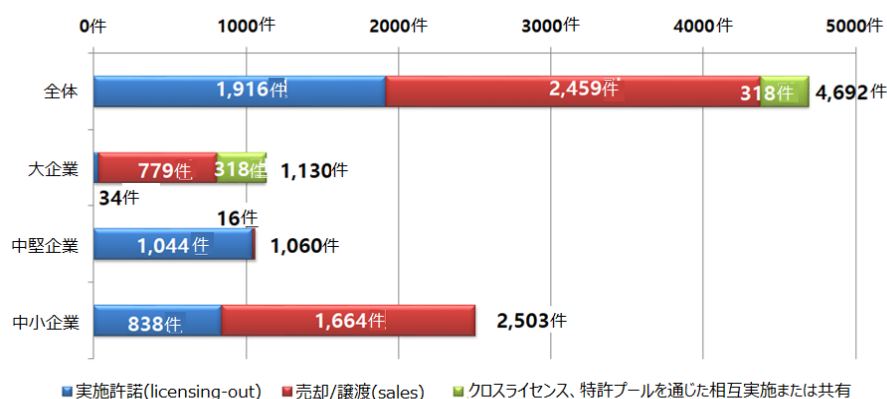
[図2.20] 知的財産の売却・移転の状況



注. 件数は知的財産を売却・移転した企業が売却・移転した知的財産の平均件数である。

国内企業などに知的財産を売却・移転した類型による実績分布は[図2.21]のとおりである。⁴¹ 国内に売却/移転した知的財産の件数は計4,692件で、実施許諾(1,916件)による移転に比べて売却/譲渡(2,459件)による移転がより多かった。クロスライセンス、特許プールを通じた相互実施または共有による知的財産移転の事例も318件であった。大企業は計1,130件の知的財産を実施許諾(34件)と売却・譲渡(779件)、相互実施(318件)で移転したが、一方中堅企業の場合計1,060件の知的財産移転実績のうち実施許諾(1,044件)の割合が非常に高く、売却/譲渡(16件)の二つの方式で移転された。中小企業は実施許諾(838件)に比べて売却・譲渡(1,664件)の方式で移転された割合が高かった。

[図2.21] 国内知的財産の売却/移転類型による実績



注. 調査母集団の国内知的財産移転実績の総計(推定値)

⁴¹ 2020年報告書では企業類型別の平均知的財産移転件数を基準に当該グラフを作成したが、2021年からは調査母集団の知的財産移転件数(総合)を基準に知的財産類型別移転実績を示す方式に変更する。

[表2.11] 企業が保有する特許の活用状況 (2022年基準)

(単位：件、%)

企業区分	国内特許			海外特許		
	総保有件数	総活用件数	特許活用率	総保有件数	総活用件数	特許活用率
全体	665,740件	482,848件	72.5%	147,539件	109,471件	74.2%
大企業	86,587件	57,203件	66.1%	24,352件	13,822件	56.8%
中堅企業	71,600件	50,630件	70.7%	29,769件	23,953件	80.5%
中小企業	507,553件	375,015件	73.9%	93,418件	71,697件	76.7%

注：特許活用率=総活用件数/総保有件数(無回答を除く母数推定値)

企業母集団が回答時点に保有している特許権のうち活用されている特許の割合は国内特許の場合72.5%、海外特許の場合74.2%であった([表2.10])。その際保有特許権は登録されてから取消、無効、放棄などで権利が消滅されずに生きている特許権を基準とし、活用特許の場合は保有している産業財産権を自社の製品またはサービスとして発売することや、他企業などに貸出(ライセンス)、現物出資、防御目的などで活用することを含む。企業類型別には中小企業の国内特許の活用率が73.9%、中堅企業の海外特許の活用率が80.5%で最も高かった。

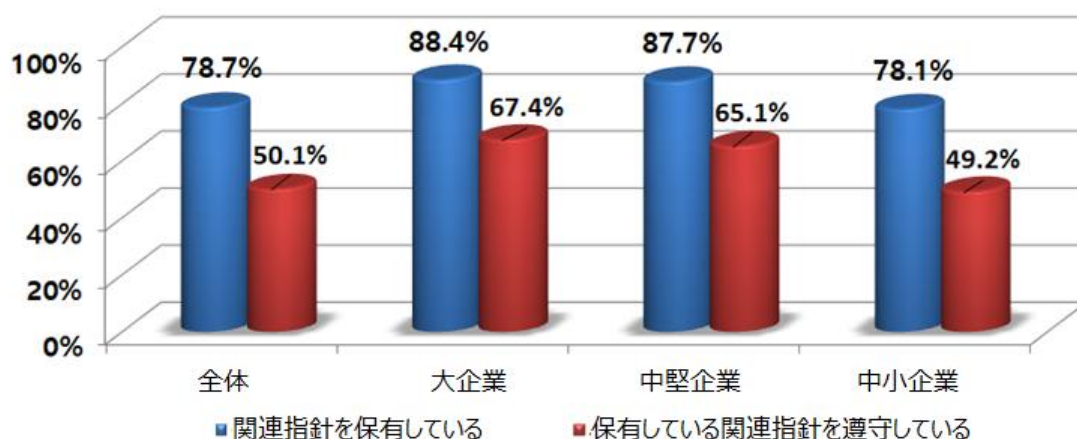
特許権の他に、企業が保有する産業財産権の類型別活用状況は実用新案権77.3%、デザイン権74.8%、商標権68.5%であり、商標権の活用率が最も低かった。

5. 営業秘密⁴²管理及び技術流出防止管理

企業母集団の78.7%は営業秘密管理及び技術流出防止指針を保有しており、保有指針を遵守している企業の割合は50.1%であった([図2.22])。即ち、全体企業の28.6%は関連指針を保有しているものの遵守しなければならないという認識が低く、営業秘密管理及び技術流出防止指針を保有していない企業の割合は21.3%であることを示唆する。

⁴² 「営業秘密」とは、公然と知られておらず独立した価値を持つもので、秘密として管理された生産方法、販売方法、その他に営業活動に有用な技術上または経営上の情報を意味するもので(不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第2条第2号)、企業は保有する核心技術を営業秘密として管理するか、それとも特許として出願して保護を受けるかを選択する。

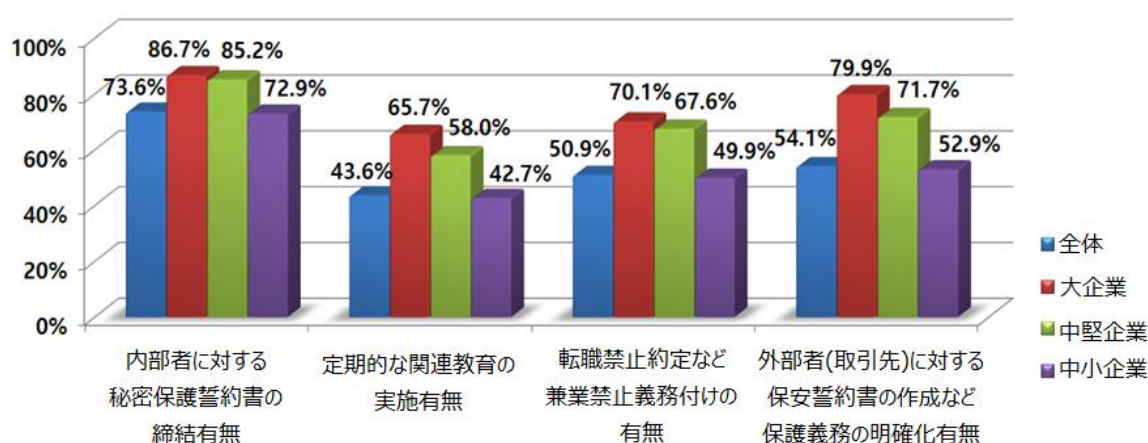
[図2.22] 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有及び遵守状況



企業類型別に見ると、大企業は営業秘密関連指針を保有する割合が88.4%で最も高く、これを遵守する割合も67.4%と高かった。中堅企業(87.7%)、中小企業(78.1%)もほとんど営業秘密管理及び技術流出防止のための指針を保有していることが分かったが、保有する指針を遵守する割合はそれぞれ65.1%、49.2%と大企業に比べて低かった。

営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況は[図2.23]のとおりである。大企業の場合、内部者・外部者に対する保安誓約書の作成など保護義務を明確にし、関連教育の実施及び転職禁止約定などの兼業禁止を義務付けるなど全般的な人的管理に対する遂行割合が最も高かったが、一方中小企業の場合は多様な人的管理に関する遂行割合が高くなかった。

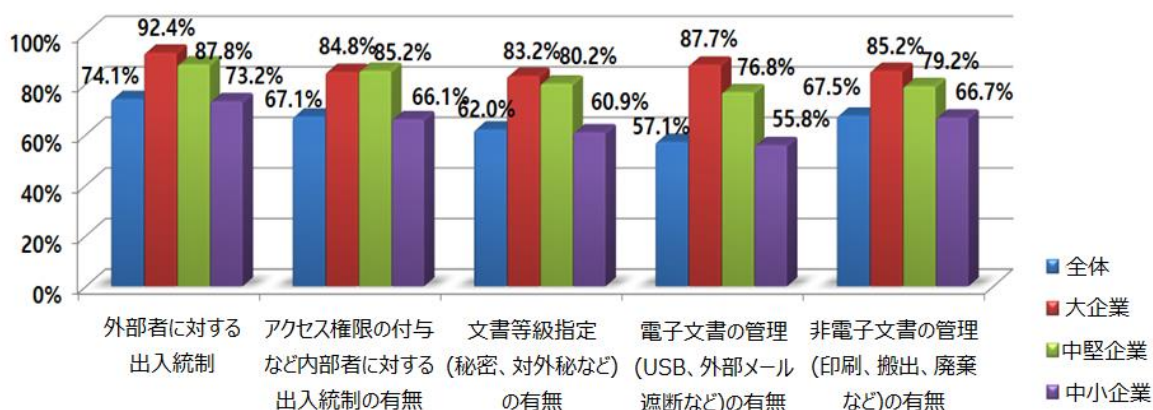
[図2.23] 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況



一方、営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況は[図2.24]のとおりである。同様に、外部者に対する出入り統制、アクセス権限の付与など内部者統制、文書等級指定、非電

子文書の廃棄管理など全般的な側面で大企業は物的管理をうまく遂行していることが分かった。一方、中小企業はUSB及び外部電子メールの遮断などの「電子文書管理」を中心に全般的な営業秘密及び技術流出防止のための管理に相対的に脆弱であることが分かった。

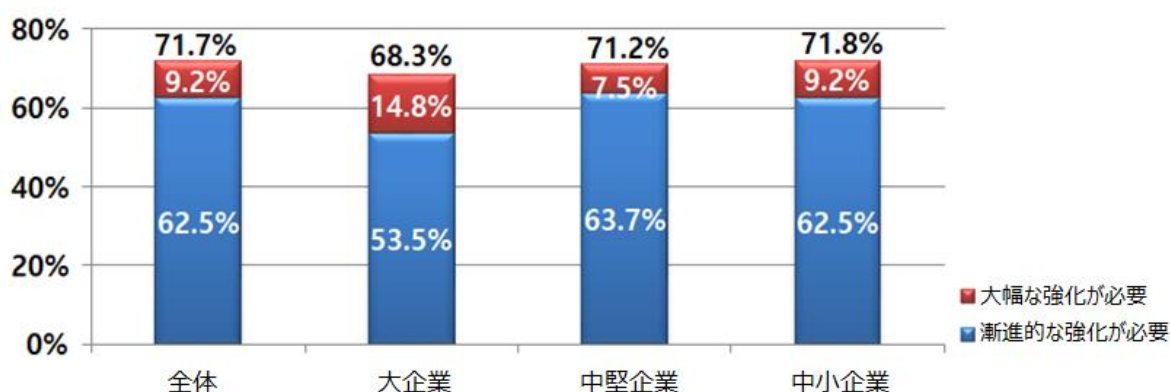
[図2.24] 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況



6. 知的財産管理に対する政策需要

知的財産活動企業の71.7%は国内の知的財産保護水準が強化される必要があると回答した([図2.25])。ここで「知的財産保護水準」とは、特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているのかと、これによって成立した知的財産権が他人によって侵害を受けた時、それに対抗できる効率的な行政的及び司法的措置がどの程度整備されているのかを意味する。

[図2.25] 国内の知的財産保護水準に対する意見



知的財産保護強化に関する認識は特に中小企業(71.8%)が最も高く、中堅企業(71.2%)と大企業(68.3%)の場合はやや低かった。知的財産保護水準を「大幅強化」する必要があるという

意見は大企業(14.8%)、中小企業(9.2%)、中堅企業(7.5%)の順であった。

[表2.12] 国内企業の効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
職務発明補償実施企業に対する優遇税制、関連規定の整備などで企業の職務発明補償制度の導入または補償水準の拡大を支援	65.3%	69.6%	68.9%	65.1%
中小企業特許コンサルティング事業の拡大などで中小企業の知的財産権創出活動を支援	63.1%	52.8%	61.4%	63.3%
特許情報活用拡散事業の拡大などで深みのある先行特許調査と特許情報活用を支援	59.1%	58.3%	63.6%	58.9%
研究者などを対象とする知的財産権関連教育の支援(例：教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	58.6%	56.0%	62.2%	58.5%
多様な技術分野に対する特許マップ(patent map)の構築支援	51.5%	55.3%	58.8%	51.2%

注. 各政策別5点尺度(1：全く必要ない、5：とても必要)で回答し、[(4点と5点で回答した企業数)/(全体企業数)]×100(%)

韓国企業の効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性に関する調査結果は[表2.12]のとおりである。「職務発明補償制度実施企業に対する優遇税制、関連規定の整備支援」に対する必要性が65.3%で最も高く、「中小企業特許コンサルティング事業の拡大など中小企業の知的財産権創出支援」が必要であるという回答も63.1%で僅かな差を見せた。中堅企業と中小企業は「研究者などを対象とする知的財産権関連教育の支援」に関する政策需要が大企業に比べて相対的に高かった。

[表2.13] 国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

	全体	大企業	中堅企業	中小企業
中小企業向けコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	67.1%	50.5%	63.9%	67.4%
調停、仲裁など安くて簡素な代替的紛争解決制度の活性化	63.6%	66.0%	64.1%	63.5%
知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	62.6%	67.1%	63.6%	62.5%
知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	59.8%	62.3%	59.4%	59.8%
企業と国民の認識向上のための教育、広報の強化	59.2%	62.3%	63.1%	58.9%

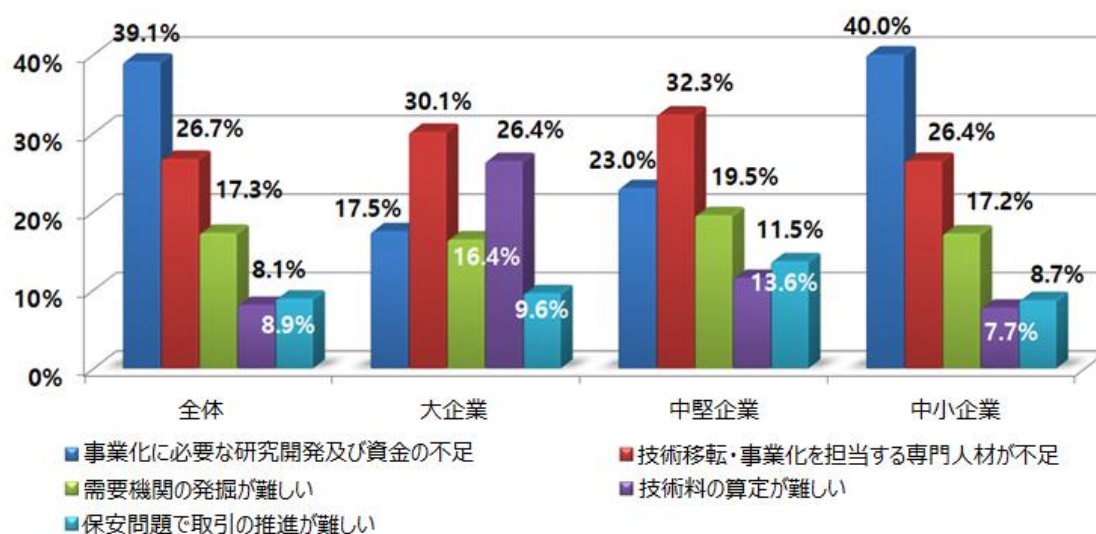
注. 各政策別5点尺度(1：全く必要ない、5：とても必要)で回答し、[(4点と5点で回答した企業数)/(全体企業数)]×100(%)

一方、効果的な知的財産保護のための政策需要度調査結果は[表2.13]のとおりである。「中小企業向けコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」が必要であるという割合が67.1%で最も高く、「調停、仲裁など安くて簡素な代替的紛争解決制度の活性化」、「知的財産侵害に対する刑事処罰の強化」に対する需要もそれぞれ63.6%、62.6%であった。

企業類型別に見ると、大企業は「知的財産侵害に対する刑事処罰の強化」に対する政策需要が67.1%で最も高く、中堅企業は「調停、仲裁など安くて簡素な代替的紛争解決制度の活性化」に対する政策需要が高かったが、一方中小企業は「中小企業向けコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」に対する需要が最も高く、企業類型別に政策需要に対する優先順位に差が見られた。

企業が保有する知的財産の活用における最大の問題点としては、全体企業の39.1%が「事業化に必要な研究開発及び資金の不足」を挙げ、26.7%は「技術移転・事業化を担当する専門人材の不足」を挙げた([図2.26])。企業類型別に見ると、大企業と中堅企業の場合「技術移転・事業化を担当する専門人材の不足」が最も高い割合を占めたが、中小企業は「事業化に必要な研究開発及び資金の不足」が40.0%で最も高かった。

[図2.26] 知的財産の活用(移転または事業化)における問題点



第3節 特許基盤の知的財産活動

「特許基盤の知的財産活動」では企業の研究開発の遂行及び成果管理のための先行特許(技術)調査、職務発明承継、保有特許に対する実態調査、技術マーケティング活動について調査するため、商標・デザインよりは研究開発を通じて特許、実用新案など「技術的成果」を管理する企業を対象とする。したがって、本調査の質問項目は全体調査母集団のうち「特許と実用新案を2年間2件以上出願した企業」のみ回答するようにし、本節に整理された統計は特許・実用新案出願企業の母集団(18,828、全体母集団の49.3%)⁴³に対する推定結果を示している。

企業部門調査において特許基盤の知的財産活動は大きくR&D企画及び遂行時の「先行特許(技術)調査」、R&D成果創出時の「職務発明の承継」、R&D成果管理のための「保有知的財産権に対する実態調査」など3つの段階別活動の遂行状況を調査する。

1. R&D段階別の主要知的財産活動遂行

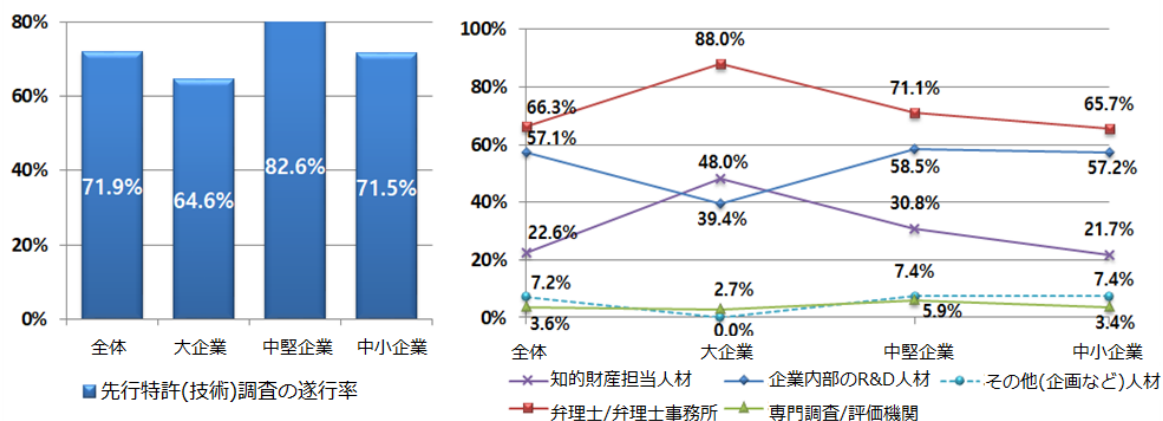
まず、研究開発の企画及び遂行段階で先行特許(技術)を調査⁴⁴する企業の割合は71.9%であることが分かった([図2.27])。企業類型別に見ると、中堅企業の82.6%、中小企業の71.5%、大企業の64.6%が先行特許(技術)調査を行っている と答えた。

先行特許(技術)調査を行う企業のうち調査を行う人材に対しては、弁理士/弁理士事務所に当該業務を依頼する割合が66.3%で最も高く、企業内部のR&D人材または知的財産専門担当人材が先行特許(技術)調査を遂行する割合もそれぞれ57.1%と22.6%であった。企業類型別においても弁理士/弁理士事務所を通じて先行特許(技術)調査を遂行する割合が最も高かった。その他に、大企業の場合は知的財産専門担当人材の遂行割合(48.0%)が企業内部R&D人材(39.4%)より高かったが、中堅企業と中小企業はR&D人材が先行特許(技術)調査を遂行する割合が知的財産担当人材の遂行割合より相対的に高かった。

⁴³ 特許・実用新案出願企業母集団を基準として、業種、企業類型、産業財産権出願規模別99層に対する加重値を別途算出して適用することで母数推定値を求める。

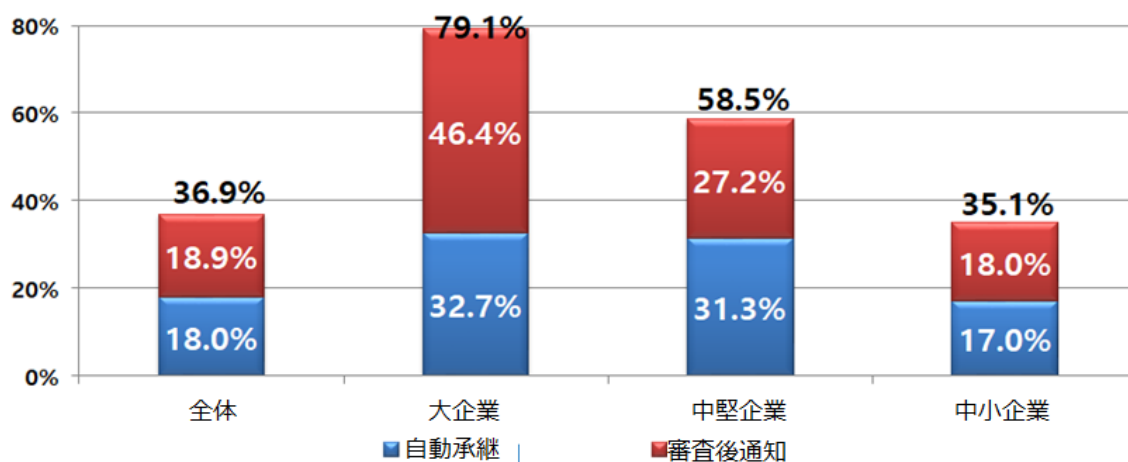
⁴⁴ 先行特許(技術)調査とは、新技術開発などのための研究開発(R&D)活動の前に、開発したい技術に対する先行技術または当該技術と同一、もしくは類似する特許が存在しているかどうかなどを調査することで、機関レベルで遂行する先行技術調査活動及び研究者レベルで遂行する先行技術調査活動を全て含む。

[図2.27] 先行特許(技術)調査の遂行状況及び遂行人材



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。遂行人材は特許・実用新案の出願企業のうち先行特許(技術)調査をしている場合(複数回答)

[図2.28] 職務発明承継の通知状況



注: 2年間(2019-2020年)特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。

次に、R&D成果の職務発明に対して使用者(企業)が従業員などに承継状況を通知⁴⁵する企業の割合は36.9%で([図2.28])、職務発明を自動承継する企業の割合は18.0%、審査後通知する割合は18.9%で自動承継の割合より高かった。企業類型別に見ると、大企業の79.1%、中堅企業の58.5%、中小企業の35.1%が職務発明の承継状況を通知するものと分析された。職務発明を

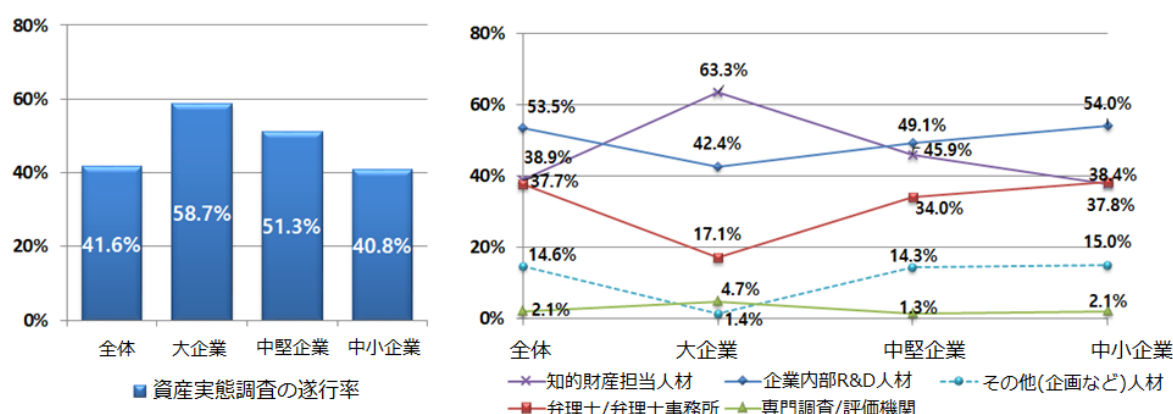
⁴⁵ 職務発明承継状況の通知とは、従業員が完成して申告した発明に対して職務発明であるかどうかを判断し、職務発明である場合、使用者(企業)が承継するか、それとも従業員が所有するかを決めてその結果を従業員に通知することを意味する。

自動承継する割合は大企業が32.7%で最も高く、中小企業が17.0%で最も低かった。

最後に、R&D成果管理の時に保有する知的財産権(特許など)に対する実態調査及び評価⁴⁶を遂行する企業の割合は41.6%であることが分かった([図2.29])。企業類型別には、大企業の58.7%、中堅企業の51.3%、中小企業の40.8%が保有する知的財産権に対する実態調査及び管理を遂行することが分かった。

遂行人材に関する質問項目では、知的財産実態調査を遂行する企業の53.5%は企業内部のR&D人材が直接当該業務を担当していると回答した。企業内部の知的財産担当人材が知的財産実態調査を遂行する割合も38.9%と高く、弁理士/弁理士事務所に依頼する場合も37.7%であった。企業類型別に見ると、大企業は知的財産担当人材>企業内部のR&D人材>弁理士/弁理士事務所の順に、中堅/中小企業の場合は内部R&D人材>知的財産担当人材>弁理士/弁理士事務所の順に知的財産権に対する実態調査が行われていることが分かった。

[図2.29] 保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案2件以上出願企業を基準とする。遂行人材は特許・実用新案出願企業のうち資産実態調査をしている場合(複数回答)

2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

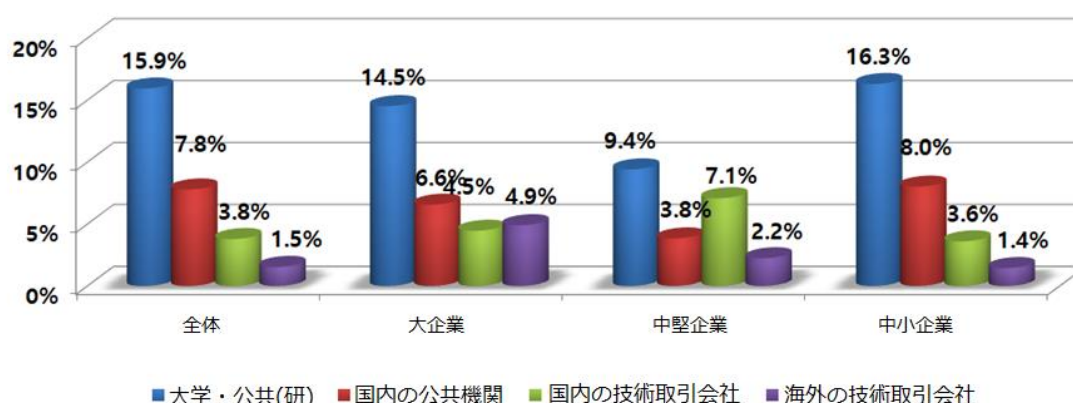
直近3年間(2019-2021年)技術取引及び技術マーケティングのために技術取引機関への業務依頼や協約締結を行った企業の割合は[図2.30]のとおりである。まず、大学・公共(研)の技術移転専門担当組織(Technology License Office)及び産学協力団への業務依頼や業務協約の締結をした割合が15.9%で最も高かった。また、地域知的財産センター、韓国産業技術振興院、韓国

⁴⁶ 知的財産実態調査とは、特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

発明振興会など国内の公共機関、国内の技術取引会社、海外の技術取引会社に業務を依頼または締結した企業の割合がそれぞれ7.8%、3.8%、1.5%であることが分かった。

企業類型別に、国内大学・公共(研)に業務依頼及び協約締結する割合がいずれも高かった。国内大学・公共(研)の他に大企業の場合は国内の公共機関(6.6%)、中堅企業は国内の技術取引会社(7.1%)、中小企業は国内の公共機関(8.0%)に技術取引及び技術マーケティング業務を依頼した割合が相対的に高かった。

[図2.30]直近3年間技術取引機関への業務依頼及び締結状況

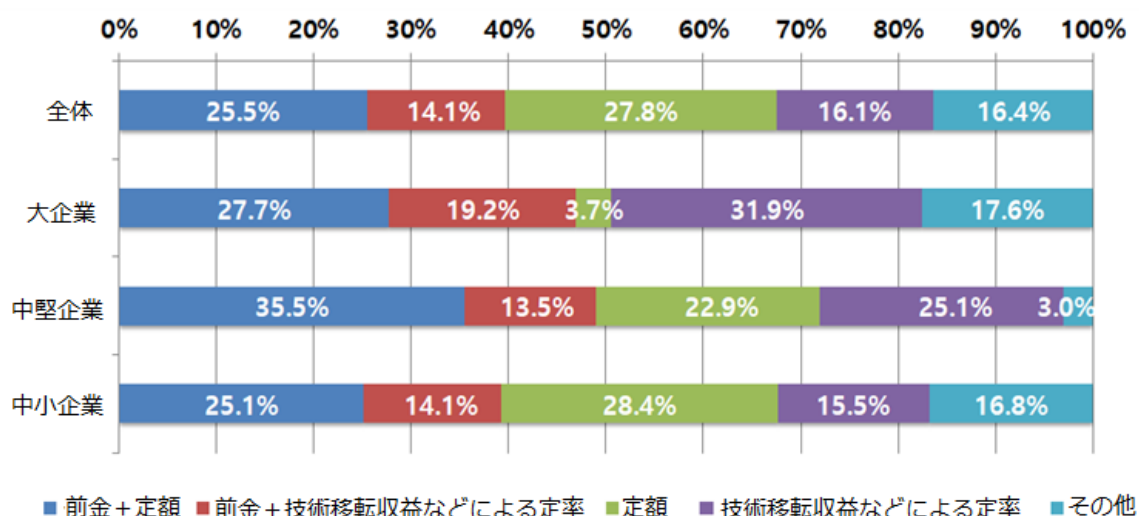


注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した企業を基準とする

直近3年間技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給方式に関する企業類型別分布は[図2.31]のとおりである。「成功時のみ定額を報酬として支給」する割合が27.8%で最も高く、「前金⁴⁷+定額の成功報酬」を支給する割合も25.5%で高かった。次いで「技術移転収益などによる定率」で支給する割合が16.1%であった。企業類型別の特異事項としては、大企業の場合は「技術移転収益などによる定率の成功報酬」を支給した場合が最も多かったが、一方中堅企業は「前金+定額の成功報酬」、中小企業の場合は「定額の成功報酬」を支給する割合が最も高かった。

⁴⁷ 技術取引機関などに支給する前金は調査/マーケティング費用など活動費に該当する部分である。

[図2. 31]技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給の主要方法



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した企業のうち技術取引機関などに業務を依頼した場合 (n=4, 173)

[表2. 14]直近3年間国内外技術取引システムの活用度

		全体	大企業	中堅企業	中小企業
国内オンライン 取引システム/DB	活用企業	22.3%	24.6%	20.5%	22.4%
	活用度が比較的に高い	11.0%	42.6%	22.9%	9.8%
国内オフライン 取引システム	活用企業	23.2%	20.5%	19.2%	23.4%
	活用度が比較的に高い	11.0%	24.2%	28.2%	10.1%
海外オンライン 取引システム/DB	活用企業	15.5%	16.0%	14.5%	15.6%
	活用度が比較的に高い	5.4%	17.3%	15.1%	4.7%
海外オフライン 取引システム	活用企業	15.3%	16.0%	16.3%	15.2%
	活用度が比較的に高い	4.9%	0.0%	13.4%	4.5%

注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した企業を基準とする。「活用度が比較的に高い」は5点尺度(1:活用度が低い、5:活用度が高い)で[(4と5で答えた企業数)/(活用経験がある企業数)]×100(%)

直近3年間国内外の技術取引システムに対する活用度は[表2. 14]のとおりである。国内のオンライン技術取引システム⁴⁸及びDBを活用する割合が22.3%、国内のオフライン技術取引システム

⁴⁸ 国家知的財産取引プラットフォーム(IP-Market)、NTB技術銀行、未来技術広場、Tech Bridgeなど

⁴⁹を活用する割合が23.2%で、国内のオン・オフライン技術取引システムを併行して活用していることが分かった。海外のオンライン及びオフライン技術取引システムの活用率はそれぞれ15.5%、15.3%であった。

国内外の技術取引システムを活用した経験がある企業を対象に各システムに対する活用度を分析した結果、特に国内のオフライン及びオフライン取引システムを活用した企業の11.0%が「活用度が高い」と回答したが、他の取引システムに対しては「活用度が高い」と答えた割合は5%程度であった。企業類型別には、大企業は国内のオンライン取引システムに対する活用度(42.6%)が高かったが、一方中堅企業と中小企業は国内のオフライン技術取引システムに対する活用度がそれぞれ28.2%と10.1%で比較的に高かった。

⁴⁹ 特許技術移転説明会、公共技術移転ロードショー、インタービズなど

2022 年度知的財産活動調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2022

Ⅲ. 大学及び公共研究機関の 知的財産活動

第1節 知的財産のインフラ

第2節 知的財産の主要活動及び成果

第3節 特許基盤の知的財産活動方法

Ⅲ. 大学及び公共研究機関の知的財産活動

第3章では全数調査の回答結果(回答率88.5%)を基に大学・公共(研)の調査母集団(産業財産権を2年間2件以上出願、5年間1件以上登録)に対する推定値⁵⁰を提示する。企業と同様に大学・公共(研)でも知的財産活動の基盤となるインフラ、知的財産の主要活動及び成果、特許基盤の知的財産活動など3つの領域を中心に結果を整理するが、「特許基盤の知的財産活動」は特許と実用新案を出願した大学・公共(研)母集団⁵¹の推定結果を示す。

第1節 知的財産のインフラ

1. 研究開発活動

[表3.1]は知的財産活動を行う国内大学・公共(研)の2021年基準での研究開発人材、研究開発費及び研究開発費の財源別分布を示している。

[表3.1]大学・公共(研)母集団の研究開発人材及び投資の状況

(単位：%、億ウォン)

区分	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)	
研究開発人材(母数推定値)	137,474人	41,116人	74,799人	13,069人	8,491人	
研究 開発費	10億ウォン未満	23.7%	1.6%	20.8%	-	1.4%
	10-30億ウォン未満	11.2%	.8%	8.6%	-	1.8%
	30-100億ウォン未満	13.5%	1.2%	8.8%	-	3.5%
	100億ウォン以上	51.5%	10.8%	23.5%	7.5%	9.8%
	合計(母数推定値)	162,569億ウォン	38,643億ウォン	51,051億ウォン	47,082億ウォン	25,794億ウォン
研究開 発費の 財源別 分布	政府R&D	83.6%	19.8%	25.9%	24.1%	13.9%
	民間R&D	10.6%	3.0%	3.7%	2.6%	1.3%
	自己負担R&D	5.7%	1.0%	1.8%	2.3%	0.7%

⁵⁰ 大学・公共(研)母集団(279)を機関類型、産業財産権の出願規模によって12層に区分し、回収されたアンケート調査票の回答(247)を母集団規模に拡大して母数を推定

⁵¹ 全体母集団279のうち特許・実用新案を2年間2件以上出願した機関は269機関(96.4%)

2. 知的財産担当組織及び人材⁵²

調査時点で知的財産活動を行う大学・公共(研)の98.5%が知的財産担当組織を保有し、その他公共(研)を除く国公立・私立大学、政府出捐(研)は100%が知的財産担当組織を保有していることが分かった([図3.1])。知的財産担当組織は大学・公共(研)の92.1%がR&D企画・管理組織(産学協力団を含む)の形態として存在し、残りの6.4%は一般行政組織である。機関類型別に見ると、国公立大学の場合は100%産学協力団内で知的財産担当業務を遂行しているが、一方私立大学は1.9%が一般行政組織内で遂行している。政府出捐(研)の場合はR&D企画・管理組織内の知的財産担当組織が遂行した割合が90.5%であった。その他公共(研)は一般行政組織内で知的財産業務を遂行する割合が27.1%で、他機関に比べて高いことが分かった。

[図3.1] 知的財産担当組織の保有状況(2022年基準)



大学・公共(研)の「知的財産担当人材⁵³」の保有状況は[図3.2]のとおりである。知的財産関連業務だけを専門的に遂行する「知的財産専門担当人材」を保有する機関の割合は45.0%であり、専門担当人材と兼任人材を両方保有している機関は19.6%、総務・人事・R&Dなど他部署の業務と知的財産業務を並行する「知的財産兼任人材を保有する割合は74.6%であった。機関類型別には、知的財産専門担当人材の保有率が最も高い機関は政府出捐(研)(95.2%)であり、私

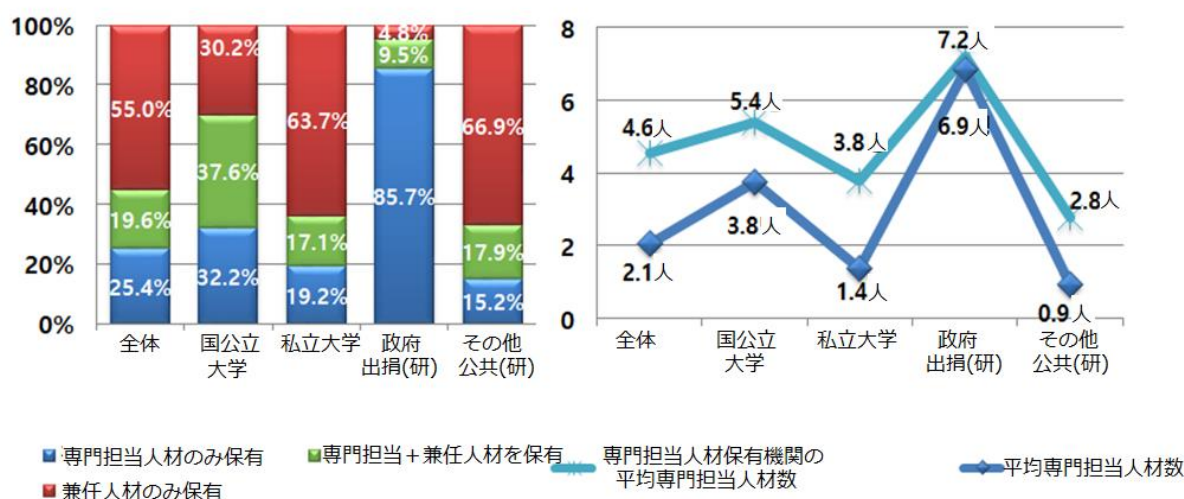
⁵² 知的財産担当組織及び人材の業務範囲は、特許ポートフォリオの分析など知的財産戦略企画、国内外の産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権動向調査、特許侵害関連対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料の管理などで、本実態調査ではこれをメイン業務または部分的に遂行する組織及び人材の有無を調査する。

⁵³ 知的財産専門担当人材とは、知的財産関連業務だけを専門的に行う人材を意味し、兼任人材の場合は当該人材の全体業務のうち知的財産業務の割合を考慮し、全日労働従事者数(FTE)を基準として回答するようにした(2019年以降調査票を変更)。

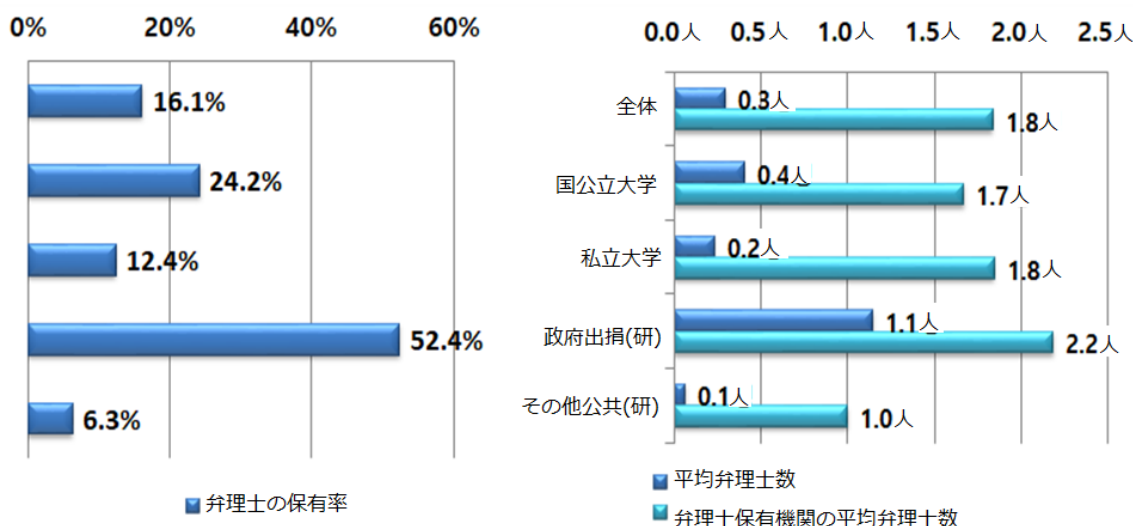
立大学とその他公共(研)の場合は知的財産兼任人材の割合がより高い。

大学・公共(研)が保有する知的財産専門担当人材は平均2.1人であり、知的財産専門担当人材を保有する機関の平均専門担当人材数は4.6人であった。専門担当人材を保有する機関の平均専門担当人材の数を機関類型別に見ると、政府出捐(研)7.2人、国公立大学5.4人、私立大学3.8人、その他公共(研)が2.8人の順であった。

[図3.2] 知的財産担当人材の保有状況(2022年基準)



[図3.3] 知的財産担当人材のうち弁理士の保有状況(2022年基準)



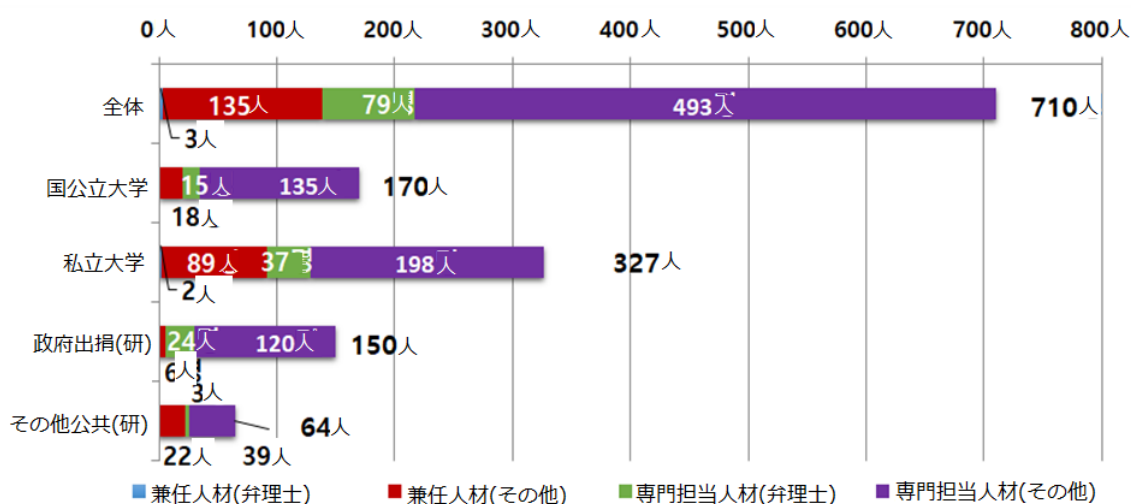
知的財産担当人材(専門担当人材または兼任人材を含む)のうち弁理士を保有する全体大学・公共(研)の16.1%で、機関類型別に見ると、政府出捐(研)の弁理士保有率が52.4%と最も高かった([図3.3])。国公立大学の24.2%、私立大学の12.4%、その他公共(研)の6.3%が専門担当

または兼任人材の形態で弁理士を保有していることが分かった。全体大学・公共(研)は平均0.3人⁵⁴の弁理士を保有しており、弁理士を保有する機関の平均弁理士数は1.8人であった。

大学・公共(研)の母集団が保有する知的財産担当人材の構成分布を専門担当人材(弁理士及びその他)、兼任人材(弁理士及びその他)に区分して表すと[図3.4]のとおりである。⁵⁵大学・公共(研)が保有する全体の知的財産担当人材は計710人で、138人の兼任人材と572人の専門担当人材で構成されている。私立大学の知的財産担当人材数が327人で最も多く、国公立大学(170人)、政府出捐(研)(150人)の順である。

弁理士は計82人で、弁理士の場合はほとんどが知的財産専門担当業務を遂行していることが分かった。私立大学の弁理士人材が39人で最も多く、政府出捐(研)も24人の弁理士を保有している。

[図3.4] 知的財産担当人材の構成比(2022年基準)



注. 調査母集団の知的財産担当人材総計の母数推定値(兼任人材の場合FTE基準)

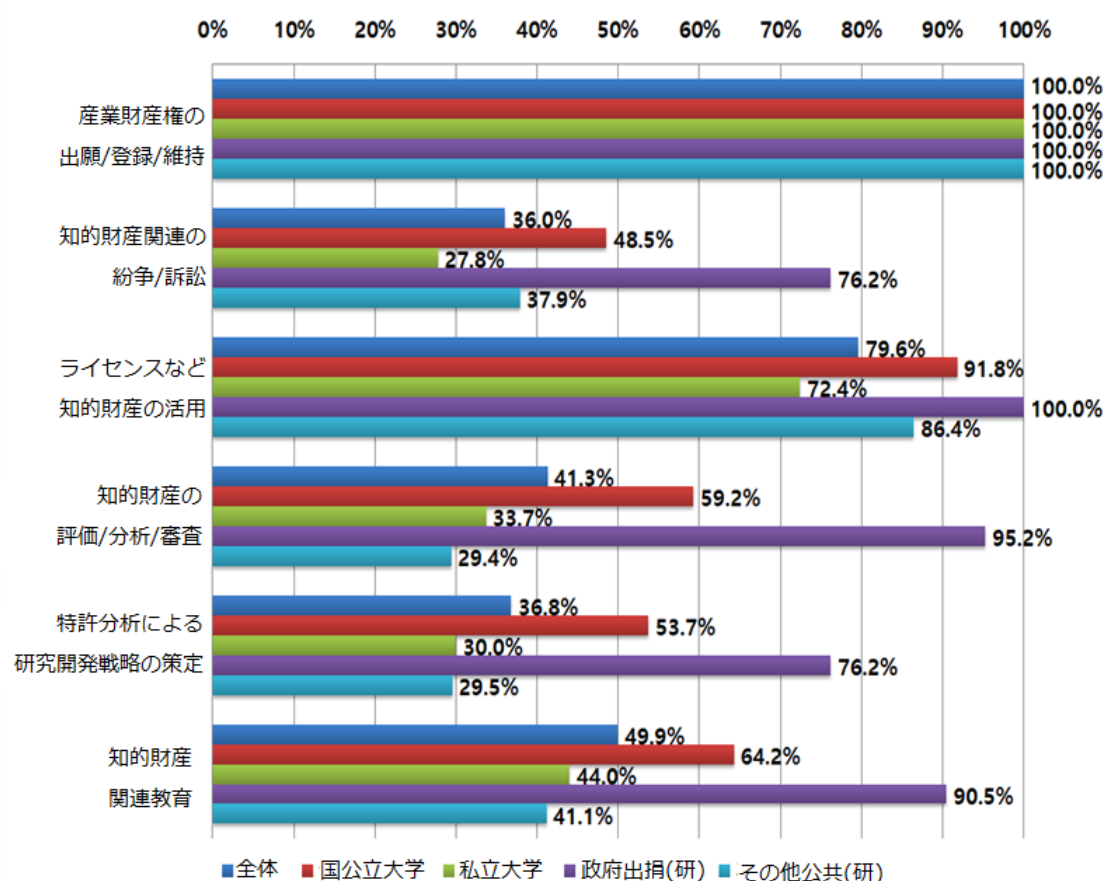
知的財産担当人材の主要業務を調べてみると、産業財産権の出願・登録・維持業務を遂行する割合は100.0%で最も高かった([図3.5])。また、ライセンスなど知的財産活用関連業務を行う割合が79.6%、知的財産関連教育を担当する割合が49.9%となっている。知的財産の評価・分析・審査業務を行う割合は41.3%、特許分析による研究開発戦略の策定の割合が36.8%であ

⁵⁴ 兼任人材の形態で弁理士を保有している場合はFTEを基準として回答した結果である。

⁵⁵ 2020年報告書では知的財産担当人材の平均人数を基準に当該グラフを作成したが、2021年からは調査母集団の知的財産担当人材の総計を基準に分布を示す方式に変更する。

った。機関類型別に見ると、政府出捐(研)が産業財産権の出願・登録・維持業務を含めて各分野において知的財産の主要業務を全般的に遂行しているものと分析される。

[図3.5] 知的財産主要業務別の遂行率(2022年基準)



一方、「知的財産専門担当人材の採用計画」⁵⁶について大学・公共(研)の49.2%は、知的財産専門担当人材に対する補充が必要であると答えたが、1年以内に専門担当人材を採用する計画があると答えた機関は19.6%に過ぎなかった([表3.2])。機関類型別に見ると、国公立大学(61.7%)、政府出捐(研)(57.1%)、私立大学(48.9%)の順に知的財産専門担当人材の補充必要性を認知していた。一方、採用計画に関する質問については、政府出捐(研)の26.3%が知的財産専門担当人材を採用する予定であると答えたが、私立大学のうち専門担当人材を採用すると答えた割合は9.5%と低かった。

知的財産専門担当人材に対する補充必要性は、現在知的財産専門担当人材を保有する機関(64.

⁵⁶ 2021年報告書では知的財産必要人材及び補充人材の平均人数を基準として作成したが、2022年からは調査母集団の知的財産必要人材及び補充人材の合算に変更する。

6%)が知的財産専門担当人材のいない機関(36.6%)より高く、採用予定であると答えた割合は知的財産専門担当人材の保有機関(33.6%)と未保有機関(8.1%)間の格差はさらに大きかった。専門担当人材を保有する機関の中には政府出捐(研)が知的財産専門担当人材の追加採用に対する意志が40.0%と比較的に高かった。

[表3.2] 知的財産専門担当人材の採用計画

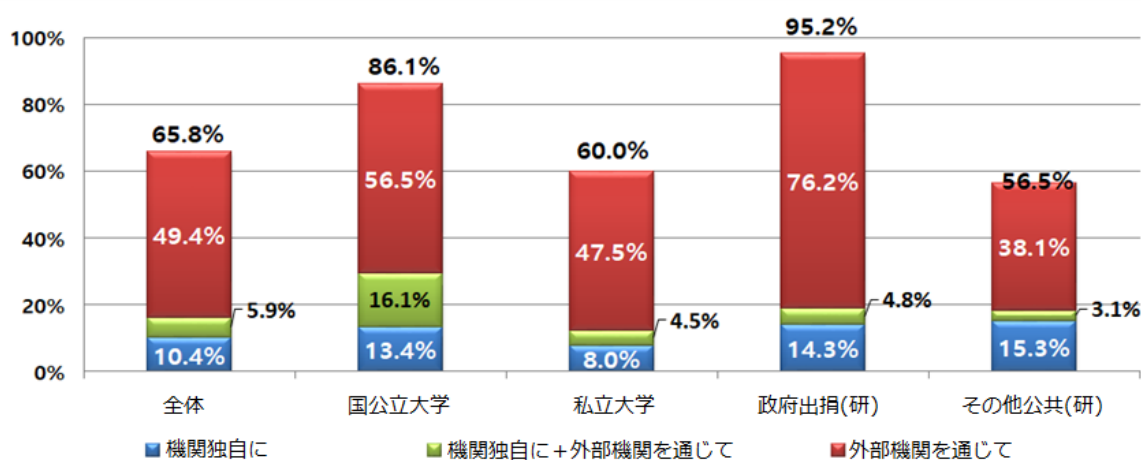
(単位:%、人)

区分		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
全体機関	補充が必要	49.2%	61.7%	48.9%	57.1%	35.8%
	必要人数	186.6人	36.5人	110.2人	19.0人	20.9人
	採用予定	19.6%	18.1%	9.5%	26.3%	22.6%
	採用人数	70.5人	12.8人	43.4人	10.0人	4.3人
専門担当人材 保有機関	補充が必要	64.6%	61.5%	67.3%	60.0%	65.2%
	必要人数	116.2人	24.7人	58.2人	19.0人	14.3人
	採用予定	33.6%	26.9%	35.7%	40.0%	28.5%
	採用人数	55.9人	10.7人	30.8人	10.0人	4.3人
専門担当人材 未保有機関	補充が必要	36.6%	62.1%	38.4%	0.0%	21.3%
	必要人数	70.4人	11.8人	52.1人	0.0人	6.5人
	採用予定	8.1%	17.2%	9.4%	0.0%	0.0%
	採用人数	14.7人	2.1人	12.6人	0.0人	0.0人

注. 必要人数及び採用人数は母集団機関の合算人数である。

3. 知的財産担当人材向け職務教育

[図3.6] 知的財産専門担当人材向け職務教育の状況



大学及び公共(研)の65.8%が知的財産担当人材に対する職務教育を実施していることが分かった([図3.6])。機関類型別に見ると、政府出捐(研)の95.2%が知的財産担当人材を対象に職務教育を実施しており、国公立大学の職務教育実施率も86.1%で高い水準である。教育の形態で見ると、機関が独自に教育(16.3%)するよりは外部機関を通じて(55.3%)教育を実施した。国公立大学は独自に職務教育を実施する割合が29.5%で、他の機関類型に比べて高かった。

知的財産担当人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に扱うべき教育内容として全体の72.7%が特許ライセンス(技術事業化)を挙げた([表3.3])。また、特許制度及び特許情報検索に対する教育需要もそれぞれ64.5%と51.8%であった。機関類型別に見ると、大学と政府出捐(研)は特許紛争(訴訟)に対する教育の必要性が他機関に比べて高かった。

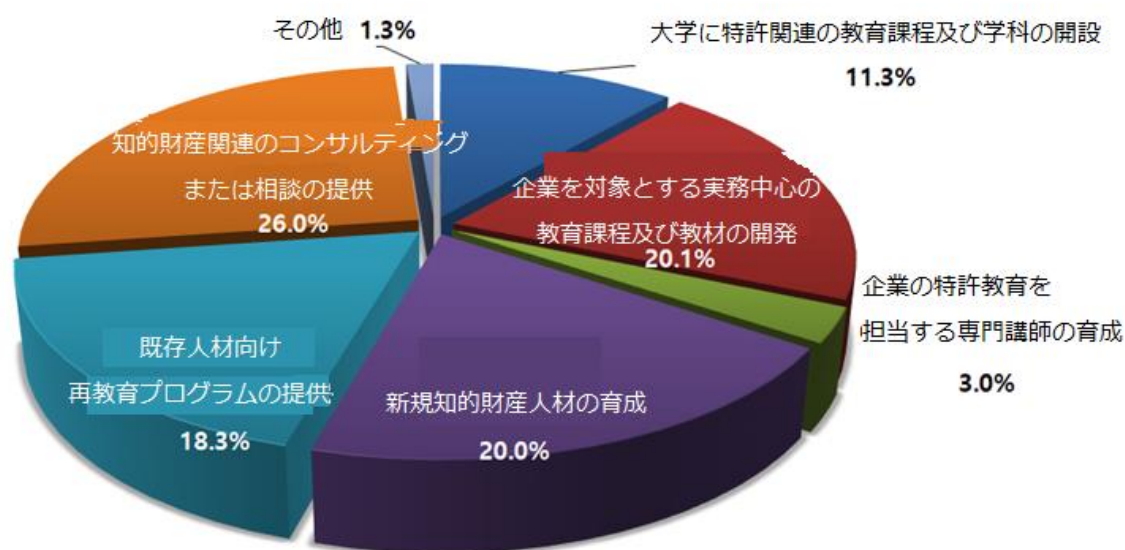
[表3.3]職務教育の実施を希望する場合に扱うべき内容

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許ライセンス(技術事業化)	72.7%	83.6%	69.0%	90.5%	69.1%
特許制度	64.5%	75.2%	62.5%	71.4%	59.8%
特許情報の検索	51.8%	64.6%	48.7%	66.7%	45.7%
特許情報の分析方法(特許マップ)	38.3%	48.8%	34.9%	47.6%	37.3%
特許紛争(訴訟)	25.8%	35.3%	18.8%	66.7%	25.2%
海外特許出願及び訴訟	22.3%	37.9%	16.0%	52.4%	18.3%
特許明細書の作成法	16.8%	35.3%	14.4%	19.0%	8.4%
営業秘密の保護	16.2%	24.2%	13.1%	23.8%	17.5%
その他	4.0%	2.7%	5.2%	4.8%	0.0%

注. 複数回答

一方、知的財産専門担当人材の育成のために推進すべき政府の課題として全体の26.0%が「知的財産関連コンサルティングまたは相談の提供」を挙げた([図3.7])。また、「企業対象の実務中心の教育課程及び教材の開発(20.1%)」、「新規知的財産人材の育成(20.0%)」に対する政策需要も高かった。

[図3. 7] 知的財産専門担当人材の育成のために推進すべき政府課題



4. 知的財産関連の活動費

2021年の1年間知的財産権の国内外における出願・審査・維持のために国内大学・公共(研)は平均3億6,762万ウォンを支出⁵⁷したことが分かった([表3. 4])。機関類型別に見ると、政府出捐(研)の知的財産権経費支出額が平均16億6,376万ウォンで最も多く、国公立大学が6億3,539万ウォン、私立大学が2億1,767万ウォンを支出したことが分かった。

機関類型別に見ると、国公立大学、私立大学、その他公共(研)は国内での知的財産権費用が海外での知的財産権費用に比べて多いが、政府出捐(研)は国内特許の出願・審査(4億7,672万ウォン)に比べて海外特許の出願・審査(6億3,797万ウォン)により多額の費用を支出していることが分かった。

[表3. 4] 知的財産の出願・審査・維持費用

	国内		海外		出願・審査・維持 費用の合計
	出願・審査	維持	出願・審査	維持費用	
全体	1億3,629万ウォン	7,515万ウォン	1億1,432万ウォン	4,185万ウォン	3億6,762万ウォン
国公立大学	2億4,227万ウォン	1億5,490万ウォン	1億8,021万ウォン	5,801万ウォン	6億3,539万ウォン
私立大学	9,350万ウォン	4,704万ウォン	5,950万ウォン	1,763万ウォン	2億1,767万ウォン

⁵⁷ 母数推定値である(2019年には全体回答機関の平均費用で算出したが、2020年以降は母数推定値に算出方式を変更する)。

政府出捐(研)	4億7,672万ウォン	2億6,294万ウォン	6億3,797万ウォン	2億8,614万ウォン	16億6,376万ウォン
その他公共(研)	4,875万ウォン	2,519万ウォン	2,296万ウォン	685万ウォン	1億375万ウォン

注. 機関平均値(母数推定値)

(出願・審査費用)産業財産権の出願手数料、審査請求量、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)にかかる費用

(維持費用)産業財産権の登録と権利維持にかかる金額(登録料と年次料(年金))

大学・公共(研)の92.4%は外部の専門機関を通じて知的財産サービス⁵⁸を利用したことが分かった([表3.5])。政府出捐(研)の場合、知的財産サービスの利用率が100.0%で最も高く、その他公共(研)の94.1%が知的財産サービスを利用した。

[表3.5] 知的財産サービスの利用状況

(単位：%、万ウォン)

区分	利用する (%)	知的財産サービス分野別の支出額						合計
		法律代理	評価、賃貸 及び仲介	情報サ ービス	コンサルティ ング、教育及 び広報	金融、 保険	創出支援 及び出版、 施設運営	
全体	92.4%	33,571	1,428	1,360	441	-	28	36,827
国公立大学	91.4%	58,483	5,335	2,088	1,484	-	174	67,564
私立大学	91.3%	19,347	845	598	169	-	1	20,961
政府出捐(研)	100.0%	161,167	1,616	3,218	1,040	-	33	167,074
その他公共(研)	94.1%	6,840	123	2,728	277	-	-	9,968

注. 機関の平均知的財産サービスの支出額(母数推定値)

2021年の1年間大学・公共(研)が支出した知的財産サービスの費用は平均3億6,827万ウォンであった。⁵⁹知的財産サービス分野⁶⁰別には、知的財産法律代理が計3億3,571万ウォンで最も大きな割合を占め、知的財産の評価、賃貸及び仲介のために1,428万ウォン、知的財産情報サービスに1,360万ウォン、知的財産コンサルティング、教育及び広報分野に441万ウォンをそれぞれ支出した。機関類型別には、知的財産法律代理に対する支出金額が最も多い機関は政府出捐(研)

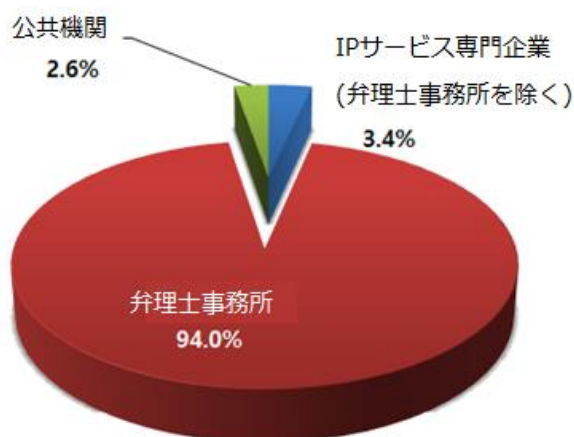
⁵⁸ 知的財産サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスであり、情報調査及び分析、技術移転及び取引、IP翻訳、コンサルティングなどの事業を意味する。

⁵⁹ 母集団大学・公共(研)が支出した全体知的財産サービス費用は計1,027.5億ウォンと推定される。

⁶⁰ 知的財産サービス分野の区分は、知的財産サービス産業特殊分類体系を準用するが、著作権関連サービスである知的財産流通分野を除く6つの大分類について調査する。

(16億1,167万ウォン、出願・登録手数料などを含む)であった。知的財産評価、賃貸と仲介分野とコンサルティング、教育及び広報分野の支出額は国公立大学がそれぞれ5,335万ウォン、1,484万ウォンで最も多かった。

[図3.8] 知的財産サービス提供機関別の利用割合



注. 知的財産サービスを利用した機関の利用状況

知的財産サービスを利用した大学・公共(研)の94.0%は弁理士事務所を介してサービスの提供を受けたと回答した([図3.8])。これは知的財産法律代理サービスの利用割合が非常に高いことと関連している。その他に知的財産サービス専門企業を利用した割合は3.4%で、韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金など公共機関を利用した割合は2.6%であった。

5. 大学における知的財産講座

[表3.6] 知的財産関連講座を開設した大学の状況

(単位：%、講座、人)

	講座開設大学の割合	専任教員保有大学の割合	講座開設状況(開設大学基準の母数推定値)		
			開設講座数の合計(A)	受講者数の合計(B)	講座別受講者数(B/A)
大学全体	31.7%	19.4%	996講座	32,894人	34人
国公立大学	34.9%	13.4%	358講座	10,031人	28人
私立大学	31.0%	20.7%	639講座	22,863人	37人

注. 母集団のうち大学(n=212)基準

知的財産活動を行う大学(国公立大学40校、私立大学172校で計212校)のうち31.7%が2021年に知的財産に関する講座を開設したことが調査で明らかになった([表3.6])。しかし、知的財産

に関する講座を開設するために専任教員を任用した大学の割合は19.4%で、専任教員の形で講師を任用した割合は国公立大学(13.4%)より私立大学(20.7%)が高かった。

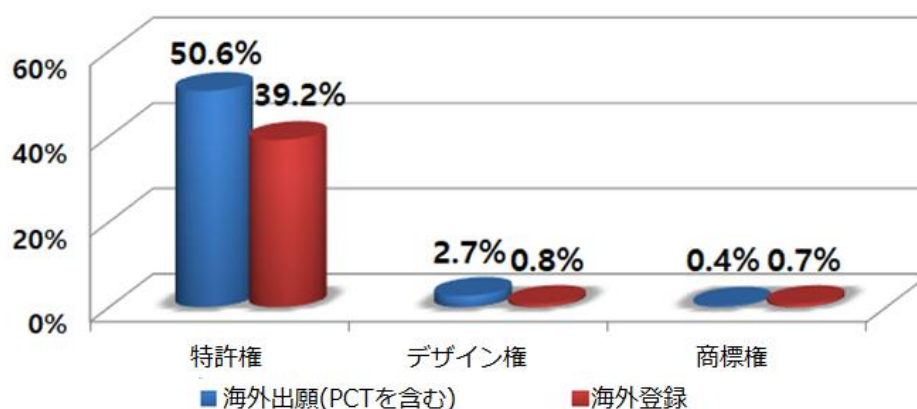
知的財産講座を開設した大学を対象に、1年間開設された知的財産関連講座は計996講座で、全体受講者数は計32,894人であった。

第2節 知的財産の主要活動及び成果

1. 産業財産権の出願・登録

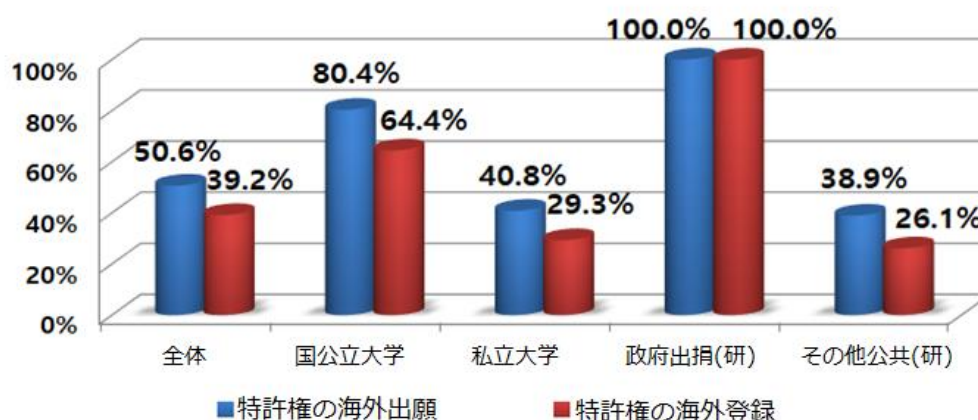
2021年海外に特許を1件以上出願(PCT出願を含む)した大学・公共(研)の割合は50.6%であり、海外で特許を登録した実績のある割合は39.2%であった([図3.9])。デザイン権の海外出願及び登録の割合はそれぞれ2.7%と0.8%であり、商標権を海外に出願・登録した大学・公共(研)の割合はそれぞれ0.4%と0.7%であった。

[図3.9] 産業財産権の海外出願及び登録機関の割合



機関類型別に特許権の海外出願及び登録状況を調べてみると([図3.10])、政府出捐(研)の場合はPCTを含めて特許権を海外に出願した割合と海外に特許権を登録した割合はそれぞれ100%と最も高かった。国公立大学の場合も80.4%が海外特許出願の実績があり、64.4%が海外特許を登録したことが分かった。私立大学は海外出願機関の割合が40.8%であり、その他公共(研)の場合は海外に特許を出願した割合が38.9%に止まった。

[図3.10] 機関類型別特許権の海外出願及び登録機関の割合



国内の産業財産権出願に影響を及ぼす主な要因として、大学及び公共(研)の59.3%が機関の内部的要因である「研究開発の投資または予算増減による研究成果の変化」を挙げた([表3.7])。また、「産業財産権に対する成果評価比重の変化または評価方向の変化⁶¹⁾」を主要要因として認識する割合も53.2%であった。機関の外的要因の中では市場拡大または縮小、新技術または新市場の出現など「市場及び技術競争環境の変化」が出願の増減に影響を及ぼすという回答が46.6%と最も高かったが、概して外部の環境的な要因よりは予算や業績評価など機関の内部的な要因が機関の出願に及ぼす影響が大きいという認識が強かった。

[表3.7]産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因

	影響要因	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
内部的要因	研究開発の投資または予算増減による研究成果の変化	59.3%	50.8%	59.4%	66.7%	63.1%
	機関の産業財産権戦略の変化	51.7%	45.6%	50.1%	90.5%	45.0%
	産業財産権に対する成果評価の比重変化または評価方向の変化	53.2%	56.5%	48.8%	66.7%	60.5%
外的要因	市場及び技術競争環境の変化	46.6%	48.5%	48.3%	47.6%	38.2%
	国内及び世界景気の変動	30.5%	29.7%	30.5%	28.6%	32.4%
	産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化	45.7%	53.8%	46.5%	42.9%	36.8%

注. (%)は産業財産権の国内出願に増減をもたらす機関の6つの内部的・外的要因に対して、重要度(低い(1)–高い(5))を評価した後、[重要度が「中間より高い」と「最も高い」とで回答した機関数]/(回答機関数の合計)]×100(%)

2. 職務発明⁶²⁾補償⁶³⁾

職務発明補償制度は従業員などが特許、実用新案、デザインの登録を受ける権利を契約や勤

⁶¹⁾ 論文などその他成果に対する産業財産権実績評価比重の拡大または縮小、量的成果評価を控えることや質的成果評価を目指すことなど。

⁶²⁾ 「職務発明」とは、従業員、法人の役員、または公務員(以下、「従業員など」という)がその職務に関して発明したものが性質上、使用者・法人、または国や地方自治体(以下、「使用者など」という)の業務範囲に属し、その発明を行うことになった行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条)。

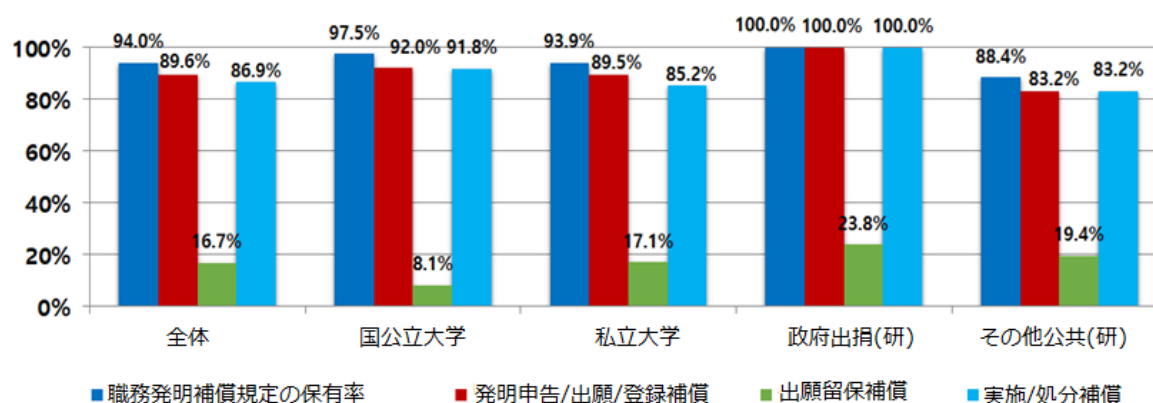
⁶³⁾ 2018年までは「職務発明補償制度」に関するアンケートの質問項目が「特許基盤の知的財産活動」領域に含まれ、特許・実用新案を出願した機関の母数推定値を基準に統計が提供されたが、2019年以

務規定に基づいて使用者・法人に承継させる、または専用実施権を設定した場合は従業員などが正当な補償を受ける権利を有する制度である(発明振興法第10条)。すなわち、職務発明補償制度は特許、実用新案、デザインを保有する機関に限定された制度である。

企業母集団と異なり、大学・公共(研)の調査母集団は研究開発活動を行う機関で構成⁶⁴されている。したがって、本質問項目の分析対象を企業のように特許・実用新案・デザインの出願機関に限定せず、全体母集団の推定値を基準として分析した。

2021年の調査からは職務発明承継以後の段階を発明申告/出願/登録、出願留保、実施/処分の3段階に分け、各段階別に大学・公共(研)が職務発明補償(金銭的または非金銭的補償)と関連する規定の保有有無を回答するように変更した。3つの補償類型のうち一つでも補償規定を保有していれば職務発明補償規定を保有しているものと見做すと、大学・公共(研)の94.0%が職務発明補償規定を保有しているものと分析された([図3.11])。

[図3.11]職務発明補償規定の保有率



機関類型別に見ると政府出捐(研)の100%が職務発明補償を保有しており、国公立大学と私立大学の規定保有率も97.5%と93.9%であった。職務発明補償の類型別に見ると、大学・公共(研)の89.6%が発明申告/出願/登録の時に補償し、実施/処分の時に補償する機関(86.9%)の割合も高かった。一方、出願留保の時に補償する大学・公共(研)(16.7%)の割合は相対的に低かった。このような結果は機関類型別に見ても同様である。

大学・公共(研)が保有する職務発明に対する業績評価など非金銭的補償規定と関連して、非

降は「知的財産の主要活動及び成果」に移動されることにより、全体母集団が回答するものに変更された。

⁶⁴ 全体母集団のうち特許、実用新案を2件以上出願した大学・公共(研)の割合が96.4%

金銭的な補償類型別の実施状況を見ると[表3.8]のとおりである。特許など国内産業財産権の出願時に補償を実施する割合は60.2%、国内特許登録補償を実施する割合は90.2%であることが分かった。また、海外特許出願の補償率は37.6%、海外特許登録の補償率は64.3%であり、産業財産権の移転や売却による技術料収入が発生した時に業績評価などに反映する割合も69.9%と高かった。特許の出願よりは登録する時、海外特許よりは国内特許に対して業績評価などに反映する割合が高かった。

[表3.8]職務発明に対する非金銭的補償(業績評価など)の実施率

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
特許など産業財産権国内出願の補償	60.2%	51.8%	62.4%	35.0%	76.4%
特許など産業財産権海外出願の補償	37.6%	45.2%	34.6%	35.0%	46.2%
特許など産業財産権国内登録の補償	90.2%	93.6%	87.8%	100.0%	91.7%
特許など産業財産権海外登録の補償	64.3%	81.2%	57.0%	100.0%	57.2%
産業財産権の移転や売却による技術料収入に対する補償	69.9%	84.0%	65.1%	90.0%	64.5%

注. 機関の職務発明補償規定を基準とする。

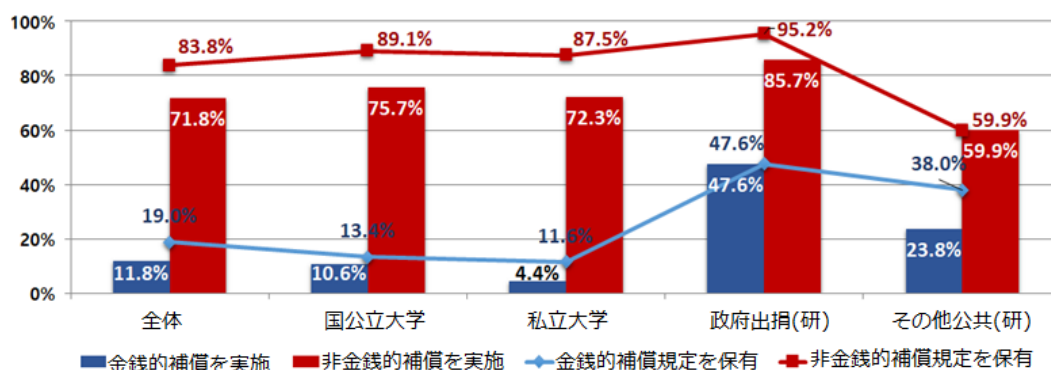
職務発明補償の類型別に、大学・公共(研)が金銭的・非金銭的補償規定をそれぞれ保有しているかどうかと、2021年に金銭的・非金銭的な補償を実際に実施したかどうか調べた結果は次の[図3.12]～[図3.14]のとおりである。職務発明補償規定を保有していても補償金を支給する対象者がいない場合は職務発明に対する補償を実施しない可能性があるため、規定保有率と補償実施率は相異なる可能性がある。

まず、職務発明を承継した後、発明申告/出願/登録の時に補償に関する規定を保有及び実施した大学・公共(研)の割合は[図3.12]のとおりである。発明申告/出願/登録の時に金銭的補償に関する規定を保有する大学・公共(研)の割合(19.0%)は昇進、成果評価への反映など非金銭的補償を提供する大学・公共(研)の割合(83.8%)に比べて非常に低かった。機関類型別に見ると、政府出捐(研)の場合は金銭的補償規定を保有する割合(47.6%)と非金銭的補償規定を保有する割合(95.2%)がいずれも他機関より高かった。私立大学の場合は金銭的補償規定の保有率が11.6%で最も低い、一方その他公共(研)の場合は非金銭的補償規定の保有率が59.5%で最も低いことが分かった。

2021年補償実施基準では、発明申告/出願/登録時に大学・公共(研)が補償を実施する方式は金銭的補償(11.8%)よりは昇進、成果評価への反映など非金銭的補償(71.8%)で構成されていることが分かった。機関類型別で見ると、政府出捐(研)(47.6%)、その他公共(研)(23.8%)、国公立大学(10.6%)、私立大学(4.4%)の順で金銭的補償を実施し、非金銭的に補償した割合は政

府出捐(研)が85.7%で最も高く、私立大学が4.4%で最も低かった。政府出捐(研)の場合、金銭的補償と非金銭的補償の実施でいずれも高いことが分かった。

[図3.12] 発明申告/出願/登録補償規定の保有状況及び実施率

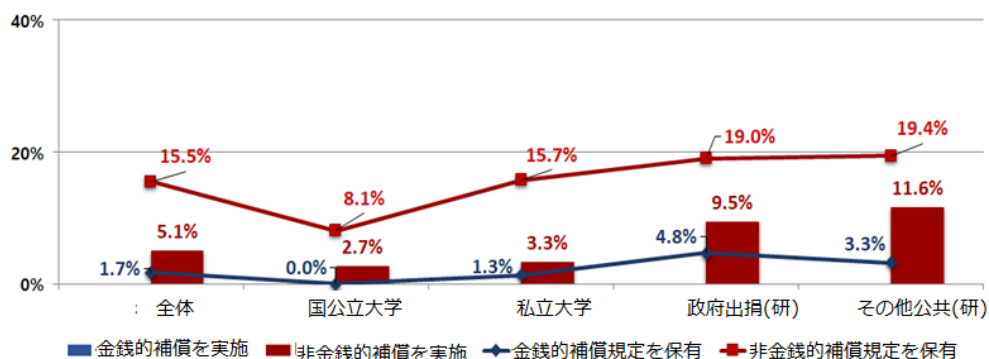


注. 大学・公共(研)調査母集団基準

次に、大学・公共(研)のうち営業秘密などを理由として出願を留保(放棄または取下げを含む)する場合における補償規定の保有状況及び実施率は[図3.13]のとおりである。出願留保時に大学・公共(研)が補償を実施する方式に関する規定は非金銭的補償規定の保有率(15.5%)が金銭的補償規定の保有率(1.7%)より高かった。機関類型別には、その他公共(研)(19.4%)と政府出捐(研)(19.0%)に比べて国公立大学の補償規定保有率は8.1%と半分水準にも及ばなかった。

実際に補償を実施した状況を見ると、大学・公共(研)が出願留保時に補償を実施した方式は非金銭的な形でのみ行われたことが明らかになり、その割合も5.1%と非常に低い。機関類型別では、その他の公共(研)が11.6%、政府出捐(研)(9.5%)、私立大学(3.3%)の順であった。

[図3.13] 出願留保補償規定の保有状況及び実施率

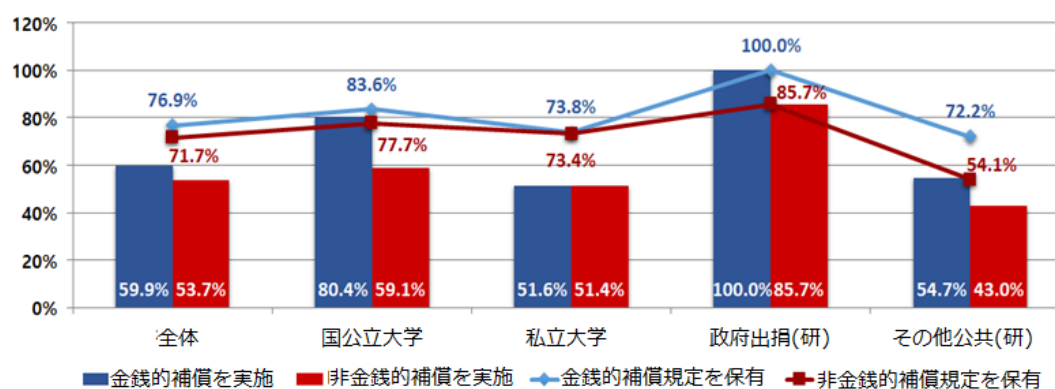


注. 大学・公共(研)調査母集団基準

最後に、大学・公共(研)が承継した職務発明をライセンス契約などで他の企業に移転、または売却などで処分するなど収入が発生した時に支給する実施/処分補償規定の保有状況及び実施率は[図3.14]のとおりである。

職務発明補償規定上に実施/処分時の金銭的補償に関する規定を保有する大学・公共(研)が76.9%、非金銭的補償に関する規定を保有する大学・公共(研)が71.7%であった。政府出捐(研)の場合、金銭的補償規定の保有率(100%)と非金銭的補償規定の保有率(85.7%)がいずれも他機関に比べて最も高く、その他公共(研)は金銭的補償規定の保有率(72.2%)と非金銭的補償規定の保有率(54.1%)がいずれも最も低いことが分かった。

[図3.14] 実施/処分補償規定の保有状況及び実施率



注. 大学・公共(研)調査母集団基準

実際に補償を実施した割合を見ると、実施/処分時に大学・公共(研)が2021年に補償を実施した方式は金銭的補償(59.9%)が非金銭的補償(53.7%)より高かった。機関類型別では、政府出捐(研)は100.0%金銭的補償を実施し、国公立大学(80.4%)、その他公共(研)(54.7%)の順であった。非金銭的に補償した割合は、政府出捐(研)が85.7%、国公立大学は59.1%であった。

職務発明補償類型別に、2021年に支給した職務発明補償金について回答した大学・公共(研)を対象に、これらの機関が支給した平均補償金額を調べて見ると[表3.9]～[表3.11]のとおりである。まず、発明申告・出願・登録時に補償金を支給した大学・公共(研)は平均2,025万ウォン⁶⁵の補償金を支給したことが分かった([表3.9])。平均支給人数と権利件数に分けて1人当たり平均補償金額と権利1件当たり平均補償金額を算出した結果はそれぞれ1人当たり12.8万ウォン、権利1件当たり16.1万ウォンと分析された。

⁶⁵ 補償金支給機関の平均値である。

[表3.9] 発明申告/出願/登録補償金の支給状況

(単位：万ウォン、人、件)

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
発明申告/出願/登録の平均補償金額 (A)	2,025万ウォン	2,132万ウォン	1,033万ウォン	3,272万ウォン	1,534万ウォン
補償金の平均支給人数(B)	157.9人	97.5人	26.3人	372.5人	76.9人
補償金の平均支給権利件数(C)	125.6件	57.0件	25.8件	299.4件	62.8件
1人当たり平均補償金額(A/B)	12.8万ウォン	21.9万ウォン	39.3万ウォン	8.8万ウォン	20.0万ウォン
1件当たり平均補償金額(A/C)	16.1万ウォン	37.4万ウォン	39.9万ウォン	10.9万ウォン	24.4万ウォン

注. 発明申告/出願/登録補償金を実際に支給した機関(n=33)の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

機関類型別に見ると、政府出捐(研)の平均補償金額が3,272万ウォンで最も多く、1人当たり・1件当たりの補償金支給水準はそれぞれ8.8万ウォン/人、10.9万ウォン/件で最も低かった。一方、私立大学の平均補償金額は1,033万ウォンで最も低かったが、1人当たり補償金は39.3万ウォン/人、1件当たり補償金額は39.9万ウォンで補償金支給水準が最も高かった。

大学・公共(研)が保有する知的財産の実施/処分に対して2021年に実際補償金を支給した機関の平均補償金額は7億2,684万ウォンであった([表3.10])。支給人数と権利件数に分けて1人当たり平均補償金額と権利1件当たり平均補償金額を算出した結果はそれぞれ817.0万ウォン/人、1,078.1万ウォン/件であった。政府出捐(研)の平均補償金額が24億6,939万ウォンで最も高く、国公立大学9億5,647万ウォン、私立大学4億1,577万ウォンの順であった。

[表3.10] 実施/処分補償金の支給状況

(単位：万ウォン、人、件)

	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
実施/処分の平均補償金額(A)	7億2,684万ウォン	9億5,647万ウォン	4億1,577万ウォン	24億6,939万ウォン	6,287万ウォン
補償金の平均支給人数(B)	89.0人	117.6人	51.1人	281.4人	23.7人
補償金の平均支給権利件数(C)	67.4件	85.0件	56.9件	158.0件	6.0件
1人当たり平均補償金額(A/B)	817.0万ウォン	813.6万ウォン	813.4万ウォン	877.4万ウォン	265.5万ウォン
1件当たり平均補償金額(A/C)	1,078.1万ウォン	1,125.9万ウォン	730.2万ウォン	1,563.4万ウォン	1,051.7万ウォン

注. 実施/処分補償金を実際に支給した機関(n=167)の補償金支給金額、支給人数、支給権利件数の平均値を基に1人当たり、1件当たりの補償金額を算出した結果である。

1人当たりの平均補償金額が最も高い機関類型は政府出捐(研)で877.4万ウォン/人を支給し、

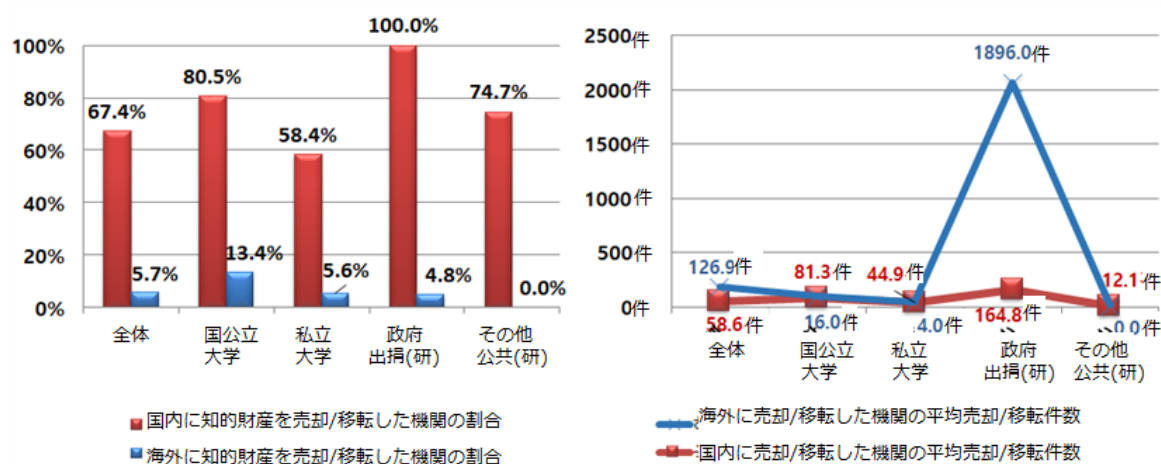
1件当たりの平均補償金額が最も高い機関もまた1,563.4万ウォン/件を支給した政府出捐(研)であった。

3. 知的財産の移転⁶⁶

2021年の1年間1件以上の知的財産を国内企業などに移転した大学・公共(研)の割合は67.4%であり、これら機関の平均知的財産移転件数は58.6件⁶⁷であることが分かった([図3.15])。機関類型別に見ると、政府出捐(研)の100.0%が平均164.8件の知的財産を国内企業などに移転し、国公立大学の80.5%が平均81.3件の知的財産を移転したことが分かった。国内知的財産の売却・移転割合は私立大学が58.4%で最も低かった。

一方、海外企業などに知的財産を売却・移転して割合は5.7%で、これら機関の平均知的財産移転件数は126.9件⁶⁸である。海外に知的財産を移転した機関の割合は国公立大学が13.4%で最も高く、その他公共(研)の中には海外に知的財産を移転した機関が無かった。因みに、毎年多数の知的財産を売却・移転した一部事例によって移転された平均知的財産件数の数値がやや高い場合が発生しているが、別途に異常値処理はしなかった。

[図3.15]国内外における知的財産の売却・移転の実績



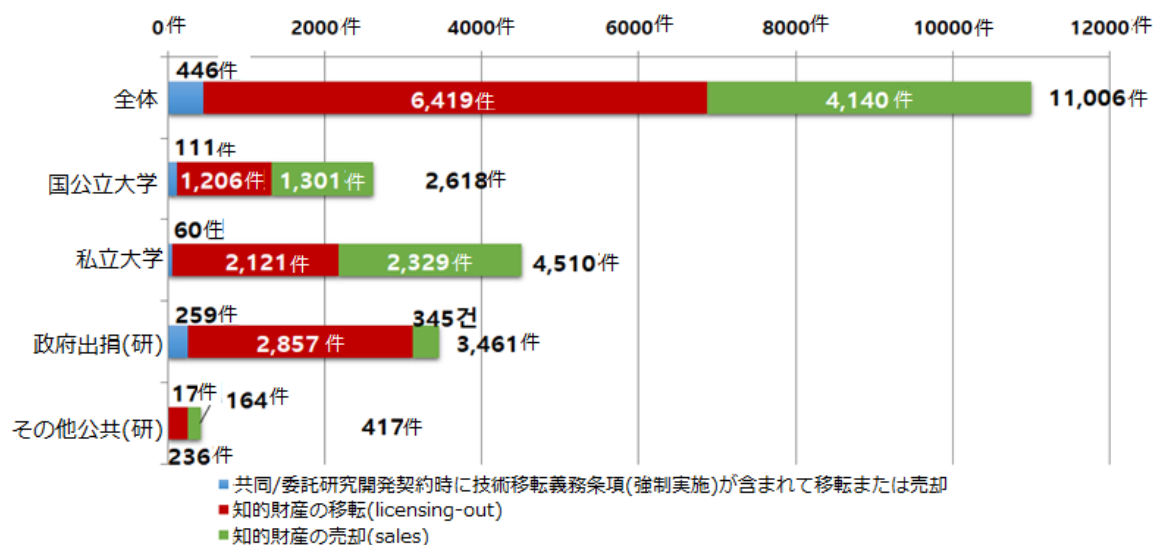
注. 件数は知的財産を売却・移転した機関の売却・移転された平均知的財産の件数である。

⁶⁶ 知的財産などの技術移転とは、技術譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、ジョイントベンチャーまたはM&Aなどの方法で技術保有者からその他の者に移転されることを意味する(技術移転及び事業化促進に関する法律第2条)。

⁶⁷ 全体機関の平均としては39.6件

⁶⁸ 全体機関平均としては7.3件

[図3.16] 国内知的財産の売却・移転類型による実績



注. 件数は調査母集団の国内知的財産売却・移転実績の総計(推定値)。

国内企業などへの知的財産の売却・移転類型による実績分布を分析した結果は[図3.16]のとおりである。⁶⁹韓国の大学・公共(研)は2021年の1年間国内企業などに計11,006件の知的財産を売却・移転し、独自に保有する知的財産の移転(licensing-out)が6,419件、他企業などへの売却(sale)が4,140件、共同または委託研究開発契約による技術移転義務条項(強制実施)により売却・移転された知的財産が446件であった。売却・移転された件数を基準に、私立大学が4,510件で売却・移転された知的財産が最も多く、政府出捐(研)(3,461件)と国公立大学(2,618件)の順であった。

[表3.11] 知的財産の有償実施許諾または売買契約の成果

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
国内企業への	移転(譲渡)	702.1億ウォン	244.3億ウォン	418.4億ウォン	35.4億ウォン	4.0億ウォン
	通常実施	953.5億ウォン	114.3億ウォン	151.6億ウォン	618.5億ウォン	69.1億ウォン
	専用実施	516.1億ウォン	108.3億ウォン	132.2億ウォン	258.9億ウォン	16.7億ウォン
	収入合計	2,171.6億ウォン	466.8億ウォン	702.1億ウォン	912.8億ウォン	89.9億ウォン
海外企業への	移転(譲渡)	14.6億ウォン	2.5億ウォン	12.1億ウォン	-	-
	通常実施	191.5億ウォン	0.5億ウォン	17.2億ウォン	173.9億ウォン	-

⁶⁹ 2020年報告書では大学・公共(研)類型別平均知的財産移転件数を基準としてグラフを作成したが、2021年からは調査母集団の知的財産移転件数(合計)を基準として知的財産類型別移転実績を示す方式に変更した。

専用実施	8.8億ウォン	0.9億ウォン	7.9億ウォン	-	-
収入合計	214.9億ウォン	3.8億ウォン	37.2億ウォン	173.9億ウォン	-
収入合計	2,386.6億ウォン	470.6億ウォン	739.3億ウォン	1,086.7億ウォン	89.9億ウォン

注. 母数推定値(無回答を除く)。

2021年大学・公共(研)が知的財産の有償実施許諾または売買契約を通じて得た金銭的収益は[表3.11]のとおりである。⁷⁰すなわち、大学・公共(研)は1年間知的財産の移転及び売買契約を通じて国内企業から計2,171.6億ウォンを、海外企業から214.9億ウォンの収益を得て、計2,386.6億ウォンの経済的収益を得たことが分かった。

機関類型別には、政府出捐(研)の収益が計1,086.7億ウォンで最も高く、国内企業からの知的財産売却・移転による経済的収益と海外企業からの経済的収益がそれぞれ912.8億ウォン、173.9億ウォンで他類型に比べて目立った成果を収めた。一方、その他公共(研)の収益は89.9億ウォンで最も低かった。

契約類型別には、通常実施契約による収益が国内(953.5億ウォン)及び海外(191.5億ウォン)においていずれも大きな割合を占めた。

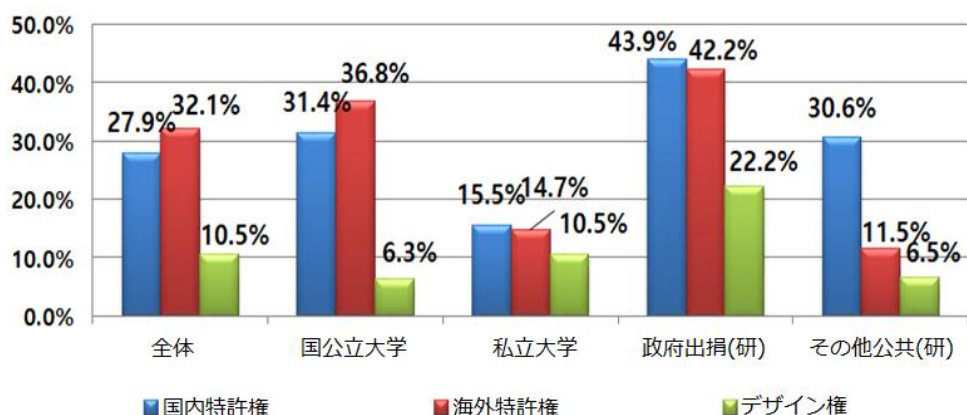
一方、[図3.17]のように大学・公共(研)母集団が回答した時点で保有する「有効な国内特許権」の中で活用⁷¹されている国内特許の割合(特許活用率)⁷²は27.9%であり、海外特許の活用率は32.1%でより高かった。デザイン権の活用率は10.5%であった。

⁷⁰ 2020年報告書では大学・公共(研)の類型別平均知的財産実施・売却の成果を示したが、2021年からは調査母集団の知的財産売却・移転収益の総計を基準として示す方式に変更する。

⁷¹ 外部機関への移転(ライセンス)、実験室創業や研究員創業などに活用されることや、子会社(技術出資会社研究所企業など)への現物出資、企業との共同研究による共同出願などで活用されている権利の件数をすべて考慮して記入するようにした。

⁷² 2019年までは回答機関の保有特許件数の合計と活用特許件数を基に特許活用率を算出したが、2020年からは母数推定された保有特許件数と活用特許件数を活用して算出する方式に変更。

[図3.17] 保有産業財産権(国内外の特許及びデザイン権)の活用状況(2022年基準)



注. 母集団が回答時点に保有している有効権利件数に対する活用件数の比率である。

機関類型別には政府出捐(研)の国内特許活用率が43.9%と最も高く、国公立大学とその他公共(研)がそれぞれ31.4%と30.6%であった。私立大学の国内特許活用率は15.5%で特許の活用が相対的に低調であった。海外特許の活用率も政府出捐(研)が42.2%で比較的に高いが、一方その他公共(研)の場合11.5%で最も低い水準であった。デザイン権の活用率は政府出捐(研)が22.2%で最も高く、国公立大学は6.3%であった。

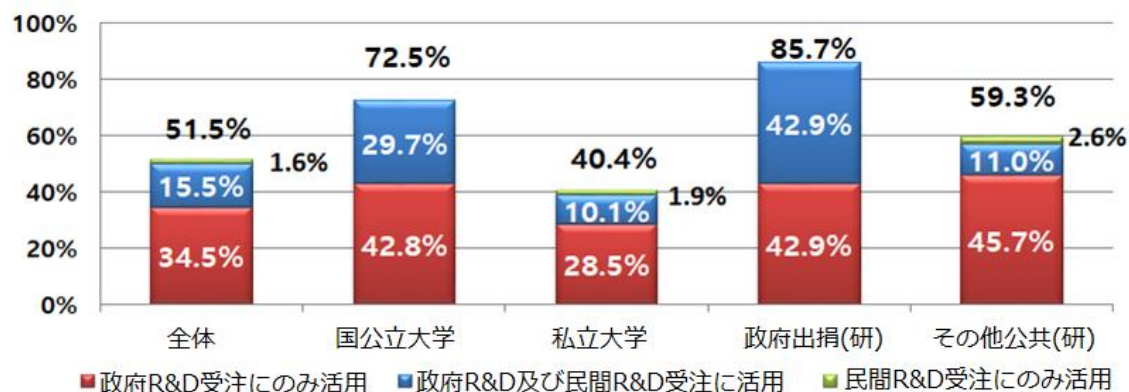
[表3.12] 大学・公共(研)が保有する国内特許の活用状況(2022年基準)

	保有件数合計 (A)	活用件数合計 (B)	経済的収入が発生した 権利件数(C)	保有特許の 活用率(B/A)	経済的収益の 発生率(C/B)
全体	142,816	39,840	23,997	27.9%	60.2%
国公立大学	44,310	13,921	4,844	31.4%	34.8%
私立大学	56,993	8,825	7,131	15.5%	80.8%
政府出捐(研)	32,958	14,479	10,309	43.9%	71.2%
その他公共(研)	8,555	2,615	1,713	30.6%	65.5%

注. 特許活用率=活用件数合計/保有件数合計(無回答を除く母数推定値)

国内特許の保有件数及び活用件数など大学・公共(研)の国内特許活用状況を詳しく調べてみると[表3.12]のとおりである。特に大学・公共(研)が活用している特許計39,840件のうち、経済的収益が発生する割合は60.2%であることが分かった。機関類型のうち特許活用率が15.5%で最も低い私立大学の場合、活用している特許の80.8%から経済的収益が発生すると回答した。すなわち、ライセンス契約などによる特許からの技術移転収益創出がうまく働いていると言える。活用特許の中で経済的収益が発生した特許の割合は政府出捐(研)が71.2%、その他公共(研)が65.5%で、この割合は国公立大学が34.8%で最も低かった。

[図3.18] 保有産業財産権を活用したR&D受注の状況



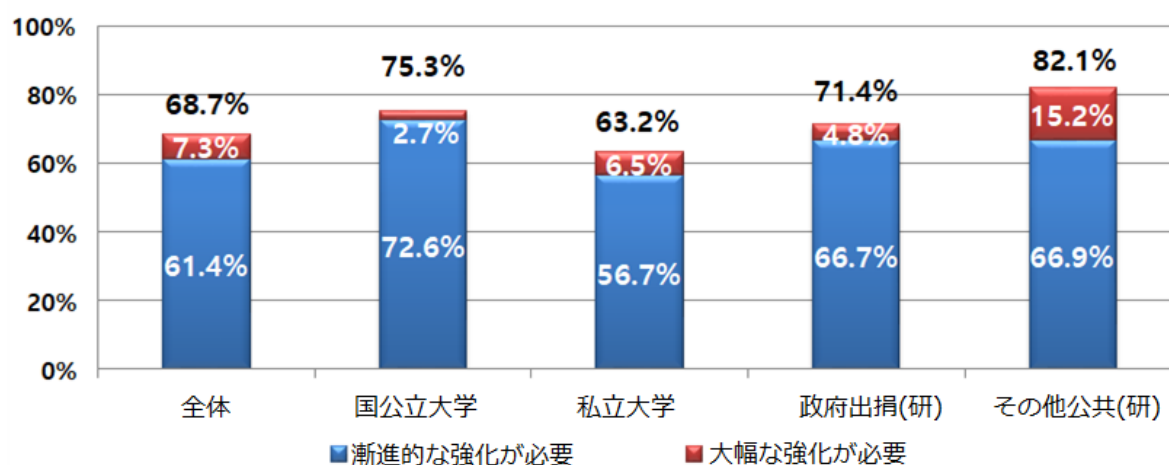
大学・公共(研)が政府及び民間R&D事業を受注する時に(提案書の作成など)、保有する産業財産権を活用した経験があるのかという質問に対して51.5%が「ある」と回答した([図3.18])。政府R&D受注の時に活用した割合は50.5%、民間R&D受注の時に活用した割合は17.1%で、政府と民間R&D受注の時に両方活用したと回答した割合が15.5%であった。R&D受注の時に産業財産権を活用した割合は政府出捐(研)が85.7%で最も高く、私立大学が40.4%で最も低かった。

4. 知的財産管理に対する政策需要

国内大学・公共(研)の68.7%は韓国の知的財産保護水準⁷³が強化される必要があると答えた([図3.19])。このうち61.4%は「漸進的な強化が必要」と答えたが、一方「大幅な強化が必要」に対する意見は全体の7.3%を占めた。

⁷³ 知的財産保護水準は、特許制度のように創出された知的財産に権利を付与するシステムが効率的に運営されているのかどうか、またこれを通じて成立した知的財産権が他人によって侵害を受けた際にそれに対抗できる効率的な行政的及び司法的措置がどの程度備えられているのかを意味する。

[図3. 19] 現在国内知的財産保護水準に対する認識



注. (%)は5点尺度(1:保護水準の大幅な弱化が必要、5:大幅な強化が必要)で4点と5点で回答した機関割合の合計である。

機関類型別にはその他公共(研)の82.1%が国内の知的財産保護水準が強化される必要があると答えたが、一方私立大学の場合は知的財産保護水準の強化が必要であるという回答は63.2%で相対的に低かった。「大幅な強化が必要」と答えた割合はその他公共(研)が15.2%で最も高く、国公立大学は2.7%であった。

効果的な知的財産管理及び保護のための政策需要に対する回答の結果は[表3.13]のとおりである。「大学・公共(研)向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」が必要であると回答した割合が68.4%で最も高かった。機関類型別に見ると、私立大学、政府出捐(研)、その他公共(研)は「大学・公共(研)向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化」に対する支援の必要性を1位として挙げたが、一方国公立大学は「学界、研究界と国民の認識向上のための教育、広報の強化(78.2%)」を1位として挙げた。

[表3.13] 効果的な知的財産保護のための政策支援の必要性

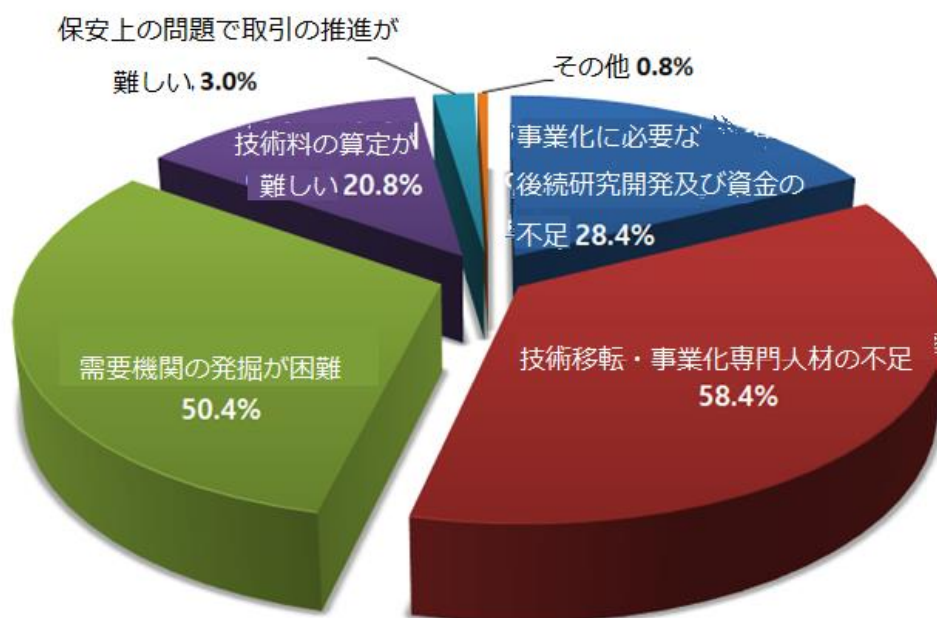
	全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
大学・公共(研)向けのコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	68.4%	73.0%	66.5%	81.0%	65.7%
学界、研究界と国民の認識向上のための教育、広報の強化	64.2%	78.2%	61.5%	76.2%	56.8%
調停、仲裁など安価で簡素な代替的紛争解決	56.8%	67.8%	51.2%	66.7%	63.7%

制度の活性化					
知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	50.6%	53.7%	47.7%	47.6%	60.5%
知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	50.4%	61.9%	44.3%	57.1%	59.9%

注. 各政策別5点尺度(1:全く必要ない、5:とても必要)で回答し、[(4点と5点で回答した機関数)/(回答機関数の合計)]×100(%)

最後に、知的財産の活用(移転または事業化)時の問題点として、大学・公共(研)の58.4%が「技術移転・事業化専門人材の不足」を挙げた([図3.20])。「需要機関の発掘が困難(50.4%)」、「事業化に必要な後続研究開発及び資金不足(28.4%)」などを問題点として指摘した。

[図3.20] 知的財産の活用(移転または事業化)時の問題点



注. 複数回答

第3節 特許基盤の知的財産活動

「特許基盤の知的財産活動」に関する調査質問項目は全体母集団のうち「特許と実用新案を2年間(2019-2020年)2件以上出願した機関」のみ回答⁷⁴するようにしたため、本節に整理されている統計は特許・実用新案出願機関の母集団⁷⁵に対する推定結果を示している。

1. R&D段階別の主要知的財産活動の遂行

本調査において特許基盤の知的財産活動は大きくR&D企画及び遂行時の「先行特許(技術)調査」、R&D成果創出時の「発明審議(出願前の審査)」、R&D成果管理のための「保有知的財産権に対する実態調査」の3段階別の活動状況について回答するようにした。

まず、研究開発企画及び遂行段階において先行特許(技術)を調査⁷⁶する大学・公共(研)の割合は71.2%であった([図3.21])。機関類型別には政府出捐(研)が100.0%と最も高く、国公立大学(87.4%)、その他公共(研)(76.2%)の順であり、私立大学の遂行割合(62.5%)が最も低かった。

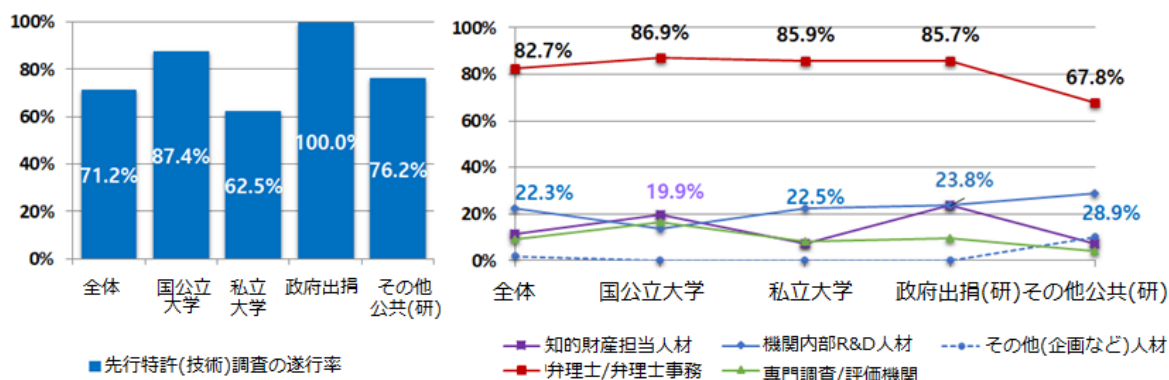
先行特許(技術)調査のために大学・公共(研)は弁理士または弁理士事務所に当該業務を依頼(82.7%)することが分かった。また、機関内部のR&D人材が調査を遂行する割合は22.3%であった。全体機関類型において弁理士または弁理士事務所を通じて先行特許(技術)調査を遂行する割合が最も高かった。弁理士または弁理士事務所の次に、私立大学、政府出捐(研)とその他公共(研)は内部R&D人材の遂行割合が大きい、一方国公立大学は知的財産担当人材の遂行割合が19.9%で高かった。

⁷⁴ 先行特許(技術)調査、発明審議(出願前の審査)、保有特許に対する実態調査、技術マーケティングなどはデザイン権または商標権のみ保有している機関には該当しない活動であるため調査対象から外す。

⁷⁵ 大学・公共(研)の特許基盤の知的財産活動も特許・実用新案を2件以上出願した269機関(全体母集団の96.4%)を特許・実用新案出願機関の母集団として設定し、機関類型、産業財産権の出願規模別12層に対する加重値を別途算出して適用することで母数推定値を求めた。

⁷⁶ 先行特許(技術)調査とは、新技術開発などのための研究開発活動の前に特許DBなどを活用して開発したい技術に対する先行技術または当該技術と同一か類似する特許が存在するのかどうか事前に調査する活動を意味する。機関レベルで遂行する先行技術調査活動及び研究者レベルで遂行する先行技術調査活動を全て含む。

[図3. 21] 先行特許(技術)調査の遂行状況及び遂行人材



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案出願機関のうち先行特許(技術)調査をしている場合(複数回答)

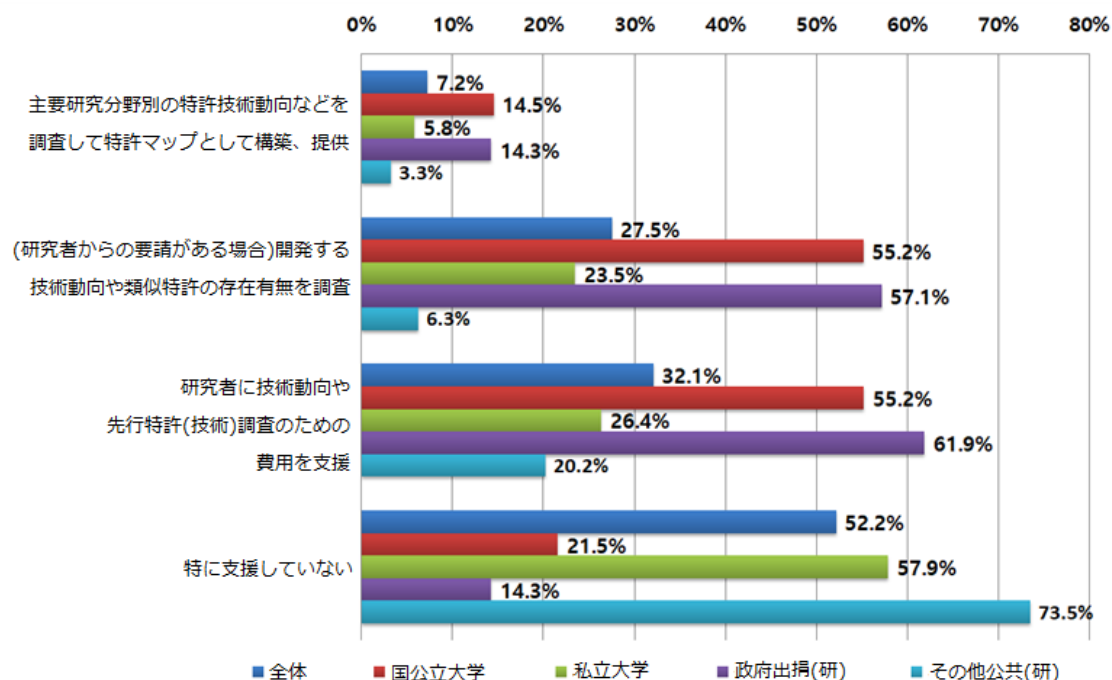
一方、機関レベルで先行特許(技術)調査を支援する割合⁷⁷は47.8%であった([図3. 22])。特に、政府出捐(研)の85.7%が機関レベルで先行特許(技術)調査を支援しているが、一方その他公共(研)の場合は先行特許(技術)調査に対する支援率(26.5%)が最も低かった。

支援方式から見ると、「研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用」を支援する場合は32.1%で最も高く、「研究者からの要請がある場合、開発する技術動向や類似特許の存在有無を機関が調査」して研究者に提供する場合も27.5%が多かった。この他に「機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査し、特許マップとして構築して研究者に提供」する割合は7.2%と低かった。

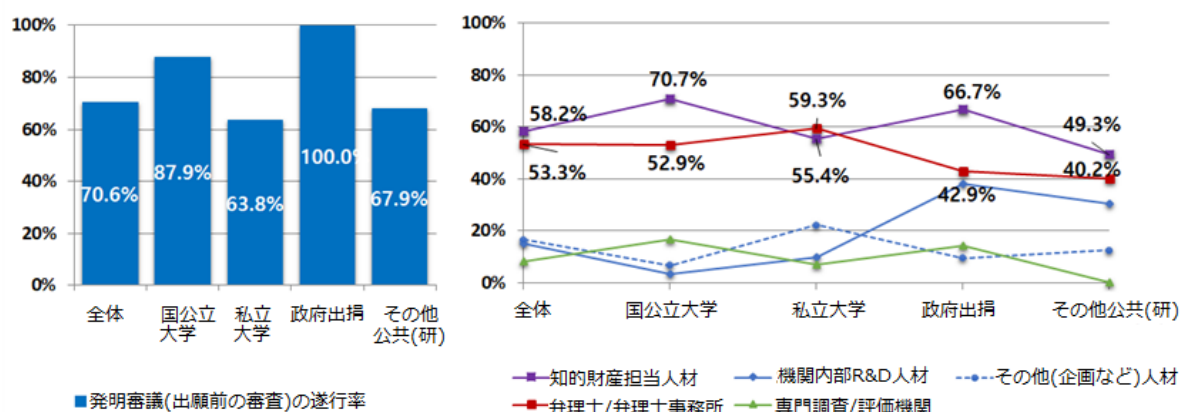
機関類型別には、先行特許(技術)調査に対する支援方式は政府出捐(研)の場合は「研究者に関連費用を支援」する方式が61.9%で最も高く、国公立大学は「研究者からの要請がある場合、先行技術調査の結果を提供」、「研究者からの要請がある場合、開発する技術動向や類似特許の存在有無を機関が調査」する形で行われる割合がそれぞれ55.2%であった。その他公共(研)の場合も「研究者からの要請がある場合、開発する技術動向や類似特許の存在有無を機関が調査」して提供する割合が20.2%で、他方式の支援率より高かった。

⁷⁷ 機関レベルでの先行特許(技術)調査支援率(%) = 100 - [特に支援していない]

[図3.22] 機関レベルでの先行特許(技術)調査支援の状況



[図3.23] 産業財産権出願などの前に発明審議(出願前の審査)の遂行状況及び遂行人材



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案出願機関のうち発明審議(出願前の審査)を行っている場合(複数回答)

次にR&D成果創出段階において産業財産権を出願する前に機関内の発明審議(出願前の審査)⁷⁸を遂行する大学・公共(研)の割合は70.6%であった([図3.23])。機関類型別に見ると、政府出

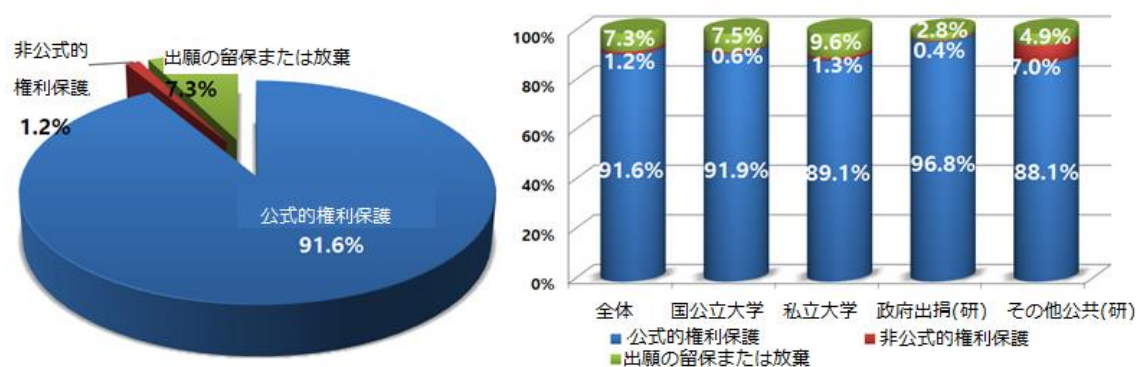
⁷⁸ 発明審議(出願前の審査)とは、提出された発明申告書について産業財産権を出願する前に職務発明委員会などを開催し、発明の評価、承継可否、出願可否、審査請求可否などを決定する活動である。

捐(研)は100.0%の割合で発明審議(出願前の審査)を行っているが、一方私立大学の発明審議(出願前の審査)の遂行率は63.8%で最も低かった。

発明審議(出願前の審査)を遂行する場合、遂行人材の状況は[図3.23]の右側のとおりである。発明審議(出願前の審査)を遂行する機関の58.2%と53.3%は、それぞれ知的財産担当人材及び弁理士・弁理士事務所を通じてこれを遂行すると答えた。機関類型別には、大学と政府出捐(研)は知的財産担当人材を利用する割合が高いが、一方その他公共(研)は弁理士または弁理士事務所に依頼する割合がより高かった。

大学・公共(研)は発明審議(出願前の審査)などを通じて発明申告を評価し、1)産業財産権の出願など公式的な権利保護の手続きを進める、2)ノウハウや営業秘密として維持するなど非公式的な権利保護の手続きを進める、3)経済性や技術性不足などを理由に当該権利に対する出願を留保または放棄するかどうかを決める。[図3.24]は大学・公共(研)に申告された全体発明申告件数を100%と見た時、公式的権利保護(出願)、非公式的権利保護、出願の留保または放棄などで処理された割合を示している。平均的に、産業財産権の出願など公式的権利保護で進められた割合が91.6%で最も高かった。一方、発明申告件の7.3%が出願留保または放棄となっており、営業秘密・ノウハウなどの非公式的権利保護方式を選択した割合は1.2%で最も低かった。全ての機関類型において公式的権利保護の割合は高く、出願を留保または放棄した割合は私立大学(9.6%)と国公立大学(7.5%)において相対的に高かった。

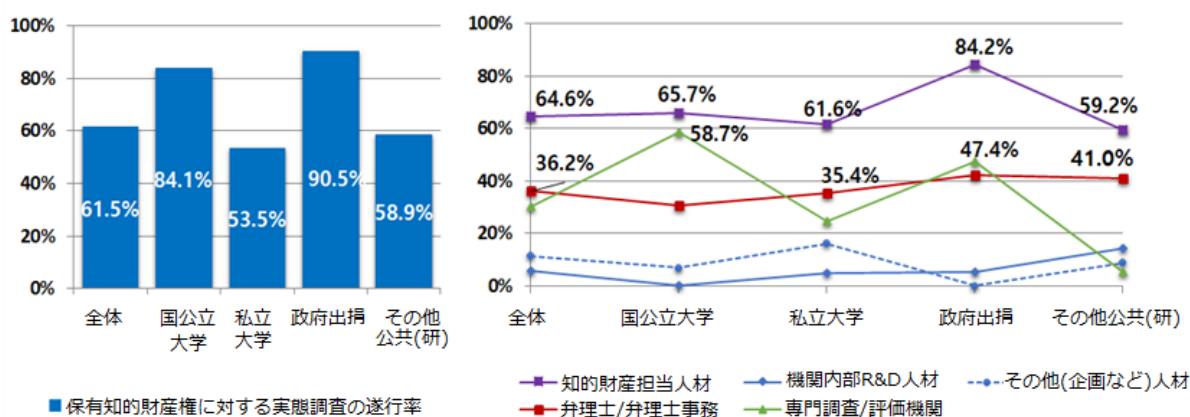
[図3.24] 発明申告に対する公式的/非公式的権利保護の割合



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した機関のうち、発明申告件数がある機関(n=238)を基準とする。全体発明申告件数に対する類型別権利保護件数の割合。

最後に、R&D成果管理過程で保有する知的財産権(特許など)に対する実態調査及び評価⁷⁹を遂行する大学・公共(研)の割合は61.5%であった([図3.25])。機関類型別に見ると、政府出捐(研)の90.5%が知的財産実態調査を遂行しているが、一方私立大学の場合は53.5%だけが保有する知的財産権に対する実態調査及び評価を遂行していることが分かった。

[図3.25] 保有知的財産権に対する実態調査の遂行状況及び遂行人材



注. 2年間(2019-2020年)で特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

遂行人材は特許・実用新案の出願機関のうち、資産に対する実態調査を行っている場合(複数回答)

知的財産の実態調査を遂行する人材は機関内部の知的財産担当人材が遂行する割合が64.6%で最も高く、弁理士・弁理士事務所または専門調査・評価機関に依頼する割合もそれぞれ36.2%、31.7%であった([図3.25])。すなわち、専門性を保有する外部機関を活用する一方、特許の維持・放棄決定など機関レベルの戦略的な意思決定は内部の知的財産専門人材が行っているものと分析される。

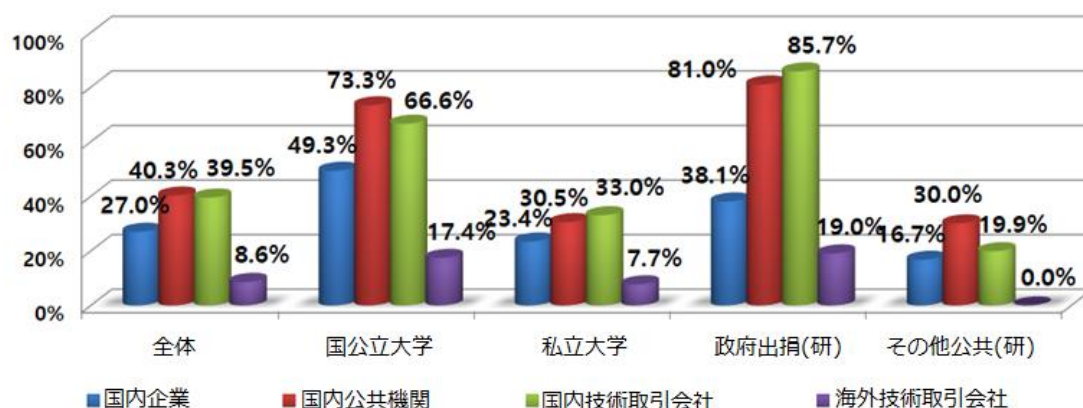
2. 技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

直近3年間(2019-2021年)特許・実用新案を出願した機関が、保有する技術の仲介及びマーケティングのために技術取引機関に業務を依頼する、もしくは業務提携を締結した割合を調べてみると、[図3.26]のとおりである。地域技術移転センター、韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など「国内の公共機関」に関連業務を依頼及び協約締結した割合が40.3%で最も高く、次いで「国内の技術取引会社」に業務を依頼する、もしくは業務協約を締結する割合が39.5%であった。

⁷⁹ 知的財産実態調査とは、機関が保有する特許などの維持/放棄の決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産の価値を把握することを意味する。

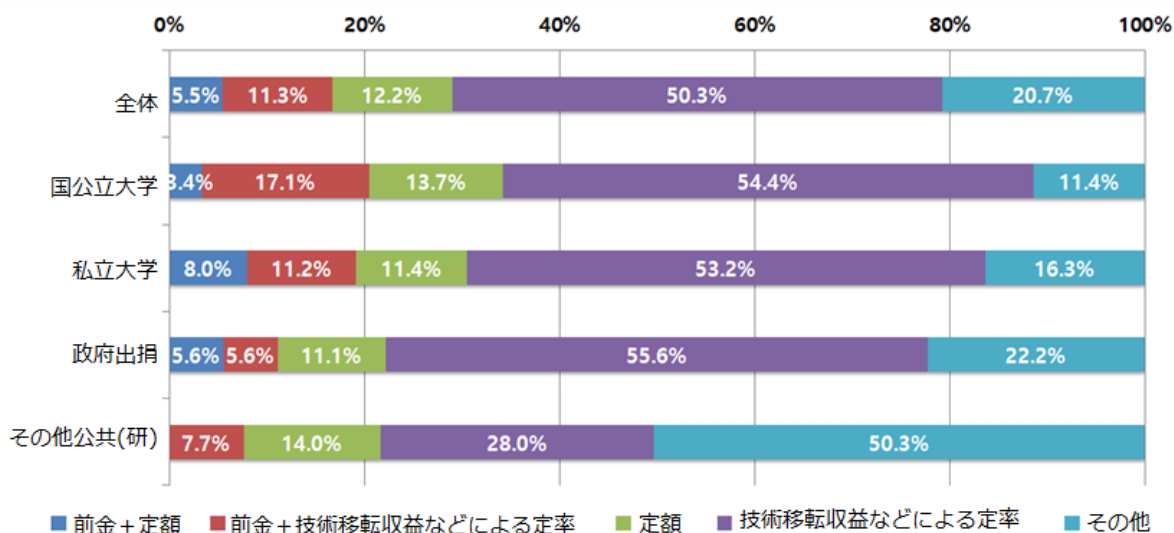
機関類型別の特異点としては、国公立大学は国内の公共機関と協業する割合(73.3%)が国内の技術取引会社に業務を依頼する割合(66.6%)より高いが、一方政府出捐(研)は国内の技術取引会社に業務を依頼した割合が85.7%と高かった。

[図3.26]直近3年間技術取引機関への業務依頼及び協約締結状況



注. 2年間(2019-2020年)特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

[図3.27]技術取引機関などに業務を依頼した場合、費用支給の主要方法



注. 特許・実用新案出願機関のうち直近3年間技術取引機関などに業務を依頼した場合(n=135)

直近3年間技術取引機関などに業務を依頼した場合、主な費用支給方法として50.3%が「技術移転収益などによる定率」で成功報酬を算定していることが分かった([図3.27])。次に、「成

功報酬として定額」を支給する割合が12.2%、調査/マーケティング費用など「活動費(前金⁸⁰)と技術移転収益などによる定率」が結合された形態を選択した割合も11.3%であった。機関類型別には、政府出捐(研)の55.6%、国公立大学の54.4%、私立大学の53.2%など全体機関類型において「技術移転収益などによる定率」で成功報酬を支給する方法が最も高かった。

[表3.14]直近3年間国内外技術取引システムの活用度

		全体	国公立大学	私立大学	政府出捐(研)	その他公共(研)
国内オンライン	活用機関	53.9%	76.4%	47.2%	90.5%	43.1%
取引システム/DB	活用度が比較的に高い	29.4%	49.4%	20.8%	31.6%	33.0%
国内オフライン	活用機関	55.1%	76.0%	47.9%	95.2%	45.6%
取引システム	活用度が比較的に高い	48.4%	65.0%	40.5%	60.0%	44.7%
海外オンライン	活用機関	23.7%	26.1%	21.2%	33.3%	26.3%
取引システム/DB	活用度が比較的に高い	8.7%	0.0%	9.5%	14.3%	9.9%
海外オフライン	活用機関	24.6%	26.1%	21.8%	52.4%	20.5%
取引システム	活用度が比較的に高い	3.1%	0.0%	3.0%	9.1%	0.0%

注. 2年間(2019-2020)特許・実用新案を2件以上出願した機関を基準とする。

「活用度が比較的に高い」は5点尺度(1:活動度が低い、5:活用度が高い)で[(4と5で答えた機関数)/(活用機関数)]×100(%)

[表3.14]は直近3年間(2019-2021年)国内外の技術取引システム及びオンラインDBの活用状況を示している。技術移転・取引のために特許技術移転博覧会など「国内オフライン技術取引システム」を活用する割合が55.1%で最も高く、国家知的財産取引プラットフォーム(IP-Market)⁸¹など「国内のオンライン技術取引システム」を活用する割合も53.9%で高かった。しかし、国内オフライン取引システムの活用度は48.4%であるが、一方国内オンライン取引システム/DBの活用度は29.4%であり、オフライン取引システムの活用度がより高いことが分かった。海外オフライン及びオンライン技術取引システムの活用率はそれぞれ24.6%と23.7%であったが、これに対する活用度が高いという回答はオフラインとオンラインがそれぞれ3.1%、8.7%で非常に低かった。

⁸⁰ 技術取引機関などに支給する前金は調査/マーケティング費用など活動費に該当する部分である。

⁸¹ 知的財産取引所(韓国発明振興会所属)は「技術取引020(Online to Online)プラットフォーム」として、オンライン(IP-Market)、オフライン(特許取引専門官)の020連携サービスを事業モデルとしており、特許分析評価システム(SMART3)サービスを通じて知的財産の需要・供給分析を支援する(<http://www.ipmarket.or.kr>)。

機関類型別には、政府出捐(研)の国内オフライン技術取引システムの活用率が95.2%で最も高く、これらの機関は国内オンライン技術取引システム/DBの活用もまた活発であることが分かった。

2022 年度知的財産活動調査

The Survey on Intellectual Property-Related Activities in Korea 2022

付録

1. 業種と韓国標準産業分類(KSIC)間の連携表
2. 知的財産活動調査票

付録

1. 業種と韓国標準産業分類 (KSIC) 間の連携表

■知的財産活動調査の業種分類

知的財産活動調査業種分類	第10次韓国標準産業分類(KSIC)
1. 飲食料及びタバコ製造業	C(10) 食料品製造業
	C(11) 飲料製造業
	C(12) タバコ製造業
2. 繊維製品、衣服、靴製造	C(13) 繊維製品製造業；衣服を除く
	C(14) 衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業
	C(15) 皮、靴及び靴製造業
3. 化学産業	C(19) コークス、練炭及び石油精製品製造業
	C(20) 化学物質及び化学製品製造業；医薬品を除く
	C(21) 医療用物質及び医薬品製造業
	C(22) ゴム製品及びプラスチック製品製造業
4. 非金属鉱物製品及び金属産業	C(23) 非金属鉱物製品製造業
	C(24) 1次金属製造業
	C(25) 金属加工製品製造業；機械及び家具を除く
5. 電気電子産業	C(26) 電子部品、コンピュータ、映像、音響及び通信装備製造業
6. 機械産業	C(27) 医療、精密、光学機器及び時計製造業
	C(28) 電気装備製造業
	C(29) その他機械及び装備製造業
	C(30) 自動車及びトレーラー製造業
	C(31) その他運送装備製造業
	C(34) 産業用機械及び装備修理業
7. その他製造業	C(16) 木材及び木製品製造業；家具を除く
	C(17) パルプ、紙及び紙製品製造業
	C(18) 印刷及び記録媒体複製業
	C(32) 家具製造業
	C(33) その他製品製造業
8. 卸売及び小売業	G(45～47) 卸売及び小売業
9. 事業サービス業、通信業	J(58～63) 情報通信業

	M(70～73) 専門、科学及び技術サービス業
	N(74～76) 事業施設管理及び事業支援及び賃貸サービス業
10. 建設業	F(41～42) 建設業
	A(01～03) 農業、林業及び漁業
	B(05～08) 鉱業
	D(35) 電気、ガス、蒸気及び空気調節供給業
	E(36～39) 水道、下水及び廃棄物処理、原料再生業
	H(49～52) 運輸及び倉庫業
	I(55～56) 宿泊及び飲食店業
11. その他産業	K(64～66) 金融及び保険業
	L(68) 不動産業
	O(84) 公共行政、国防及び社会保障行政
	P(85) 教育サービス業
	Q(86～87) 保健業及び社会福祉サービス業
	R(90～91) 芸術、スポーツ及びレジャー関連サービス業
	S(94～96) 協会及び団体、修理及びその他個人サービス業

2. 知的財産活動調査票

承認番号
第138002号

知的財産活動調査票(企業用) ID

--	--	--	--

<調査概要>

本調査は知識財産基本法第31条、発明振興法第20条の6及び同法施行令第8の5に基づく、韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動などに対する実態調査です。すなわち、企業及び大学・公共(研)の知的財産活動について現状を把握することで、競争力の強化に役立つ課題を発掘し、知的財産政策の策定に反映して企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援することを目的として、特許庁と韓国知識財産研究院が共同で実施しています。

本調査は統計法第18条に基づく国家承認統計(承認番号第138002号)であり、調査票に記載された内容は統計法第33条に基づいて秘密が保護されます。本調査の要約結果は後日ご回答頂いた企業及び公共研究機関の担当者にE-mailで送付する予定です。

ご回答頂いた方にはモバイルギフト券10,000ウォンをお送りいたします。

本調査にご協力頂き、ありがとうございます。

<お問い合わせ>

韓国知識財産研究院(KIIP)イム・ヒョジョン研究委員

(株)コリアデータネットワーク(KDN)パン・ムンヨン研究員：02-2183-9174

<発送方法>

調査票はE-mail・FAXで発送可能で、

文書様式は韓国知識財産研究院のウェブサイト(<http://www.kiip.re.kr>)からダウンロードできます。

<送付先>

E-mail：kdn21@kdn21.co.kr

FAX：02-548-5144

住所：06136 ソウル市江南区奉恩寺路30ギル56KDNビル

企業名		設立年月	年	月
回答者氏名		部署/職位		
回答者連絡先		回答者のE-mail		
会社の電話番号		Fax番号		

*回答者の連絡先は調査票回答値の検証及びギフト進呈に使用されます。

I. 会社の一般事項及び知的財産インフラ

■会社の一般事項

1. 企業類型による会社の形態(□2021年12月基準、該当欄に✓チェック)

企業類型1	企業類型2	企業類型3
・独立企業 ①	・ベンチャー企業認証の有無 ①	・企業研究所 ①
・国内グループ系列会社 ②	・INNO-BIZ認証の有無 ②	(またはR&D専門担当部署)を保有
・海外グループ系列会社 ③		・企業研究所を未保有 ②

ーベンチャー企業認証：ベンチャー企業育成に関する特別措置法第2条の2の要件を満たす企業は政府認証を通じてベンチャー企業確認書が発行され、1)ベンチャー投資企業、2)研究開発企業、3)技術評価保証・貸出企業(2021年から廃止)、4)予備ベンチャー企業、5)革新成長企業などのベンチャー類型に区分

ーINNO-BIZ認証：技術革新型中小企業として、成長性と技術競争力を備えた業歴3年以上の中小企業が認証対象となる。

2. 従業員数、売上高、輸出額、R&D人材及び費用(□2021年または□会計年度基準)

従業員数(臨時・日雇 いを除く)	人	総売上高	億ウォン
研究開発(R&D)人材	全体 人	輸出入活動の有 無及び総輸出入 額	輸出活動の有無及び総輸出額
	男性 人/女性 人		①ある(総輸出額： 億ウォン) ②ない
研究開発費	億ウォン	輸出入活動の有 無及び総輸出入 額	輸入活動の有無及び総輸入額
			①ある(総輸入額： 億ウォン) ②ない

ー研究開発人材とは、研究所及び研究専門担当部署などに所属して科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材と生産技術人材を意味し、技能職従事者、臨時職や管理職従事者は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合は「研究開発人材」項目のうち「研究員数」を参考にして研究開発人材数を記入。

ー研究開発費は新たな技術、製品の開発や既存の知識を用いて新しい方法を探すために行なわれた調査・研究活動に支出された費用で、間接費は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合は「研究開発活動調査票」の「研究開発費」項目を参考にして記入。

■知的財産担当組織及び人材

知的財産とは、人間による創造的活動の産物を総称する用語で、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどをすべて含む

産業財産権とは、産業上利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

ー特許権とは、産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の三つの要件に基づいて登録できる。

ー実用新案権とは、既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して与えられる権利を意味する。

—デザイン権とは、産業的物品または製品の独創的かつ装飾的な外観形状を保護するため、登録を通じて許容される権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外観が視覚的観点から把握されるものを意味する。

—商標権とは、生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで、登録商標を指定商品に独占して使用できる権利を意味する。

著作権とは、著作者が自分の著作物を独占的に利用する、もしくはこれを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

新知的財産権とは、経済・社会または文化の変化や科学技術の発展に伴い新しい分野で出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)であり、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体の設計、インターネット、キャラクター産業などに関連した権利を意味する。

3. 知的財産担当組織及び人材の保有有無(□回答時点基準、該当欄に全て✓チェック)

区分		保有有無		
(1) 知的財産 担当組織	① 組織	② 組織保有(担当組織名:)		
		知的財産担当組織の類型(組織を保有している場合、次のうち一つだけ✓チェック)		
	未保有	③ 独立専門担当部署(例: IPチーム)	④ 法務組織/研究開発組織内(例: 研究開発戦略部署など)	⑤ その他組織内(例: 支援/企画/品質/管理部署など)
(2) 知的財産 担当人材	① 人材	② 人材保有		
		知的財産担当人材の類型(人材を保有している場合、次のうち一つだけ✓チェック)		
	未保有	③ 専門担当人材のみ保有	④ 専門担当人材及び兼任人材を保有	⑤ 兼任人材のみ保有

知的財産担当組織/人材とは、知的財産戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

—知的財産専門担当人材: 知的財産関連業務だけを専門的に行う人材

—知的財産兼任人材: その他部署の業務(例: 総務、人事、R&D企画)を行うと同時に、知的財産関連業務を兼任する人材で、知的財産業務比重を考慮した全日労働従事者数(Full Time Equivalent、FTE)を基準に回答

4. (Q. 3で知的財産担当組織を保有する場合) 知的財産担当組織総括者の職位(□回答時点基準、1つだけ✓チェック)

①社員 ②代理 ③課長 ④次長 ⑤部長 ⑥役員 ⑦その他()

5. 知的財産担当人材の状況(□回答時点基準、該当欄に数字を記入)

	専門担当人材	兼任人材(FTE基準)*
--	--------	--------------

(1) 全体知的財産担当人材の数	人	人
(2) 知的財産担当人材のうち弁理士の数	人	人
※ 知的財産兼任人材の場合、その他部署の業務(例：総務、人事、R&D企画)を行うと同時に、知的財産関連業務を兼任する人材で、 <u>知的財産業務比重を考慮した全日労働従事者数(Full Time Equivalent、FTE)を基準に回答</u>		

6. 知的財産担当人材(兼任人材を含む)の主要業務(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

遂行業務	遂行する	遂行しない
(1) 産業財産権の出願/登録/維持	①	②
(2) 知的財産関連の紛争/訴訟	①	②
(3) ライセンスなど知的財産の活用	①	②
(4) 知的財産の評価/分析/審査	①	②
(5) 特許分析を通じた研究開発戦略の策定	①	②
(6) 知的財産関連教育	①	②

7. 知的財産専門担当人材に対する需要及び採用計画(□回答時点を基準として該当欄に数字を記入、無ければ0と記入)

	知的財産専門担当人材*基準
(1) (需要) 補充が必要な人数	人
(2) (採用計画)**今後1年以内の採用予定人数	人
※人材に対する需要は <u>知的財産業務を専門的に担当する人材を基準に回答(兼任人材を除く)</u>	
※※機関の需要と違い、 <u>人材採用は予算などによって変わる可能性があること</u> を考慮し、「採用人数」は「需要人数」を超えないように記入	

■知的財産担当人材の職務教育

8. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(□2021年基準、該当欄にすべて✓チェック)

職務教育を実施している		していない
機関が独自に	外部機関を通じて	
①	②	③

9. 知的財産担当人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に扱うべき教育内容(該当するものはすべて✓チェック)

- ①特許制度 ②特許明細書の作成方法 ③特許情報の検索

④特許紛争(訴訟) ⑤特許情報の分析方法(特許マップ) ⑥特許のライセンス(技術事業化)

⑦海外特許出願及び訴訟 ⑧営業秘密の保護 ⑨その他()

10. 知的財産専門人材を育成するために政府が今後推進すべき課題(1つだけ✓チェック)

①大学に特許関連の教育課程及び学科を開設

②企業を対象とした実務中心の教育課程の構成及び教材の開発

③企業の特許教育を担当する専門講師の育成 ④新しい知的財産人材の育成

⑤既存人材向け再教育プログラムの提供 ⑥知的財産関連コンサルティングまたは相談の提供

⑦その他()

■知的財産関連の支出状況

11. 産業財産権の出願・審査・維持費用(□2021年または□会計年度基準、弁理士費用を含めて該当欄に数値を記入)

―出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)にかかった費用などを含む金額である。

―維持費用は産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料(年金)を含む金額である。

		国内出願	海外出願(PCT出願を含む)
	出願・審査費用	(万ウォン)	(万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
	維持費用	(万ウォン)	(万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%

12. 国内知的財産サービスの活用状況(□2021年または□会計年度基準、該当欄に✓チェック及び金額を記入)

利用状況	分野	説明	支出額 (無い場合は0と記入)
利用している	① (1) 知的財産法律代理	知的財産の出願・登録・更新・紛争・訴訟の代理、費用管理、信託、技術料及びブランドの保護管理など(Q. 11回答のうち代理人を利用した場合の支出額を記入)	万ウォン
	(2) 知的財産の評価、賃貸及び仲介	知的財産の価値評価、取引のための仲介・斡旋・事業化支援など	万ウォン

	(3) 知的財産情報サービス	知的財産関連の通訳・翻訳、情報調査・資料処理(先行技術及び技術動向を含む)、知的財産管理システム/DB構築及び運営代行など	万ウォン
	(4) 知的財産コンサルティング・教育及び広報	知的財産コンサルティング・教育及び広報	万ウォン
	(5) 知的財産金融・保険	知的財産担保貸出など金融・保険(担保貸出を利用した場合、金融機関に支給した利子を記入)	万ウォン
	(6) 知的財産の創出支援及び出版、施設運営	知的財産関連印刷物の出版・複製(例：記録媒体複製業)、提供施設の運営(例：博物館、図書館)など	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可能)		
	②	内部人材で当該業務の遂行が十分可能	
	③	必要性は認識しているが、どの機関を利用すればいいのか分からない	
	④	知的財産サービスの費用が高い	
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない	
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報セキュリティが信頼できない	
	⑦	その他()	
知的財産 (IP) サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスのことで、情報調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどのサービスを含む			

13. (Q. 12で国内知的財産サービスを利用すると答えた場合) 知的財産サービス提供機関別の利用割合 (□2021年基準、該当欄に数値を記入)

区分	利用割合
(1) 企業(弁理士事務所を除く知的財産サービス専門企業)	%
(2) 弁理士事務所	%
(3) 公共機関(韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、技術保証基金など)	%
合計	100%

II. 知的財産の主要活動及び成果

■外部からの知的財産導入(outsourcing)の方向と戦略

外部から導入した知的財産は産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどを全て含む。

14. 外部からの知的財産導入方式による実績(□2021年または□会計年度基準、該当欄に数字を記入)

※導入回数ではなく、導入した産業財産権やノウハウの総件数でご記入ください。(1)=(2)+(3)+(4)+(5)

□2021年または□会計年度基準		国内から	海外から
(1)外部から導入した知的財産件数※		件	件
→このうち特許件数		件	件
導入 方式	(2)特許権の移転(ライセンス、譲渡、相互実施など)	件	件
	(3)外部と共同開発	件	件
	(4)ジョイントベンチャーまたはM&A	件	件
	(5)その他	件	件

15. 外部からの知的財産導入経路による実績(□2019年～2021年基準、該当欄にすべて✓チェック)

無い	国内企業	国内大学及び研究所	海外企業	海外大学及び研究所
①	②	③	④	⑤

■産業財産権の出願・登録の状況

16. 産業財産権の海外出願/登録の実績(□2021年基準、該当欄に数字を記入)

		特許権の海外出願/登録	デザイン権の 海外出願/登録	商標権の海外出願/登録
出願 件数	個別国家※出願	(件)	(件)	(件)
	PCT※※出願	(件)		
	登録件数※	(件)	(件)	(件)

※同じ産業財産権を複数国家に個別に出願または登録した場合、それをすべて合算してご記入ください。例えば、Aという特許を米国、日本、ドイツに出願する場合、出願件数は「1」ではなく「3」とご記入ください。

※※ただし、PCT出願の場合、出願書に記載された指定国の数に関係なく1件とご記入ください。

17. 産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

主要産業財産権の国内出願の増減に影響を及ぼす要因		重要度				
		低い ←	中間	→ 高い		
企業 内部的な 要因	①研究開発投資の増減による研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	②企業事業戦略の変化(事業分野の多角化または事業構造調整など)	①	②	③	④	⑤
	③企業の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の産業財産権出願戦略、維持費用に対する収益性戦略の変化など)	①	②	③	④	⑤
外部 環境的な 要因	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術/新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤国内及び世界の景気変動(国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥産業財産権出願環境の改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

■職務発明補償

職務発明：従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明を行った行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

職務発明補償制度：従業員は職務発明に対して特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に承継させる、もしくは専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を有する制度(発明振興法)

18. 職務発明補償制度に対する認識度(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

区分	全く知らない ←					→ 非常に詳しい				
	①	②	③	④	⑤					
職務発明補償制度について	①	②	③	④	⑤					

19. 職務発明補償規定の保有有無(□2021年基準、該当欄に✓チェック)

保有している (チェック後、Q. 21へ)	保有していない (チェック後、Q. 20へ)
①	②

職務発明補償規定：使用者・法人が従業員の職務発明を承継し、正当な補償をするように定めた契約や勤務規定で、

- i) 別途の職務発明補償規定を保有する
- ii) 勤労契約、勤務規則、就業規則などに職務発明の承継及び補償に関する規定を設けた場合にも、職務発明補償規定を

保有するものと認める。

20. (Q. 19で職務発明補償規定を保有していない場合)、その主な理由(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

- ①職務発明をほとんど承継しないため、補償規定を保有する必要がない
- ②補償規定はなく、別途のインセンティブを付与している
- ③企業の負担や他の職員との公平性を考慮し、補償していない
- ④必要性は認識しているが、どのように導入すれば良いのか分からない
- ⑤その他(_____)

21. (Q. 19で職務発明補償規定を保有している場合)職務発明補償類型別規定の保有状況及び補償実施状況(□2021年基準、該当欄にすべて✓チェック)

区分	(1) 補償類型別規定の保有状況			(2) 2021年の補償実施状況	
	金銭的補償	非金銭的補償(昇進、成果評価への反映)	該当規定が無い	金銭的補償	非金銭的補償
(1) 発明申告/出願/登録補償*	①	②	③	□	□
(2) 出願留保補償	①	②	③	□	□
(3) 実施/処分補償	①	②	③	□	□

(注意) 貴社の職務発明補償規定に職務発明の承継以後各段階別に従業員などに対する補償規定があるかどうかと、当該規定によって実際に補償が行われたのかどうかを分けて回答する(補償規定を保有しているも、直前年度に対象者の不在などによって実際補償の実施有無は「実施していない」と答えられる)。

—発明申告/出願/登録補償：発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償

—出願留保補償：会社が職務発明を承継した後に営業秘密などを理由として出願しない、もしくは出願を放棄または取り下げた場合に支給する補償

—実施/処分補償：職務発明を発明者が属している会社が採用する(自社実施)か、ライセンス契約などを通じて他社に移転する(他社実施)、または売却などを通じて処分する(処分)ことで収入が発生した場合に支給する補償

22. (Q. 21で2021年金銭的補償を実施したと答えた場合)支給された職務発明補償費用※(□2021年または□会計年度基準、該当欄に数字を記入)

補償の種類	補償費用	支給人数	権利件数**
(1) 発明申告/出願/登録補償	万ウォン	人	件
(2) 出願留保補償	万ウォン	人	件

(3) 実施/処分補償	万ウォン	人	件
※職務発明補償費用は回答企業が定めた補償規定に基づいて発明者と創作者などに支給した補償金である。			
※※権利件数は当該期間に職務発明関連の金銭的補償が支給された権利件数の合計を意味する。			

■知的財産の移転状況

知的財産とは、産業財産権(特許、実用新案、商標、デザイン)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどすべてを含む。

知的財産などの技術移転とは、技術の譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、ジョイントベンチャーまたはM&Aなどの方法で、技術保有者からその他の者に移転されることを意味する(技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条)。

23. 知的財産の移転類型による実績(□2021年基準、該当欄に数字を記入)

		国内に売却または移転	海外に売却または移転
他企業などに移転した知的財産の件数(A=B+C+D)		件	件
		このうち特許件数 件	このうち特許件数 件
→	実施許諾(licensing-out) (B)	件	件
		このうち特許件数 件	このうち特許件数 件
	売却/譲渡(sale) (C)	件	件
		このうち特許件数 件	このうち特許件数 件
	クロスライセンス、特許プール(patent pool)を通じて相互実施または共有の形で移転(D)	件	件
		このうち特許件数 件	このうち特許件数 件
他企業などに移転した知的財産件数のうち <u>現物出資または技術指導は含まない。</u>			

24. 保有中の国内外登録産業財産権の活用状況(□回答時点基準、該当欄に数字を記入)

	特許権		実用新案権	デザイン権	商標権
	国内	海外			
権利保有件数(A=B+C)	件	件	件	件	件
活用件数(B)	件	件	件	件	件
未活用件数(C)	件	件	件	件	件

国内及び海外に「登録されて有効な」特許権及びデザイン権のみを対象とする。

- 「権利保有件数」には現在(回答時点)を基準に登録され(取消、無効、放棄などで権利が消滅せず)、権利が維持されている総件数を記入する。
- 「活用件数」には外部機関に移転(ライセンス)、実験室創業及び研究員創業などに活用、子会社(技術出資会社、研究所企業など)に現物出資及び企業との共同研究による共同出願などで活用されている権利件数を全て考慮して記入する。

■営業秘密管理及び技術流出防止管理の状況

25. 営業秘密管理及び技術流出防止指針の保有状況及び遵守状況(□2021年基準)

- ①営業秘密管理指針及び技術流出防止指針規定を保有し、これを遵守している。
 ②営業秘密管理指針及び技術流出防止指針は保有しているが、これに対する認識度が低い。
 ③関連指針がない。

26. 営業秘密管理及び技術流出防止のための人的管理状況(□2021年基準、該当欄に✓チェック)

	している	していない
(1) 内部者に対する秘密保持誓約書の締結	①	②
(2) 定期的な関連教育の実施	①	②
(3) 転職禁止約定または兼業禁止義務の付与(離職・退職を考慮する職員とのコミュニケーション努力を含むなど)	①	②
(4) 外部者(取引先)に対する保安誓約書の作成など保護義務の明確化	①	②

27. 営業秘密管理及び技術流出防止のための物的管理状況(□2021年基準、該当欄に✓チェック)

	している	していない
(1) 外部者に対する出入統制	①	②
(2) アクセス権限の付与など内部者に対する出入統制	①	②
(3) 文書レベルの指定(秘密、対外秘など)	①	②
(4) 電子文書の管理(USB、外部メール、シャットアウトなど)	①	②
(5) 非電子文書の管理(印刷、搬出、廃棄など)	①	②

■知的財産管理に対する政策需要

28. 現在の国内知的財産保護水準に対する意見(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

大幅な弱化が必要	漸進的な弱化が必要	現水準が適正	漸進的な強化が必要	大幅な強化が必要
①	②	③	④	⑤

知的財産の保護水準とは、特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と知的財産権が他人によって侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がどの程度備えられているのかを意味する。

29. 国内企業の効果的な知的財産創出のための政策支援の必要性(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 職務発明補償実施企業に対する優遇税制、関連規定の整備などを通じて企業の職務発明補償制度の導入または補償水準を拡大支援	①	②	③	④	⑤
(2) 特許情報活用拡散事業の拡大などを通じて深みのある先行特許調査と特許情報活用を支援	①	②	③	④	⑤
(3) 中小企業特許コンサルティング事業の拡大などを通じて中小企業の知的財産創出活動を支援	①	②	③	④	⑤
(4) 多様な技術分野に対する特許マップ(patent map)の構築を支援	①	②	③	④	⑤
(5) 研究者などを対象とする知的財産関連教育支援(例:教育プログラムの開発及び普及、教育関連費用の支援など)	①	②	③	④	⑤
(6) その他()	①	②	③	④	⑤

30. 国内企業の効果的な知的財産保護のための政策支援(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

知的財産の保護において特に脆弱であると感じている部分に対しては以下の質問項目のうち「(6)その他」欄にご記入ください。

	政府政策の必要性				
	低い	←	中間	→	高い
(1) 企業と国民の認識向上に向けた教育、広報の強化	①	②	③	④	⑤
(2) 知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	①	②	③	④	⑤
(4) 中小企業向けコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	①	②	③	④	⑤
(5) 調停、仲裁など安価で簡素な代替的紛争解決制度の活性化	①	②	③	④	⑤
(6) その他()	①	②	③	④	⑤

31. 知的財産の活用(移転または事業化)時における問題点(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

- ①事業化に必要な後続研究開発及び資金不足
- ②技術移転・事業化に必要な専門人材の不足
- ③需要機関の発掘が難しい(自社マーケティング能力の不足または技術仲介機関の能力不足)
- ④技術料の算定が難しい(信頼できる評価機関が少ない)
- ④保安上の問題で取引の推進が難しい(模倣品の登場など紛争発生の可能性)
- ⑤その他()

Ⅲ. 特許基盤の知的財産活動

該当部分の調査項目は「特許における特異事項」について、より明確に現状を把握するためのもので、直近2年間(2019-2020年)特許、実用新案を2件以上出願した企業は必須的に回答してください。

■主要知的財産活動の遂行状況

32. R&D段階別知的財産関連活動の遂行状況(□2021年基準、該当欄に✓チェック)

R&D段階	知的財産関連の主要活動	遂行状況	遂行時の人材(該当欄にすべて✓チェック)	
			内部	外部
(1) R&D企画及び遂行	先行特許(技術)調査	遂行 ① 未遂行 ②	知的財産担当人材 ③ R&D人材 ④ その他(企画など)人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関⑦
(2) 成果創出	職務発明承継可否の通知	自動承継 ① 審査後通知 ② 手続き無し ③	/	
(3) 成果管理	保有知的財産権に対する実態調査	遂行 ① 未遂行 ②	知的財産担当人材 ③ R&D人材 ④ その他(企画など)人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関⑦

先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などのための研究開発(R&D)活動の前に、特許DBなどを活用し、開発したい技術に対する先行技術、または当該技術と同一もしくは類似する特許が存在していないかなどについて調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動をすべて含む。

職務発明承継可否の通知とは、従業員が完成して申告した発明に対して職務発明であるかどうかを判断し、職務発明である場合、使用者(企業)が承継するのか、もしくは従業員が所有するのかを決め、その結果を従業員に通知することを意味する。

保有知的財産権に対する実態調査とは、特許などの維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有している知的財産権の価値を把握することを意味する。

■技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

33. 直近3年間技術取引、技術マーケティングのため、大学・公共研究機関TLOや民間技術取引機関などへの業務依頼、もしくは業務協約の締結があったかどうかについて(□2019-2021年基準、該当欄に✓チェック)

	業務協約の締結	業務依頼	依頼していない
(1) 大学・公共研究機関	①	②	③

(2) 国内公共機関(地域知的財産センター、韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など)	①	②	③
(3) 国内の技術取引会社	①	②	③
(4) 海外の技術取引会社	①	②	③

34. (Q. 33で技術取引機関などに業務を依頼、もしくは協約を締結した場合)費用の主な支給方法(□直近3年間、該当欄に✓チェック)

- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
 ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)
 ③成功報酬(定額) ④成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤その他

35. 技術取引システムの活用度(□直近3年間、該当欄に✓チェック)

区分	例示	活用しない	活用度				
			低い ←	中間	→ 高い		
(1) 国内オンライン取引システム/DB	IP-Market(国家知的財産取引プラットフォーム)、NTB、未来技術広場、Tech Bridgeなど	<input type="checkbox"/>	①	②	③	④	⑤
(2) 国内オフライン取引システム	特許技術移転説明会、公共技術移転ロードショー、インタービズなど	<input type="checkbox"/>	①	②	③	④	⑤
(3) 海外オンライン取引システム/DB	yet2.com、nttc.edu、CITTCなど	<input type="checkbox"/>	①	②	③	④	⑤
(4) 海外オフライン取引システム	TechConnect World、企業ヨーロッパネットワーク(EEN)など	<input type="checkbox"/>	①	②	③	④	⑤

■個人情報の収集・利用に関する同意のご案内

弊社は、調査参加に対する回答確認及びギフト進呈のため、下記のように個人情報を収集・利用いたします。内容をご確認の上、同意するかどうかをお決めください。

□個人情報の収集・利用の内訳

項目	収集目的	保有期間
氏名、電話番号、部署/職位	回答内容の確認/ギフト進呈	調査終了後廃棄

※上記の敏感な情報の処理に関する同意を拒否する権利があります。但し、同意を拒否する場合はギフトの

進呈が制限されます。

☞ 上記のように個人情報を収集・利用することに同意しますか？ 同意 未同意

最後まで質問にお答え頂き、誠にありがとうございます。

承認番号
第138002号

知的財産活動調査票(大学及び公共研究機関用) ID

--	--	--	--

<調査概要>

本調査は知識財産基本法第31条、発明振興法第20条の6及び同法施行令第8の5に基づき、韓国企業及び大学・公共(研)の知的財産活動などに対する実態調査です。すなわち、企業及び大学・公共(研)の知的財産活動の状況を把握することで競争力の強化に役立つ課題を発掘し、知的財産政策の策定に反映することで企業及び大学・公共(研)の効果的な知的財産活動を支援することを目的として、特許庁と韓国知識財産研究院が共同で実施しています。

本調査は統計法第18条に基づく国家承認統計(承認番号第138002号)であり、調査票に記載された内容は統計法第33条に基づいて秘密が保護されます。本調査の要約結果は後日回答いただいた企業及び公共研究機関の担当者にE-mailで送付する予定です。

ご回答頂いた方にはモバイルギフト券10,000ウォンをお送りいたします。

本調査にご協力頂き、ありがとうございます。

<お問い合わせ>

韓国知識財産研究院(KIIP) イム・ヒョジョン研究委員

コリアデータネットワーク(KDN) パン・ムンヨン研究員：02-2183-9174

<発送方法>

調査票はE-mail・FAXで発送可能で、

文書様式は韓国知識財産研究院のホームページ(<http://www.kiip.re.kr>)からダウンロードできます。

<送付先>

E-mail : kdn21@kdn21.co.kr

FAX : 02-548-5144

住所 : 06136 ソウル市江南区奉恩寺路30ギル56KDNビル

機関名		機関の所在地(市/郡単位)	
回答者氏名		部署/職位	
回答者連絡先		回答者E-mail	

*回答者の連絡先は調査票回答値の検証及びギフト進呈に使用されます。

I. 機関の一般事項及び知的財産インフラ

■機関の一般事項

1. 研究開発人材及び費用(□2021年基準、該当欄に数字を記入)

※研究開発人材とは、学士号以上の学位所持者または同等以上の専門知識を持つ人で、科学技術、産業技術などの研究開発活動に従事している人材を意味し、技能職従事者、臨時職、管理職従事者は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合は「研究開発人材」項目の「研究員数」を参考にして研究開発人材数を記入。

―教職員の現状ではなく、研究課題に参加した人材の集計

―研究開発人材の中で研究に参加した修士・博士課程の学生は全日制(Full Time)で学位課程を遂行し、研究開発課題に参加している学生のみ記入。

―共同研究課題に参加している他機関所属研究開発人材は除外して記入(貴機関所属の研究開発人材のみ記載)。

※※研究開発費とは新しい技術、製品を開発することや既存の知識を活用して新しい方法を発見するために行なわれた調査・研究活動に支出された費用で、間接費は除く。「研究開発活動調査」に回答した場合は「研究開発活動調査票」の「研究開発費」項目を参考にして記入。

―研究・開発課題(テスト生産及び商業化段階の課題は除く)にかかった費用に関する調査項目である(人文社会科学(芸術・体育)を含む)。

―純粋な人材育成事業、奨学事業、研究と関係ない教育・訓練費は含まれず、ヌリ事業やBK21事業は大学内で自主的な割合を決めて研究費を記入(例:5:5、6:4)。

―多年度事業である場合、1年単位で研究費を計算する。

研究開発(R&D)人材※	全体	人
	男性	人
	女性	人
研究開発(R&D)費※※	政府から受けた研究開発費	億ウォン
	企業から受けた研究開発費	億ウォン
	自己負担研究開発費	億ウォン

■知的財産担当組織及び人材

知的財産とは、人間による創造的活動の産物を総称する用語で、産業財産権(特許、実用新案など)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)及び権利化されていないアイデア、ノウハウなどをすべて含む。

産業財産権とは、産業上利用価値を持つ発明などに関する権利で、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権を含む。

—**特許権**とは、産業財産権の中で最も高度な技術性を持つもので、基本的に産業上の利用可能性、新規性、進歩性の三つの要件に基づいて登録できる。

—**実用新案権**とは、既存の物品を改良して実用性と有用性を高めた考案を出願して与えられる権利を意味する。

—**デザイン権**とは、産業的物品または製品の独創的で装飾的な外観形状を保護するために、登録を通じて許容される権利を意味し、技術とは関係なく物品の美的外観が視覚的観点から把握されるものを意味する。

—**商標権**とは、生産者または商人が商標を特許庁に出願して登録することで、登録商標を指定商品に独占的に使用できる権利を意味する。

著作権とは、著作者が本人の著作物を独占的に利用する、もしくはこれを他人に許諾できる人格的、財産的権利を意味する。

新知的財産権とは、経済・社会または文化の変化や科学技術の発展により新しい分野から出現する知的財産(知識財産基本法第3条の2)で、伝統的な知的財産権の範疇では保護が難しいコンピュータプログラム、遺伝子組み換え動植物、半導体の設計、インターネット、キャラクター産業などに関連する権利を意味する。

2. 知的財産担当組織及び人材の保有有無(□回答時点基準、該当欄にすべて✓チェック)

区分		保有有無		
(1) 知的財産担当組織	① 組織	②組織保有(担当組織名:)		
		知的財産担当組織の類型(組織を保有する場合、次のうち一つだけ✓チェック)		
	未保有	③ R&D企画・管理組織内(例: 大学産学協力団)	④ 一般行政組織内	
(2) 知的財産担当人材	① 人材	②人材保有		
		知的財産担当人材の類型(人材を保有する場合、次のうち一つだけ✓チェック)		
	未保有	③ 専門担当人材のみ保有	④ 専門担当人材及び兼任人材を保有	⑤ 兼任人材のみ保有

知的財産担当組織または人材は知的財産戦略企画、国内外産業財産権の出願及び登録・維持管理、知的財産権の動向調査、特許侵害関連の対応及び訴訟業務、知的財産権の販売またはライセンス交渉及び技術料管理などの業務を担当する組織及び人材を意味する。

—**知的財産専門担当人材**: 知的財産関連業務だけを専門的に行う人材

—**知的財産兼任人材**: その他部署の業務(例: 総務、人事、R&D企画)を行うと同時に知的財産関連業務を兼任する人材で、**知的財産業務の比重を考慮した全日労働従事者数(Full Time Equivalent、FTE)基準**で回答

3. 知的財産担当人材の状況(□回答時点を基準として該当欄に数字を記入、無ければ0と記入)

	専門担当人材	兼任人材(FTE基準)※
--	--------	--------------

(1) 全体知的財産担当人材の数	人	人
(2) 知的財産担当人材のうち弁理士の数	人	人

※知的財産兼任人材の場合、その他部署の業務(例：総務、人事、R&D企画)を行うと同時に知的財産関連業務を兼任する人材で、知的財産業務の比重を考慮した全日労働従事者数(Full Time Equivalent、FTE)基準で回答。

4. 知的財産担当人材(兼任人材を含む)の主要業務(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

遂行業務	遂行する	遂行しない
(1) 産業財産権の出願/登録/維持	①	②
(2) 知的財産関連の紛争/訴訟	①	②
(3) ライセンスなど知的財産の活用	①	②
(4) 知的財産の評価/分析/審査	①	②
(5) 特許分析を通じた研究開発戦略の策定	①	②
(6) 知的財産関連教育	①	②

5. 知的財産専門担当人材に対する需要及び採用計画(□回答時点基準、該当欄に数字を記入)

	知的財産専門担当人材*基準
(1) (需要) 補充が必要な人数	人
(2) (採用計画)**今後1年以内に採用予定の人数	人

※人材に対する需要は知的財産業務を専門的に担当する人材を基準に回答(兼任人材を除く)
 ※**機関の需要と違い、人材の採用は予算などによって変わる可能性があることを考慮し、「採用人数」は「需要人数」を超えないように記入。

■知的財産担当人材の職務教育

6. 知的財産担当人材に対する職務教育の状況(□2021年基準、該当欄にすべて✓チェック)

職務教育を実施している		していない
機関が独自に	外部機関を通じて	
①	②	③

7. 知的財産担当人材向け職務教育の実施を希望する場合、主に扱うべき教育内容は(□回答時点基準、該当するものはすべて✓チェック)

- ①特許制度 ②特許明細書の作成方法 ③特許情報の検索 ④特許紛争(訴訟)

- ⑤特許情報の分析方法(特許マップ) ⑥特許ライセンス(技術事業化)
- ⑦海外での特許出願及び訴訟 ⑧営業秘密保護 ⑨その他()

8. 知的財産専門担当人材の育成のために政府が今後推進すべき課題(□回答時点基準、1つだけ
✓チェック)

- ①大学に特許関連の教育課程及び学科を開設
- ②企業を対象とした実務中心教育課程の構成及び教材開発
- ③企業の特許教育を担当する専門講師の育成 ④新規知的財産人材の育成
- ⑤既存人材向け再教育プログラムの提供
- ⑥知的財産関連コンサルティングまたは相談の提供
- ⑦その他()

■知的財産関連の支出状況

9. 産業財産権の出願・審査・維持費用(□2021年または□会計年度基準、弁理士費用を含む)

		国内出願	海外出願(PCT出願を含む)
出願・審査費用		(万ウォン)	(万ウォン)
→	特許/実用新案権の出願・審査費用	%	%
維持費用		(万ウォン)	(万ウォン)
→	特許/実用新案権の維持費用	%	%
<small>―出願・審査費用は産業財産権の出願手数料、審査請求料、弁理士費用、決定系審判(特許出願に対する拒絶決定など審査官の処分不服して請求する審判)に必要とされる費用などを含む金額である。</small>			
<small>―維持費用は産業財産権の登録と権利維持に必要とされる金額で、登録料と年次料(年金)を含む金額である。</small>			

10. 国内知的財産サービスの活用状況(□2021年基準、該当欄に✓チェック及び金額を記入)

知的財産(IP)サービスとは、知的財産の創出、保護、活用などを支援する専門サービスのことで、情報の調査・分析、技術移転・取引、翻訳、コンサルティングなどのサービスを含む。

利用状況	分野	説明	支出額 (無ければ0と記入)
------	----	----	-------------------

利用している	①	(1) 知的財産法律代理	知的財産の出願・登録・更新・紛争・訴訟代理、費用管理、信託、技術料及びブランドの保護管理など(Q. 11の回答の中で代理人を利用した場合の支出額を記入)	万ウォン
		(2) 知的財産の評価、賃貸、仲介	知的財産の価値評価、取引のための仲介・斡旋・事業化の支援など	万ウォン
		(3) 知的財産情報サービス	知的財産関連の通訳・翻訳、情報調査・資料処理(先行技術及び技術動向を含む)、知的財産管理システム/DBの構築及び運営代行など	万ウォン
		(4) 知的財産コンサルティング・教育及び広報	知的財産コンサルティング・教育及び広報	万ウォン
		(5) 知的財産金融・保険	知的財産担保貸出など金融・保険(担保貸出を利用した場合、金融機関に支給した利子を記入)	万ウォン
		(6) 知的財産の創出支援及び出版、施設運営	知的財産関連印刷物の出版・複製(例:記録媒体複製業)、提供施設の運営(例:博物館、図書館)など	万ウォン
利用していない	利用していない理由(複数回答可能)			
	②	内部人材で当該業務の遂行が十分可能		
	③	必要性は認識しているが、どの機関を利用すれば良いのか分からない		
	④	知的財産サービスの費用が高い		
	⑤	知的財産サービス提供機関の品質が信頼できない		
	⑥	知的財産サービス提供機関の情報セキュリティが信頼できない		
	⑦	その他()		

11. (Q. 10で国内知的財産サービスを利用すると回答した場合)知的財産サービス提供機関別の利用割合(□2021年基準、該当欄に数値を記入)

区分	利用割合
(1) 企業(弁理士事務所を除く知的財産サービス専門企業)	%
(2) 弁理士事務所	%
(3) 公共機関(韓国特許情報院、韓国発明振興会、韓国特許戦略開発院、技	%

術保証基金など)	
合計	100%

■ (大学のみ回答) 知的財産関連教育の状況

12. 知的財産関連講座の開設有無及び状況 (□2021年基準、該当欄に✓チェック及び数値を記入)

開設状況		講座の開設状況	
開設されている	①	(1) 開設講座数	講座
		(2) 受講者数の合計	人
		(3) 講師の状況	①専任教員を保有 ②専任教員を未保有
開設されていない	②		

II. 知的財産の主要活動及び成果

■産業財産権の出願・登録状況

13. 産業財産権の海外出願/登録実績(□2021年基準、該当欄に数字を記入)

※同一の産業財産権を複数国家に個別に出願または登録した場合、それをすべて合算してご記入ください。例えば、A という特許を米国、日本、ドイツに出願した場合、出願件数は「1」ではなく「3」とご記入ください。

※※但し、PCT出願の場合は出願書に記載された指定国の数に関係なく「1」とご記入ください。

		特許権の海外出願/登録	デザイン権の海外出願/登録	商標権の海外出願/登録
出願 件数	個別国家**出願	(件)	(件)	(件)
	PCT***出願	(件)		
	登録件数**	(件)	(件)	(件)

14. 産業財産権の国内出願増減に及ぼす要因(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

主要産業財産権の国内出願増減に影響を及ぼす要因		重要度				
		低い ←	中間	→	高い	
機関内 部的な 要因	①研究開発投資または予算の増減による研究成果の変化	①	②	③	④	⑤
	②機関の産業財産権戦略の変化(量または品質中心の知的財産出願戦略、維持費用に対する収益性の変化など)	①	②	③	④	⑤
	③産業財産権に対する成果評価の比重変化または評価方向の変化(論文などその他成果に対する産業財産権実績評価比重の拡大または縮小、量的成果評価を控え、質的成果評価を目指すなど)	①	②	③	④	⑤
外部環 境的な 要因	④市場及び技術競争環境の変化(市場の拡大または縮小、新技術または新市場の出現など)	①	②	③	④	⑤
	⑤国内及び世界景気の変動(国内総生産の増減、物価及び為替レートの変化、世界金融危機など)	①	②	③	④	⑤
	⑥産業財産権の出願環境改善及び支援制度の強化(出願手数料の減免、手続きの簡素化、産業財産権の創出支援制度など)	①	②	③	④	⑤

■職務発明補償

職務発明：従業員(法人の役員を含む)がその職務に関して発明したものが性質上使用者・法人の業務範囲に属し、その発明を行った行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明(特許、実用新案、デザイン)

職務発明補償制度：従業員は職務発明に対して特許などを受ける権利や特許権などを契約や勤務規定に基づいて使用者・法人に承継する、もしくは専用実施権を設定した場合には、正当な補償を受ける権利を持つ制度(発明振興法)

職務発明補償規定：使用者・法人が従業員の職務発明を承継し、正当な補償を行うことを定めた契約または勤務規程で、

- i) 別途の職務発明補償規程を設けているか、
- ii) 勤労契約、勤務規則、就業規則などに職務発明の承継及び補償に関する規定を設けた場合にも職務発明補償規定を保有するものと認める。

15. 職務発明補償類型別の規定保有有無及び補償実施の状況(□2021年基準、該当欄にすべて✓チェック)

区分	(1) 補償類型別の規定保有有無			(2) 2021年の補償実施状況	
	金銭的補償	非金銭的補償 (昇進、成果評価に反映)	該当規定なし	金銭的補償	非金銭的補償
(1) 発明申告/出願/登録補償*	①	②	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 出願留保補償	①	②	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 実施/処分補償	①	②	③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注意) 貴社の職務発明補償規定に職務発明の承継以後各段階別に従業員などに対する補償規定があるかどうかと、当該規定に基づいて実際に補償が行われたのかどうかを区分して回答する(補償規定を保有していても、直前年度における対象者の不在などによって実際補償の実施は「いいえ」と答えることができる)。

—発明申告/出願/登録補償：発明申告、出願、登録など個別手続きが完了した職務発明を対象に支給する補償

—出願留保補償：会社が職務発明を承継した後、営業秘密などを理由として出願しない、もしくは出願を放棄または取り下げた場合に支給する補償

—実施/処分補償：職務発明を発明者が属する会社で利用した場合(自社実施)、ライセンス契約などを通じて他の企業に移転した場合(他社実施)、売却などで処分して(処分)収益が発生した場合に支給する補償

16. 職務発明に対する非金銭的補償(業績評価など)(□2021年基準、該当欄に✓チェック)

	業績評価などに反映	反映しない
(1) 特許など産業財産権の国内出願	①	②
(2) 特許など産業財産権の海外出願	①	②
(3) 特許など産業財産権の国内登録	①	②
(4) 特許など産業財産権の海外登録	①	②
(5) 産業財産権の移転や売却による技術料収入の発生	①	②

17. (Q. 15で2021年金銭的補償を実施したと答えた場合)支給された職務発明補償費用*(□2021年または□会計年度基準、該当欄に数字を記入)

補償の種類	補償費用	支給人数	権利件数***
-------	------	------	---------

(1) 発明申告/出願/登録補償	万ウォン	人	件
(2) 出願留保補償	万ウォン	人	件
(3) 実施/処分補償	万ウォン	人	件

※職務発明補償費用とは、回答企業が定めた補償制度に基づいて発明者と創作者などに支給した補償金である。

※※権利件数とは、当該期間に職務発明関連の金銭的補償が支給された権利件数の合計を意味する。

■知的財産の移転状況

知的財産は産業財産権(特許、実用新案、デザイン、商標)、著作権、新知的財産権(営業秘密、半導体配置設計など)、ノウハウなどをすべて含む。

知的財産など技術移転とは、技術の譲渡、実施権許諾、技術指導、共同研究、ジョイント投資またはM&Aなどの方法で技術保有者からその他の者に移転されることを意味する(技術の移転及び事業化促進に関する法律第2条)。

18. 知的財産の移転類型による実績(□2021年基準、該当欄に数字を記入)

	国内に売却または移転	海外に売却または移転
企業などに移転した知的財産件数(A=B+C+D)	件 このうち特許件数 件	件 このうち特許件数 件
(共同または委託研究開発契約など)研究開発契約に技術移転義務条項(強制実施)が含まれて移転または売却された知的財産の件数(B)	件 このうち特許件数 件	件 このうち特許件数 件
→ 権利行使に制約のない 移転(licensing-out)件数(C)	件 このうち特許件数 件	件 このうち特許件数 件
独自保有知的財産の 売却(sale)件数(D)	件 このうち特許件数 件	件 このうち特許件数 件
他の企業などに移転した知的財産件数のうち現物出資または技術指導は含まれない。		

19. 知的財産の有償実施許諾または売買契約の成果(□2021年基準または□会計年度基準、該当欄に数字を記入)

契約対象	移転(譲渡)	通常実施	専用実施
(1) 国内企業	(万ウォン)	(万ウォン)	(万ウォン)
(2) 海外企業	(万ウォン)	(万ウォン)	(万ウォン)

20. 保有中の国内外登録産業財産権の活用状況(□回答時点基準、該当欄に数字を記入)

	特許権	デザイン権
--	-----	-------

	国内	海外	
権利保有件数(A=B+C)	件	件	件
活用件数(B)	件	件	件
→ このうち経済的収益が発生した権利数	件	件	件
未活用件数(C)	件	件	件

国内及び海外に「登録されて有効な」特許権及びデザイン権だけを対象とする。

- 「権利保有件数」には現在(回答時点)を基準に、登録されて(取消、無効、放棄などで権利が消滅されず)権利が維持されている件数の合計を記入
- 「活用件数」には外部機関に移転(ライセンス)、実験室創業及び研究員創業などに活用、子会社(技術出資会社、研究所企業など)に現物出資及び企業と共同研究による共同出願などで活用されている権利件数をすべて考慮して記入
- 「経済的収益が発生した権利件数」には、活用中の権利件数のうち、企業などへの移転や実験室創業、研究員創業などに活用されている産業財産権の中で、これを通じて経済的収益(技術料収入、売上など)が発生した権利の件数を記入(活用件数より多くてはならない)

21. 保有している出願及び登録産業財産権を活用したR&D遂行及び認証獲得の有無(□2021年または□会計年度基準、該当欄にすべて✓チェック)

産業財産権は各種R&D事業及び主要認証を獲得することにおいて基盤根拠となり得るため、本質問項目では貴機関が国家及び民間R&D事業の受注の時(提案書作成など)、各種認証獲得のための申請の時に出願及び登録の産業財産権を活用した事例をすべて含む。

NET(New Excellent Technology)認証とは、技術標準院及び韓国産業技術振興協会が運営主体として、新技術を早期発掘して優秀性を認証することで新技術の商用化及び取引を促進し、初期市場への進出基盤作りを目的として設けられた認証制度
NEP(New Excellent Product)認証とは、技術標準院が運営主体として、国内で最初に開発された技術、またはこれに準ずる代替技術を適用した製品を認証することで、製品の初期販路開拓を支援し、技術開発を促進することを目的として設けられた制度

世界一流商品認証とは、産業資源通商部が運営主体として、韓国国籍の企業が生産する製品で一定の条件を満たした商品のうち、産業資源通商部の長官が「現在世界一流商品」または「次世代世界一流商品」として選定した商品を意味する。

(1) 産業財産権を活用したR&D受注の経験の有無	R&D受注のために産業財産権を活用した経験がある		活用経験なし		
	政府R&Dに活用	民間R&Dにかつう用			
	①	②	③		
(2) 産業財産権を活用した主要認証獲得経験の有無	主要認証獲得のために産業財産権を活用した経験がある				活用経験なし
	NET認証の獲得	NEP認証の獲得	世界一流商品認証の獲得	その他認証の獲得	
	①	②	③	④()	⑤

■知的財産管理に対する政策需要

22. 現在国内の知的財産保護水準に対する意見(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

大幅な弱化が必要	漸進的な弱化が必要	現水準が適正	漸進的な強化が必要	大幅な強化が必要
①	②	③	④	⑤
知的財産保護水準とは、特許制度のように知的財産に権利を付与するシステムの効率性と知的財産権が他人によって侵害された時に対抗できる行政的、司法的措置がどの程度備えられているのかを意味する。				

23. 国内大学及び公共研究機関の効果的な知的財産の管理及び保護を支援するための政策支援(□回答時点基準、該当欄に✓チェック)

知的財産の保護において特に脆弱であると感じる部分に対しては以下の質問項目のうち「(6)その他」欄にご記入ください。

	政府政策の必要性				
	低い ←	中間	→	高い	
(1) 学界、研究界と国民の認識向上のための教育、広報の強化	①	②	③	④	⑤
(2) 知的財産侵害に対する民事損害賠償額の増額	①	②	③	④	⑤
(3) 知的財産侵害に対する刑事処罰の強化	①	②	③	④	⑤
(4) 大学・公共(研)向けコンサルティング、法律相談など政府支援事業の強化	①	②	③	④	⑤
(5) 調停、仲裁など安価で簡素な代替的紛争解決制度の活性化	①	②	③	④	⑤
(6) その他 ()	①	②	③	④	⑤

24. 知的財産の活用(移転または事業化)時の問題点(回答時点基準、該当欄に✓チェック)

- ①事業化に必要な後続研究開発及び資金の不足
- ②技術移転・事業化専門人材の不足
- ③需要機関の発掘が難しい(自社マーケティング能力の不足または技術仲介機関の能力不足)
- ④技術料の算定が難しい(信頼できる評価機関の不足)
- ④保安上の問題で取引の推進が難しい(模倣品の登場など紛争の可能性)
- ⑤その他()

Ⅲ. 特許基盤の知的財産活動

該当部分の調査項目は「特許における特異な項目」に対してより明確に把握するためのもので、直近2年間(2019-2020年)特許、実用新案を2件以上出願した機関は必須的にご回答ください。

■主要知的財産活動の遂行状況

25. R&D段階別の知的財産関連活動の遂行状況(□2021年基準、該当欄に✓チェック)

R&D段階	主要活動	遂行状況	遂行時の人材(該当欄にすべて✓チェック)	
			内部	外部
(1)R&D企画及び遂行	先行特許(技術)調査	遂行 ① 未遂行 ②	知的財産担当人材 ③ R&D人材 ④ その他(企画など)人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関⑦
(2)成果創出	発明審議(出願前審査)	遂行 ① 未遂行 ②	知的財産担当人材 ③ R&D人材 ④ その他(企画など)人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関⑦
(3)成果管理	保有知的財産権に対する実態調査	遂行 ① 未遂行 ②	知的財産担当人材 ③ R&D人材 ④ その他(企画など)人材 ⑤	弁理士事務所 ⑥ 専門調査/評価機関⑦

先行特許(技術)調査とは、新技術の開発などのための研究開発(R&D)活動の前に、特許DBなどを活用して開発したい技術に対する先行技術または当該技術と同一または類似する特許が存在しているかどうかなどを調査することである。機関レベルで行う先行技術調査活動及び研究者レベルで行う先行技術調査活動をすべて含む。

発明審議(出願前審査)とは、提出された発明申告書に対して産業財産権出願などの前に職務発明委員会などを通じて発明の評価、承継可否、出願可否、審査請求可否などを決定することを意味する。

保有知的財産権に対する実態調査とは、特許などの維持/放棄決定、事業化有望技術及び移転対象技術などを発掘するために保有する知的財産権の価値を把握することを意味する。

26. 機関レベルの特許(技術)情報調査に対する支援有無(□2021年基準、該当するものすべて✓チェック)

- ①機関の主要研究分野に対する各国の特許情報、技術動向などを調査して特許マップを構築し、研究者に提供
- ②(研究者からの要請がある場合)開発したい技術の動向や類似する特許が存在するかどうかを調査し、研究者に提供
- ③研究者に技術動向や先行特許(技術)調査のための費用を支援

④特に支援していない

27. 発明申告(Invention disclosure)件数に対する特許など産業財産権の出願比率(□2021年基準、該当欄に数値を記入)

発明申告(Invention disclosure)件数	(1)+(2)+(3)件
(1)産業財産権の出願など公式的な権利保護手続きを実施	件
(2)(営業秘密として維持するなど)非公式的な権利保護手続きを実施	件
(3)(経済性、技術性不足などの理由で)出願を留保または放棄	件

■技術取引機関、技術マーケティング会社との協力

28. 直近3年間技術取引、技術マーケティングのために国内外の企業、技術取引機関などに業務を依頼する、もしくは業務提携を締結したことがあるかについて(□2019-2021年基準、該当欄に✓チェック)

	業務協約の 締結	業務依頼	依頼してい ない
(1)国内企業	①	②	③
(2)国内公共機関(地域技術移転センター、韓国産業技術振興院、韓国発明振興会など)	①	②	③
(3)国内の技術取引会社	①	②	③
(4)海外の技術取引会社	①	②	③

29. (Q. 28で技術取引機関などに業務を依頼、または協約を締結した場合)費用の主な支給方法(□直近3年間、該当欄に✓チェック)

- ①調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(定額)
 ②調査/マーケティング費用など活動費(前金)+成功報酬(技術移転収益などによる定率)
 ③成功報酬(定額) ④成功報酬(技術移転収益などによる定率) ⑤その他()

30. 技術取引システムの活用度(□直近3年間、該当欄に✓チェック)

区分	例示	活用 しな い	活用度 低い ← 中間 → 高い

(1) 国内オンライン取引システム/DB	IP-Market (国家知的財産取引プラットフォームフォーム)、NTB、未来技術広場、Tech Bridgeなど	①	②	③	④	⑤
(2) 国内オフライン取引システム	特許技術移転説明会、公共技術移転ロードショー、インタービズなど	①	②	③	④	⑤
(3) 海外オンライン取引システム/DB	yet2.com、nttc.edu、CITTCなど	①	②	③	④	⑤
(4) 海外オフライン取引システム	TechConnect World、企業ヨーロッパネットワーク (EEN) など	①	②	③	④	⑤

■個人情報の収集・利用に関する同意のご案内

弊社は、調査参加に対する回答確認及びギフト進呈のため、下記のように個人情報を収集・利用いたします。内容をご確認の上、同意するかどうかをお決めください。

個人情報の収集・利用の内訳

項目	収集目的	保有期間
氏名、電話番号、部署/職位	回答内容の確認/ギフト進呈	調査終了後廃棄

※上記の敏感な情報の処理に関する同意を拒否する権利があります。但し、同意を拒否する場合はギフトの進呈が制限されます。

上記のように個人情報を収集・利用することに同意しますか？ 同意 未同意

最後まで質問にお答え頂き、誠にありがとうございます。

研 究 陣	研究責任者	イム・ヒョジョン	韓国知識財産研究院	研究委員
	研究参加者	クァク・ヒョン	韓国知識財産研究院	専門委員
		チョン・チャンシク	韓国知識財産研究院	前任研究員
調 査 担 当		キム・ヒョニル	(株)コリアデータネットワーク	チーム長
		パン・ムンヨン	(株)コリアデータネットワーク	研究員

2022年度知的財産活動調査

2022年12月

発 行 日	特許庁長 イ・インシル
発 行 者	特許庁 産業財産政策課(www.kipo.go.kr)
発 行 処	大田市西区庁舎路189 政府大田庁舎4棟 TEL. 042) 481-8180
印 刷	キョンソン文化社 02-786-2999

利用許諾類型	表示マーク	利用許諾範囲
[第4類型] 第1類型+商業的 利用禁止+変更禁止		- 出処表示 - 非商業的利用のみ可能 - 変形など2次的著作物の作成禁止